

福生市こども計画

令和7年度～令和11年度

『こどもまんなか ふっさ』が実感できるまち



令和7年3月
福生市

はじめに

少子化の進行、人口減少を背景として、時代の変化とともに、子どもを取り巻く環境は、ますます複雑かつ多様化しています。家族形態の変化や地域コミュニティ意識の希薄化により、子育てに悩む保護者の孤立、また、潜在化しているヤングケアラー※や、経済的に困難な状況にある世帯の子どもたちへの貧困の連鎖等、子どもと子育て家庭に係る課題は多岐にわたっており、地域社会全体で支援していくことが求められています。



一方、国においては、幅広い子ども政策を推進するため、令和5年4月に「こども家庭庁」が設置されるとともに、「こども基本法」が施行されました。

これを受け、福生市では、子どもや若者に関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、これまで推進してまいりました「子ども・子育て支援事業計画」を継承しながら、若者に関すること、子どもの貧困の解消に向けた対策に関すること、そして次世代育成支援に関することを包含して、「福生市こども計画」を策定いたしました。

未来を担う子ども・若者が権利の主体として、夢と希望を持って健やかに成長し、将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか ふっさ」の実現に向け、更なる子ども・子育て施策の推進を図り、市民の皆様が充実した、より良い子育て環境を体感していただけるような事業を展開してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査やパブリックコメント等に御協力をいただきました市民の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言をいただきました福生市子ども・子育て審議会の委員の皆様、並びに関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

福生市長 加 藤 育 男

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の経過	4
第2章 福生市の現状について	7
1 福生市の子どもと若者を取り巻く環境	7
2 アンケート調査結果から見える現状	26
3 高校生ワークショップ結果から見える現状	51
4 子育て支援者ヒアリング結果から見える現状	52
5 福生市こども計画に向けた課題	54
第3章 計画の基本的な考え方	59
1 基本理念	59
2 基本的な視点	60
3 基本目標	62
4 施策の体系	64
5 成果指標	65

第4章 「こども施策」の展開	67
基本目標1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	67
基本目標2 乳幼児期から思春期までの継続した育ちの支援	71
基本目標3 学童期から青年期までの継続した育ちの支援	75
基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援	78
基本目標5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進 ..	83
基本目標6 「こども施策」の共通の基盤となる取組の推進	87
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ..	91
1 教育・保育提供区域の設定	91
2 人口の見込み	92
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	92
4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	96
5 地域子ども・子育て支援事業	101
第6章 計画の推進	119
1 施策の実施状況の点検及び評価	119
2 関係機関等との連携	119
資料編	121

第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

福生市においても、平成27年度から「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ計画として、「福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して、魅力あるまちづくりを進めてきました。

その後、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、「こども施策」（「こども」に関する施策とこれと一体的に講ずべき施策をいいます。）の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法となっています。

また、「日本国憲法」、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての「こども」が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。そして、同じく令和5年4月に、「こども」の健やかな成長及び「こども」のある家庭の子育てに対する総合的な支援、「こども」の権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しました。加えて、令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、「こども施策」を総合的に推進するための基本的な方針等を一元的に定める「こども大綱」が閣議決定されました。

このような国等の動向を踏まえ、福生市においても、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、新たに「福生市こども計画」を策定しました。



2 計画の位置付け

「福生市こども計画」は、全ての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、地域社会が一体となって「こども施策」を推進するための福生市の取組であり、「福生市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画に位置付けるとともに、「こども基本法」第10条第2項に規定する「市町村こども計画」として策定します。

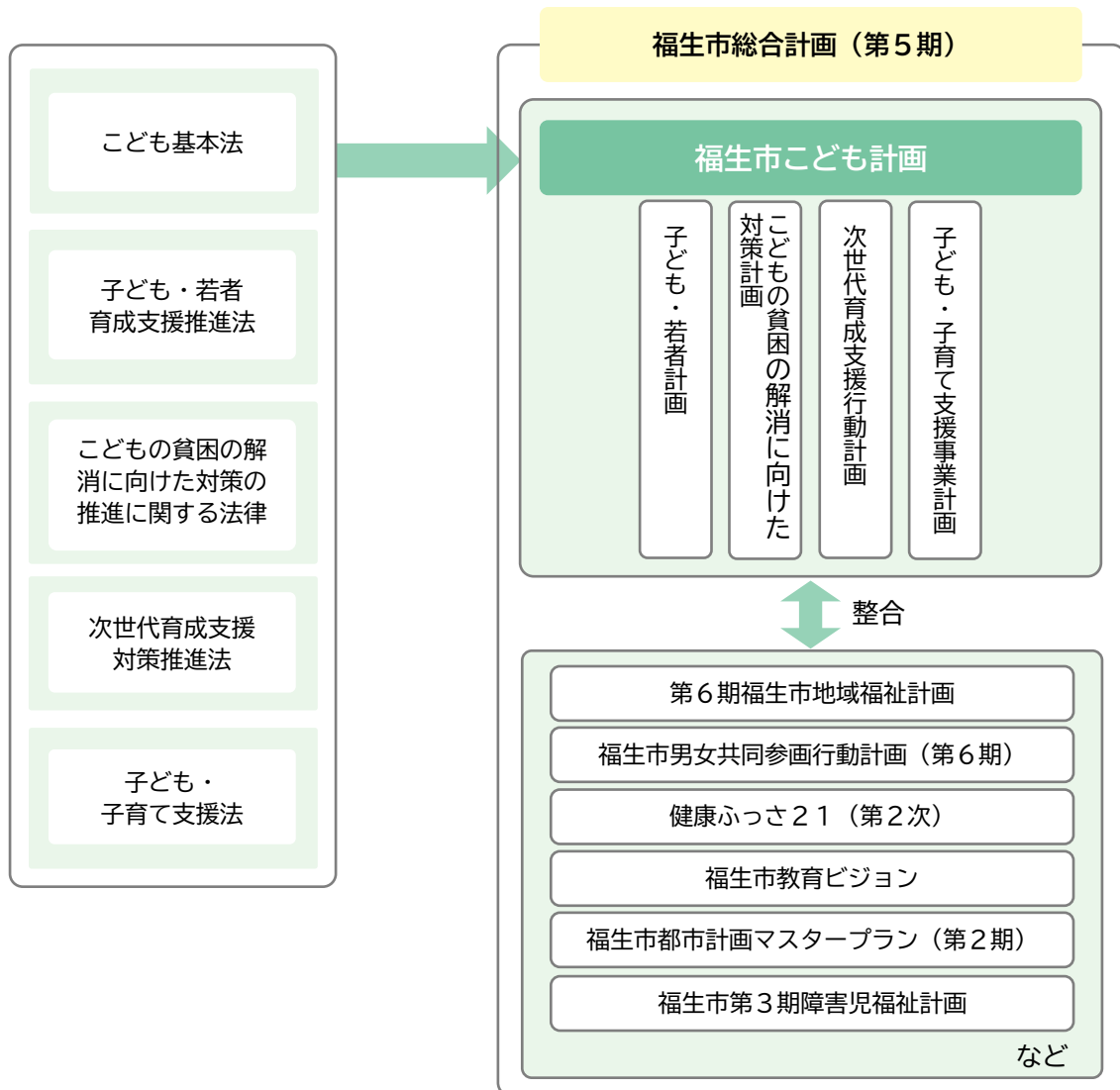
また、この計画は、「こども基本法」第10条第5項の規定により「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に規定する「市町村計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に規定する「市町村行動計画」、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして作成するものとし、福生市で策定するほかの計画との整合を図ります。

そして、この計画は、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）及び思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）だけでなく、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満まで）、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者を対象とします。

なお、「若者」については、思春期と青年期の者とし、対象であることを示す場合には、分かりやすくする観点からその語を用いることとします。

計画名	法律	内容
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画
こどもの貧困の解消に向けた対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画

【 計画の位置付け 】



3 計画の期間

「福生市こども計画」は、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5か年とします。
 なお、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画期間

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
福生市こども計画				

4 計画策定の経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

市民の方の子ども・子育てに関する考えや意見を聴き、調査結果を計画策定の基礎資料として活用するために「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

ア 調査対象者と回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	1,200 人	521 人	43.4%
小学生保護者	1,200 人	348 人	29.0%
中学生保護者	600 人	214 人	35.7%
小学生本人	600 人	155 人	25.8%
中学生本人	600 人	209 人	34.8%
計	4,200 人	1,447 人	34.5%

イ 調査期間

令和5年12月8日～12月28日

(2) 子どもの権利に関する子ども本人調査の実施

子ども本人に対し、子どもの権利に関するアンケート調査を実施しました。

ア 調査対象者と回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
小学生（子どもの権利）	1,113 人	773 人	69.5%
中学生（子どもの権利）	1,110 人	511 人	46.0%
高校生（子どもの権利）	600 人	110 人	18.3%
計	2,823 人	1,394 人	49.4%

イ 調査期間

令和5年12月8日～12月28日

(3) 若者意識調査の実施

青年期を中心とする若い世代の状況を把握し、計画に反映させることを目的として、インターネットフォームを使ったWebアンケートによる若者の意識調査を実施しました。

ア 調査対象者と回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
市内在住・在勤（在学）のおおむね15歳から39歳までの方	（オープン調査）	135 人	（オープン調査ため記載なし）

イ 調査期間

令和6年8月1日～8月22日

(4) 高校生ワークショップの実施

子ども・若者の意見を取り入れるため、市内の高校に通う生徒を対象に任意参加型のワークショップを実施しました。

ア 日時：令和6年6月15日

イ 場所：もくせい会館3階会議室

ウ 内容：市内の高校2校から計20人が参加し、4グループに分かれて意見交換を行いました。

(5) 子育て支援者ヒアリングの実施

特別な配慮が必要な子ども・若者の状況や、必要な支援を把握することを目的として、関係機関の職員へのヒアリングを実施しました。

ア 期間

○ ヒアリングシートの回答期間 令和6年7月11日～25日

○ 対面式のヒアリング実施期間 令和6年8月14日～21日

イ 対象施設

児童館※、こども家庭センター※、児童発達支援センター※、放課後等デイサービス事業所、日本語学校、こども食堂運営事業者、青少年自立援助センター

(6) 福生市子ども・子育て審議会による審議

子育て当事者等の意見を反映するとともに、子ども・若者を取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「福生市子ども・子育て審議会」により、計画の内容について審議しました。

第2章

福生市の現状について

1 福生市の子どもと若者を取り巻く環境

(1) 人口のまとめ

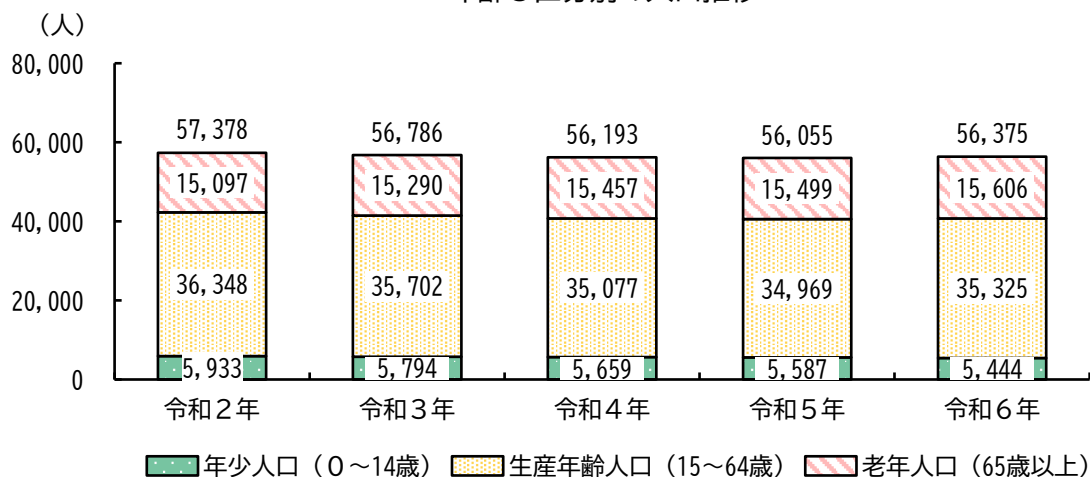
ア 福生市における人口の推移

福生市の総人口は、令和6年には56,375人となっています。

年少人口（0～14歳）は、令和2年は5,933人（総人口の10.3%）でしたが、令和6年には5,444人（総人口の9.7%）となっている一方で、老年人口（65歳以上）については令和2年は15,097人（総人口の26.3%）でしたが、令和6年には15,606人（総人口の27.7%）と増加しています。



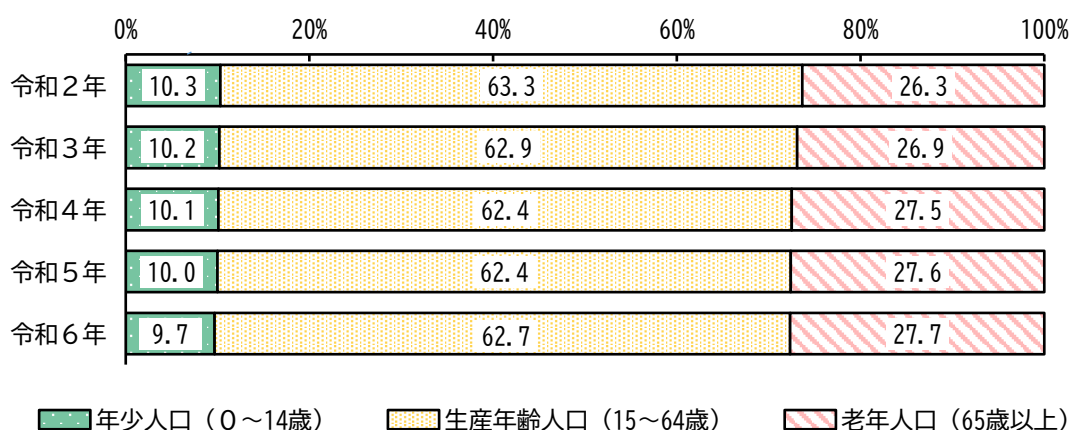
年齢3区分別の人口推移



資料：住民基本台帳（外国人含む・各年4月1日）

年齢3区分別の割合を見ても、年少人口は令和2年では総人口に対し10.3%でしたが、令和6年には9.7%に、生産年齢人口は令和2年では総人口の63.3%でしたが、令和6年には62.7%に減少しています。老年人口は令和2年では総人口の26.3%でしたが、令和6年には27.7%となり、福生市においても少子高齢化が進行しています。

年齢3区分別人口構成の推移

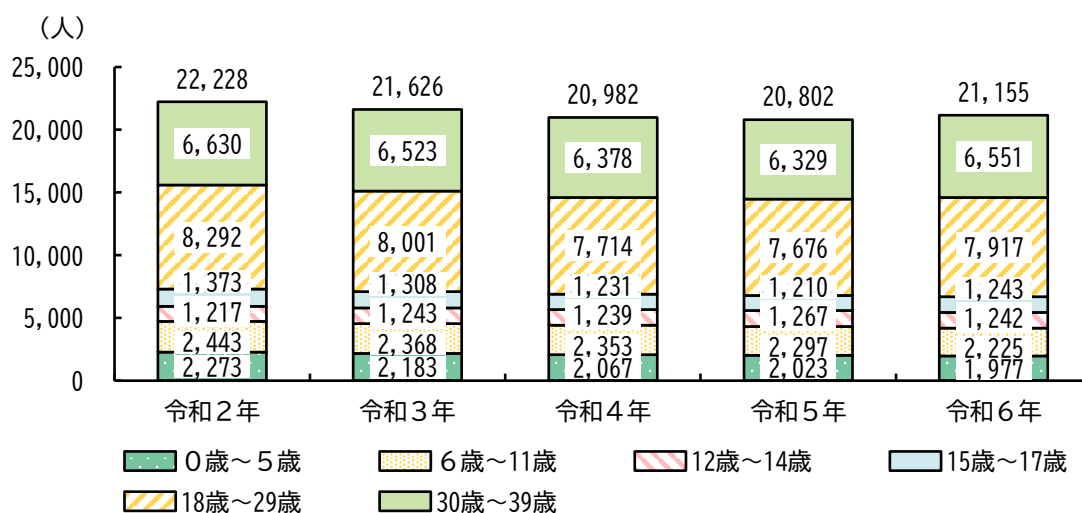


資料：住民基本台帳（外国人含む・各年4月1日）

イ 福生市における子ども・若者人口の推移

子ども・若者人口は、減少傾向にあり、令和6年では21,155人となっています。年齢別に見ると、令和2年に比べ、0歳～5歳においては296人減少、18～29歳においては375人減少しています。

子ども・若者人口の推移

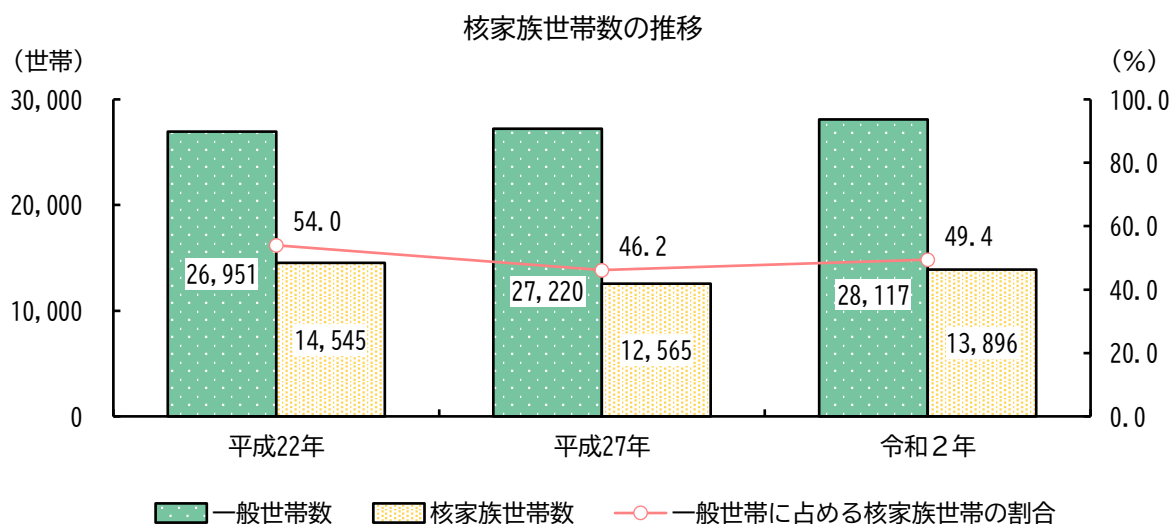


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯のまとめ

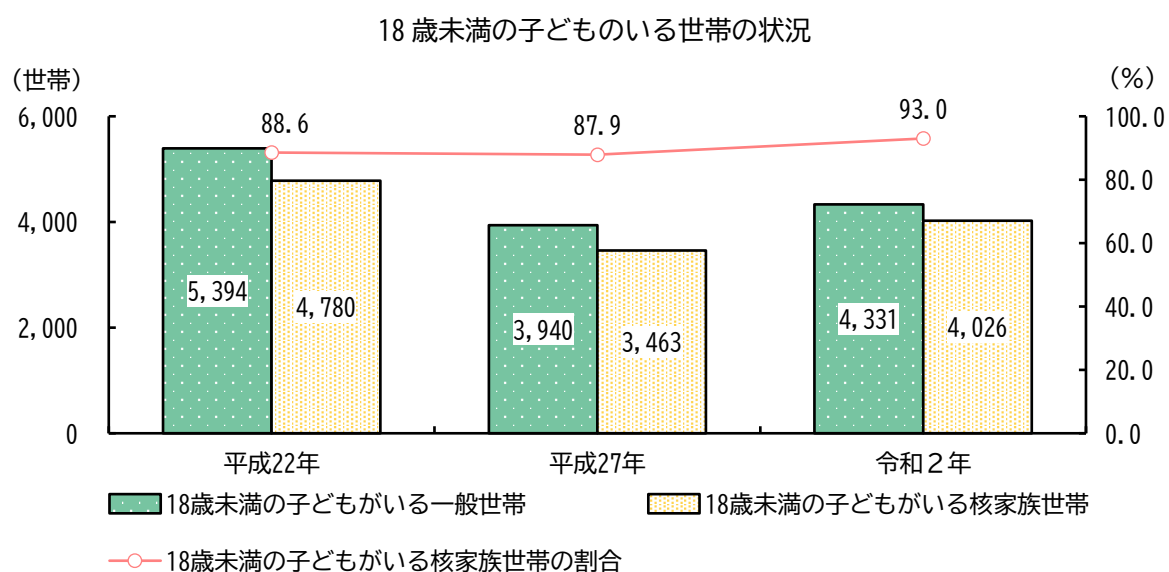
ア 福生市における核家族世帯数等の推移

一般世帯数は、増加傾向にありますが、核家族世帯数は減少傾向にあります。一般世帯に占める核家族世帯の割合を見ても、減少傾向にあり、令和2年では49.4%と、平成22年に比べ4.6ポイント減少しています。



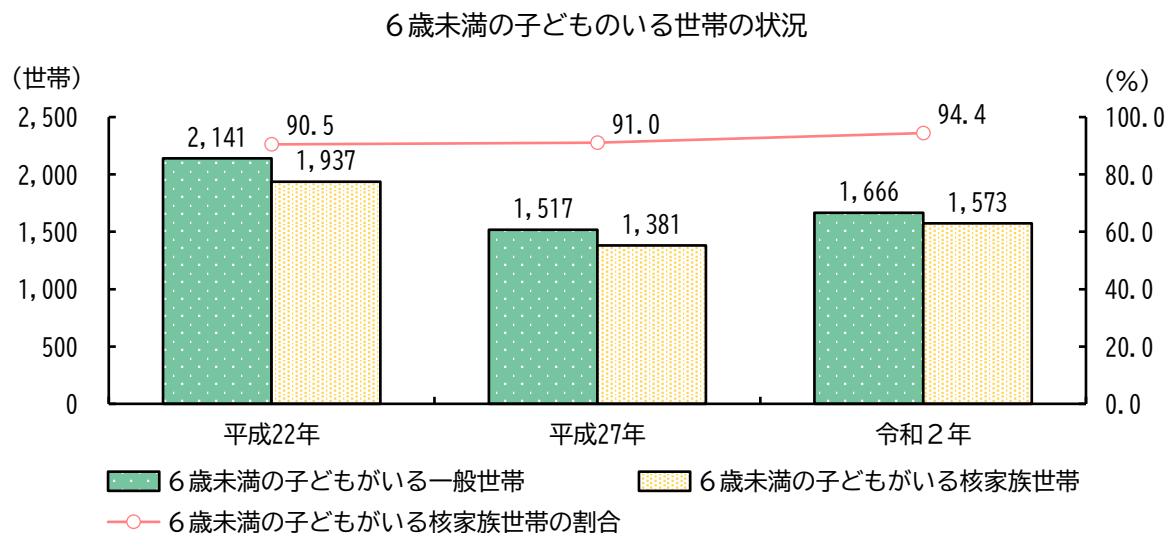
イ 福生市における18歳未満の子どもがいる世帯の状況

18歳未満の子どもがいる一般世帯、18歳未満の子どもがいる核家族世帯どちらも、平成22年と比べ、減少していますが、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加傾向にあり、平成22年の88.6%に対し、令和2年では93.0%と4.4ポイント増加しています。



ウ 福生市における6歳未満の子どものいる世帯の状況

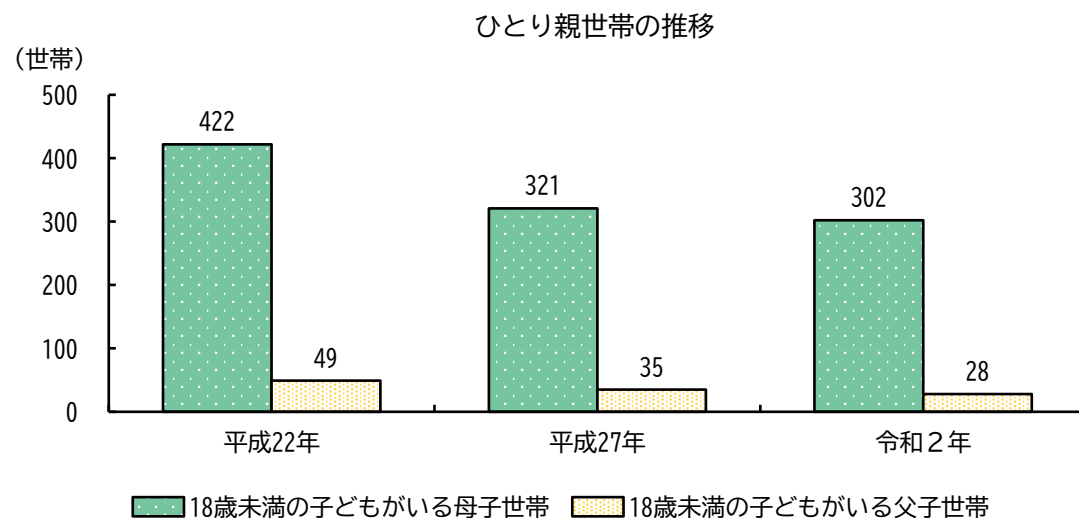
6歳未満の子どものいる一般世帯、6歳未満の子どものいる核家族世帯どちらも、平成22年と比べ、減少していますが、6歳未満の子どものいる核家族世帯の割合は増加傾向にあり、平成22年が90.5%なのに対し、令和2年では94.4%と3.9ポイント増加しています。



資料：国勢調査

エ 福生市におけるひとり親世帯の推移

18歳未満の子どものいる母子世帯、18歳未満の子どものいる父子世帯のどちらも減少しています。令和2年の数値を平成22年と比べると、18歳未満の子どものいる母子世帯では120世帯、18歳未満の子どものいる父子世帯では21世帯の減少が見られます。

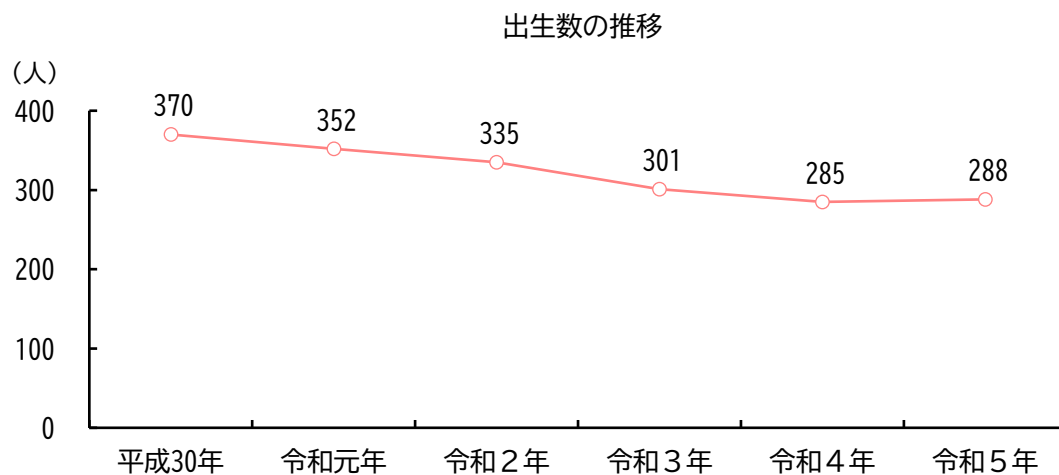


資料：国勢調査

(3) 出生のまとめ

ア 福生市における出生数の推移

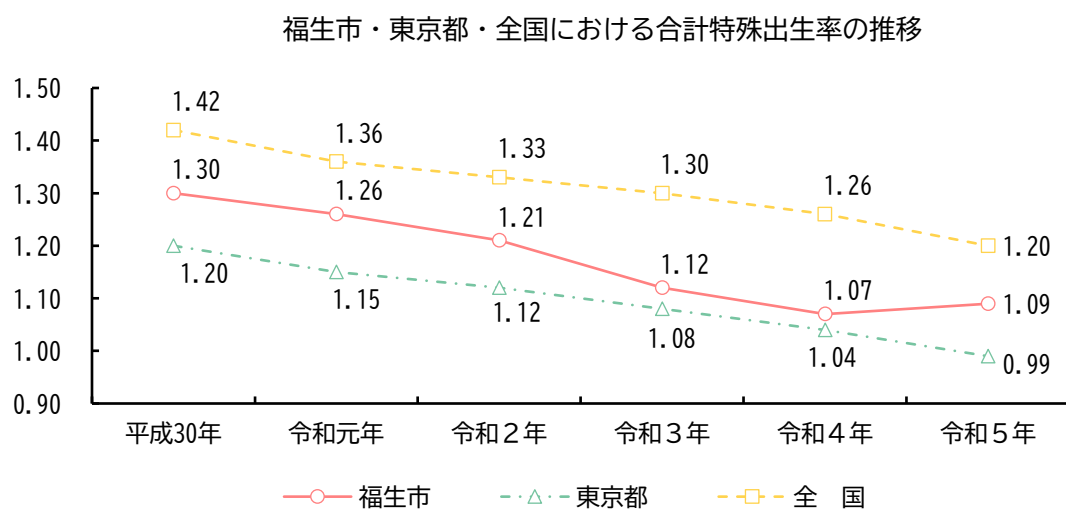
出生数は平成30年以降減少が続いています。令和4年には300人を下回り、平成30年から令和5年までの5年間で82人減少しています。



資料：東京都人口動態統計

イ 福生市・東京都・全国における合計特殊出生率※の推移

合計特殊出生率を見ると、令和5年で、福生市では1.09となっており、東京都に比べ高くなっていますが、全国平均1.20に比べると低くなっています。



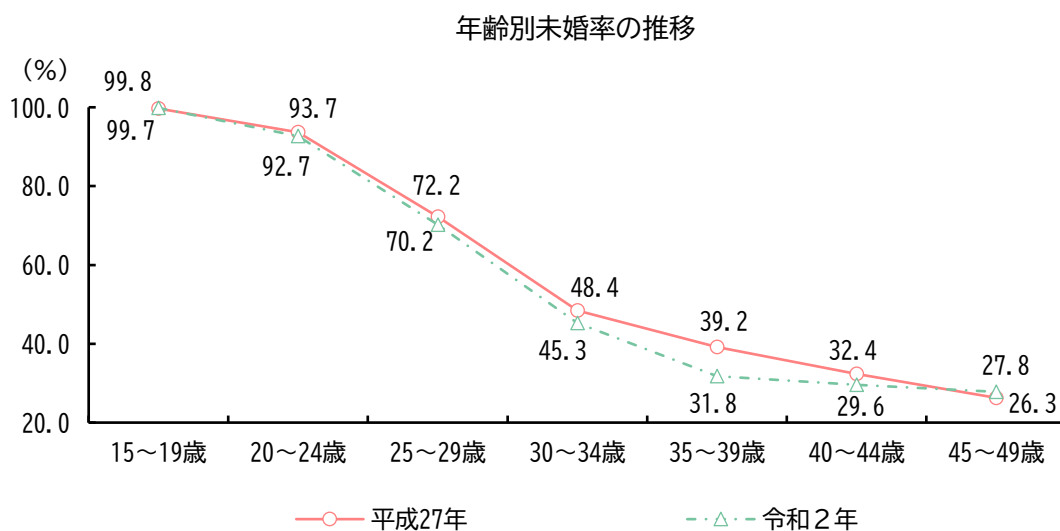
資料：東京都人口動態統計

※巻末の用語解説参照

(4) 婚姻の動向

福生市における年齢別未婚率の推移

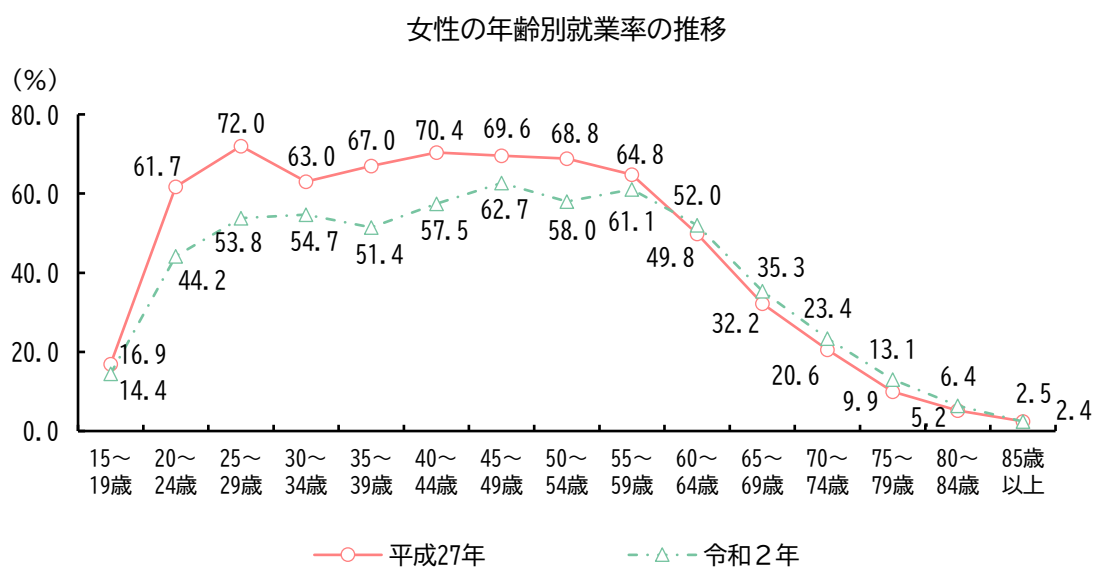
未婚率は、ほぼ全ての年代で減少しています。令和2年には25～29歳が70.2%、30～34歳が45.3%となっています。



(5) 就業のまとめ

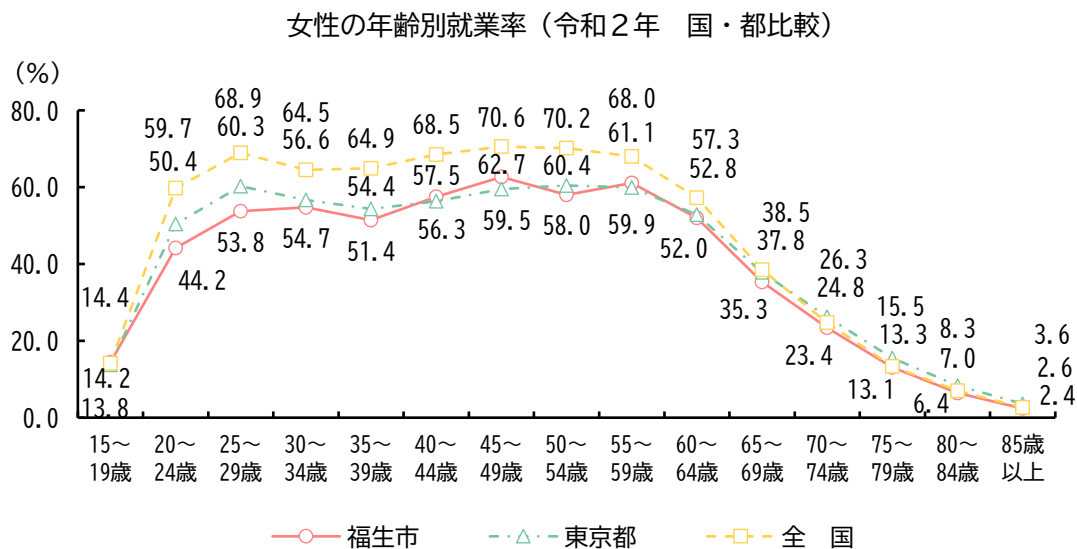
ア 福生市における女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率を平成27年と令和2年で比較すると、15歳から59歳では令和2年が低くなっています。



イ 福生市における女性の年齢別就業率（令和２年 国・都比較）

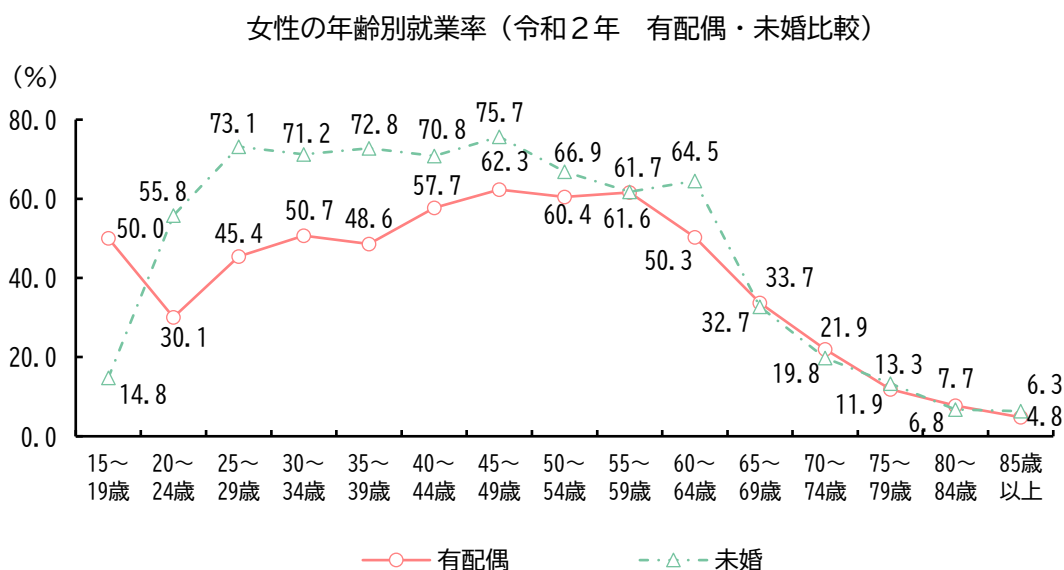
令和２年の女性の年齢別就業率を国、都と比較すると、ほぼ全ての年齢で全国より低く、40歳～49歳、55歳～59歳で東京都より高くなっています。



資料：国勢調査

ウ 福生市における女性の年齢別就業率（令和２年 有配偶・未婚比較）

令和２年の女性の有配偶・未婚別就業率を見ると、20歳～64歳の既婚者と比較し、未婚者の就業率が高くなっています。

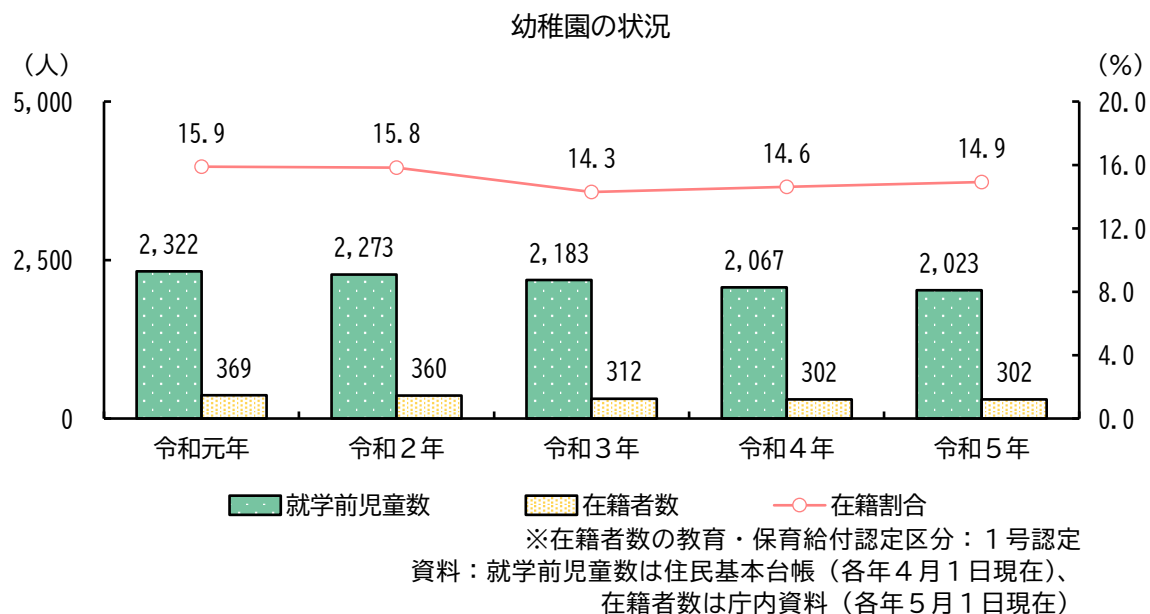


資料：国勢調査

(6) 保育サービスの現状

ア 福生市における幼稚園の状況

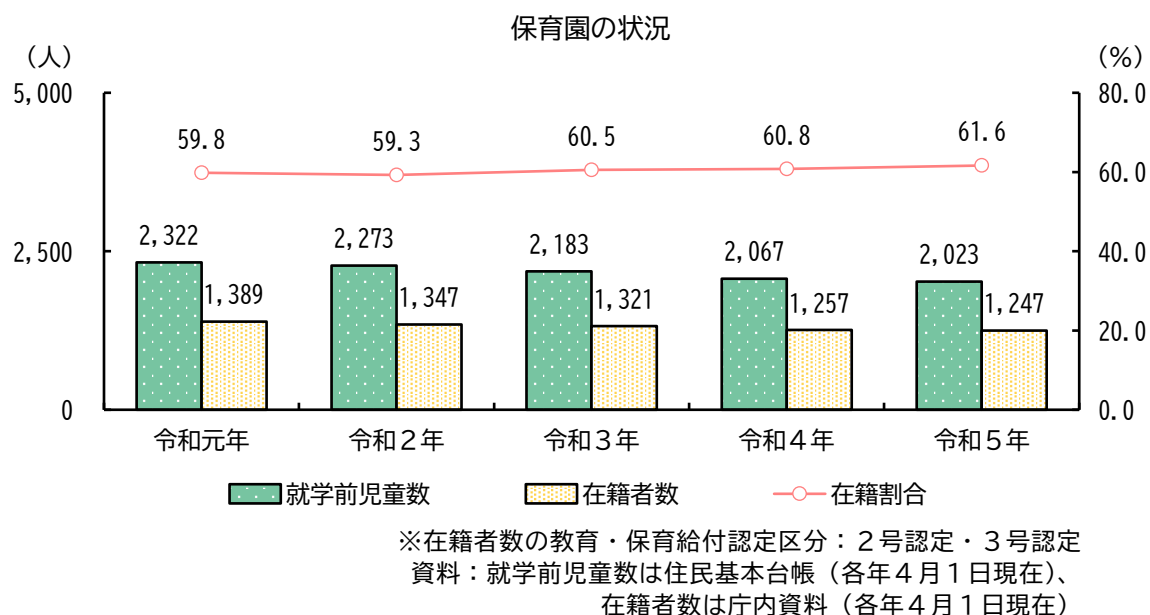
就学前児童数は年々減少傾向にあります。就学前児童数に対する幼稚園在籍者数の割合を見ると、令和元年では15.9%なのに対し、令和5年では14.9%と1.0ポイント減少しています。



イ 福生市における保育園の状況

就学前児童数に対する保育園在籍者数の割合を見ると、令和元年では59.8%なのに対し、令和5年では61.6%と1.8ポイント増加しています。

なお、待機児童※の数は、平成28年度以降0人となっています。

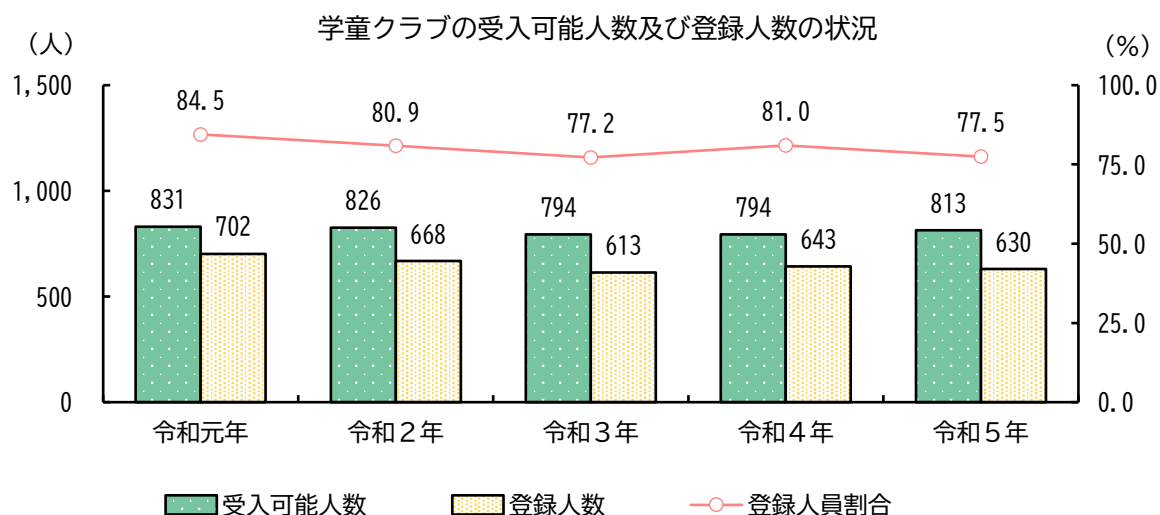


※巻末の用語解説参照

(7) 学童クラブ・ふっさっ子の広場※・児童館の状況

ア 福生市における学童クラブの受入可能人数及び登録人数の状況

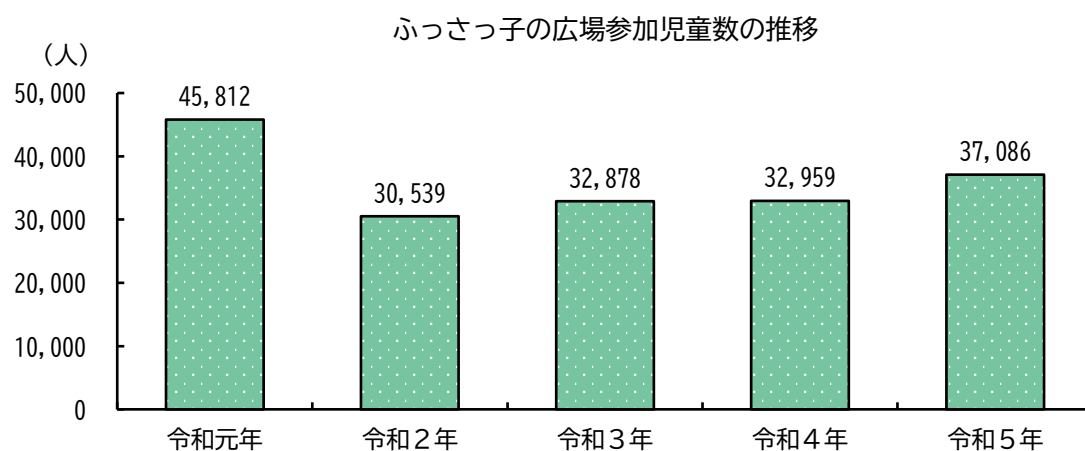
登録人数を見ると、増減を繰り返しており、令和5年は630人となっています。
 なお、待機児童数は、平成29年度以降0人となっています。



資料：庁内資料

イ 福生市におけるふっさっ子の広場参加児童数の推移

ふっさっ子の広場参加児童数は令和2年以降増加しており、令和5年は37,086人となっています。

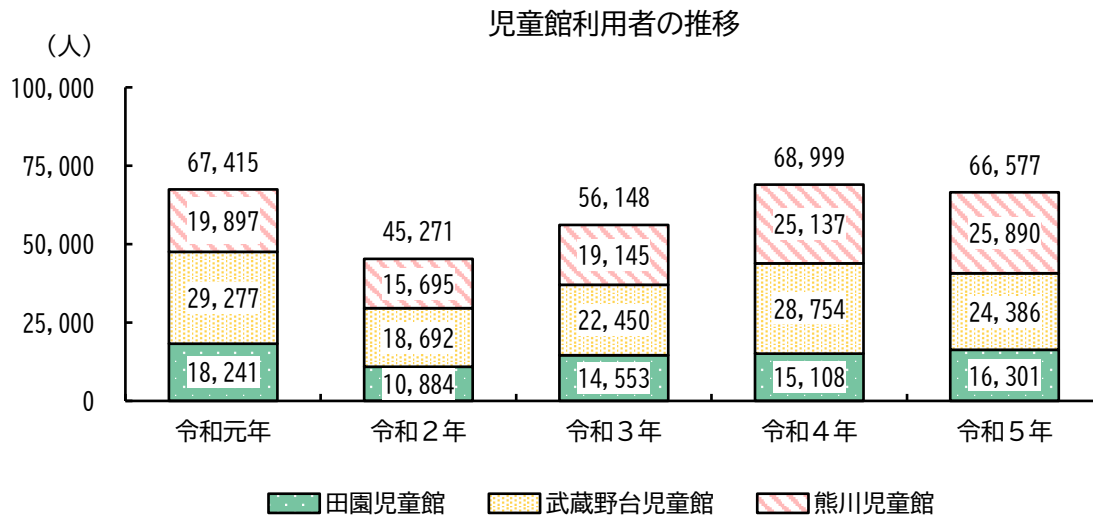


資料：庁内資料

※巻末の用語解説参照

ウ 福生市における児童館利用者の推移

令和5年の児童館利用者の内訳を見ると、熊川児童館の人数が最も多く、25,890人となっており、次いで武蔵野台児童館の人数が24,386人となっています。

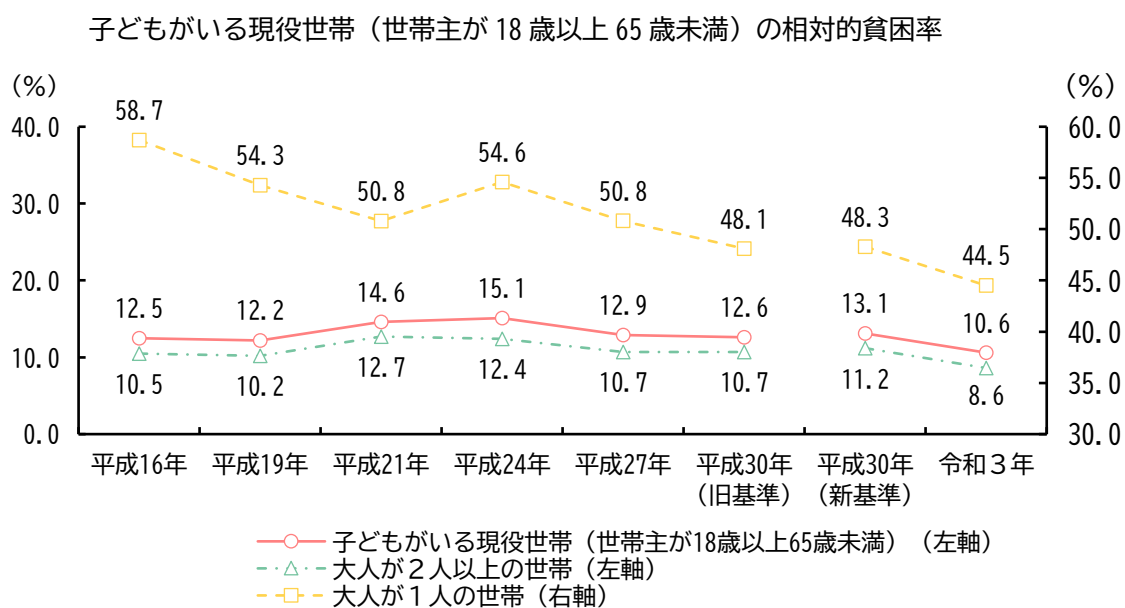


(8) 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率

福生市における子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率

令和3年は10.6%であり、そのうち、大人が1人いる世帯（いわゆるひとり親）の相対的貧困率は44.5%、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は8.6%となっています。

こうした指標等から、ひとり親家庭等、大人1人で子どもを養育している家庭において、特に経済的に困窮しているという実態がうかがえます。



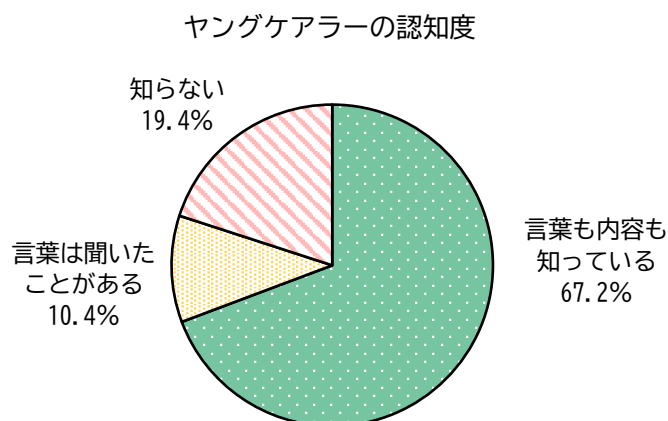
資料：2022（令和4年）国民生活基礎調査

(9) ヤングケアラーの状況

ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、これまで法制上の位置付けがありませんでしたが、令和6年6月に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として明記されました。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担があることで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があります。しかしながら、家庭内のプライベートな問題であること、さらに「ヤングケアラー」の概念が浸透していない中で本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい構造となっています。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を見ると、就学前児童の保護者のヤングケアラーの認知度は、「言葉も内容も知っている」の割合が67.2%となっています。



資料：福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

(10) 外国人住民の状況

福生市における外国人住民の状況

福生市は総人口に占める外国人の割合が大きく、令和5年度で、4,091人の外国人が登録しています。その国籍は69か国（無国籍を除く。）であり、国別にみるとベトナムが1,103人と最も多く、次いでネパールが628人、中国が455人となっています。

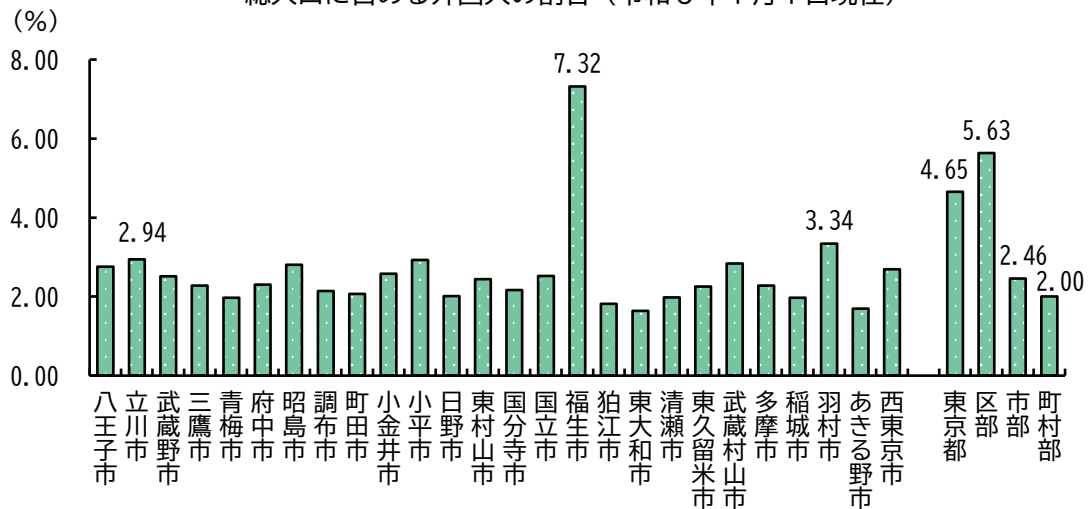
国籍・地域別外国人住民人口（令和6年3月31日現在）

単位：人

国籍・地域	人数	国籍・地域	人数	国籍・地域	人数
ベトナム	1,103	台湾	96	ウズベキスタン	19
ネパール	628	ギニア	61	イラン	14
中国	455	バングラデシュ	59	マレーシア	14
フィリピン	430	インドネシア	52	カナダ	9
ペルー	215	ブラジル	48	ロシア	8
韓国	165	パキスタン	41	ウクライナ	7
タイ	119	ガーナ	34	パラグアイ	7
ミャンマー	115	モンゴル	34	ナイジェリア	6
米国	109	スリランカ	31	その他・無国籍	91
インド	101	朝鮮	20	合計	4,091

資料：事務報告書

総人口に占める外国人の割合（令和6年1月1日現在）

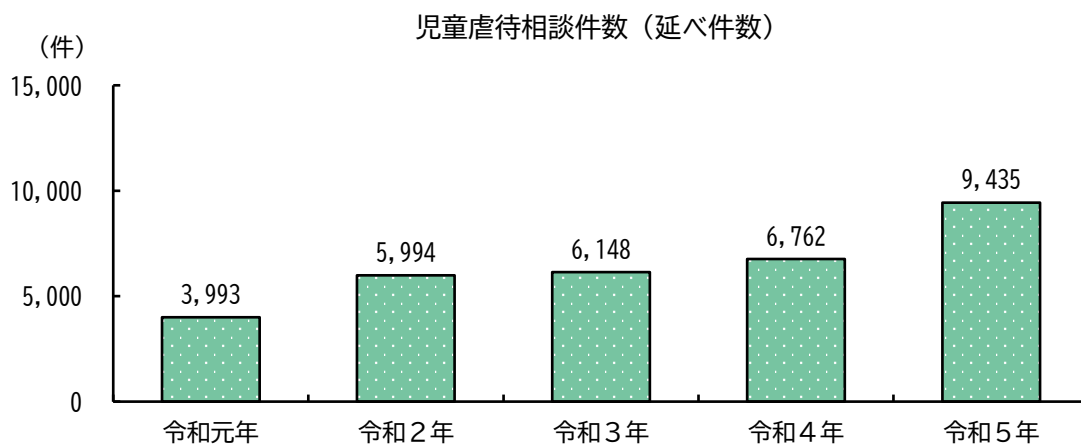


資料：住民基本台帳（令和6年1月1日）

(11) その他の状況

ア 福生市における児童虐待相談件数（延べ件数）

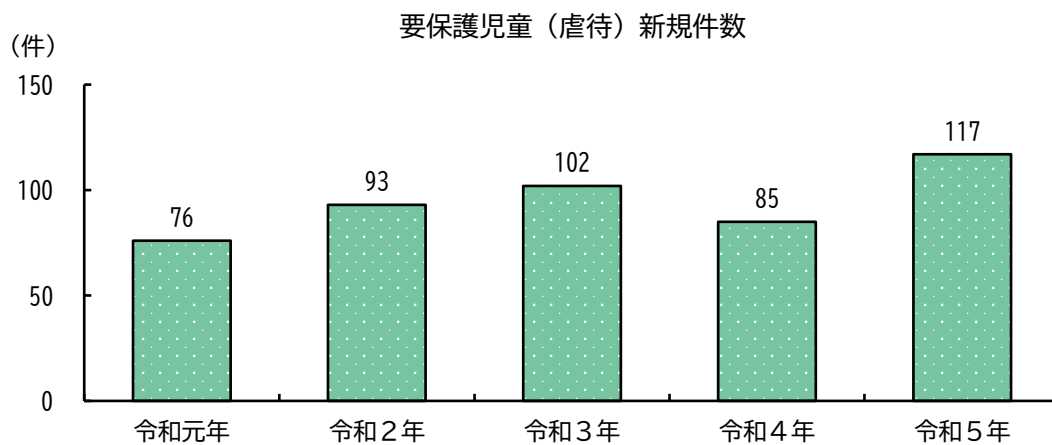
増加傾向にあり、令和5年に9,435件となっています。



資料：庁内資料

イ 福生市における要保護児童（虐待）新規件数

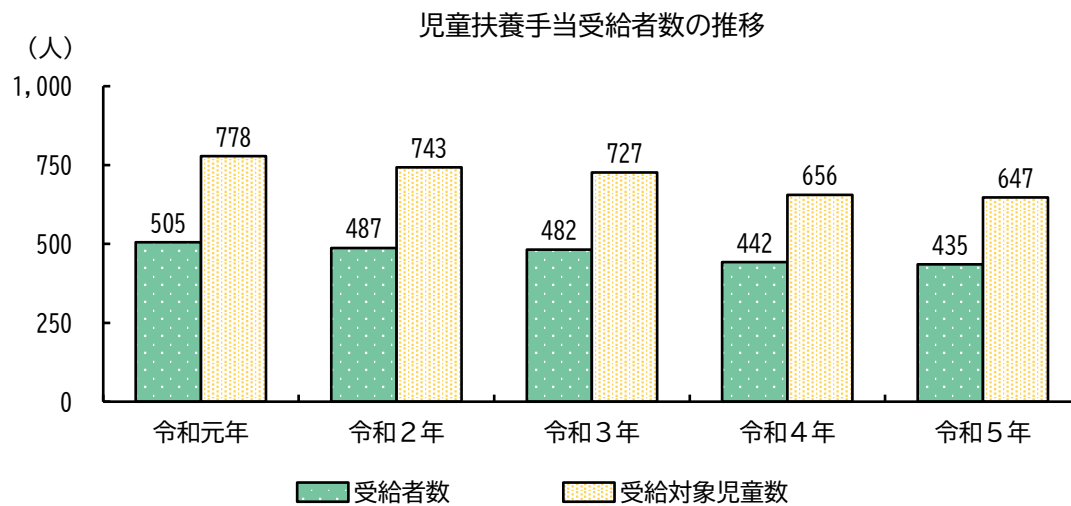
増加傾向にあり、令和5年に117件となっています。



資料：庁内資料

ウ 福生市における児童扶養手当受給者数の推移

受給者数、受給対象児童数ともに減少傾向にあり、令和5年で受給者数が435人、受給対象児童数が647人となっています。



資料：庁内資料

エ 福生市におけるこども食堂の状況

年間利用者数（延べ人数）は1,331人となっており、利用者数の6割近くを18歳未満の児童が占めています。

こども食堂支援事業 支援団体数及び年間実施実績回数

単位：団体、回

	令和5年度
こども食堂支援事業 支援団体数	2
年間実施実績回数	98

資料：庁内資料

こども食堂年間利用者数（延べ人数）

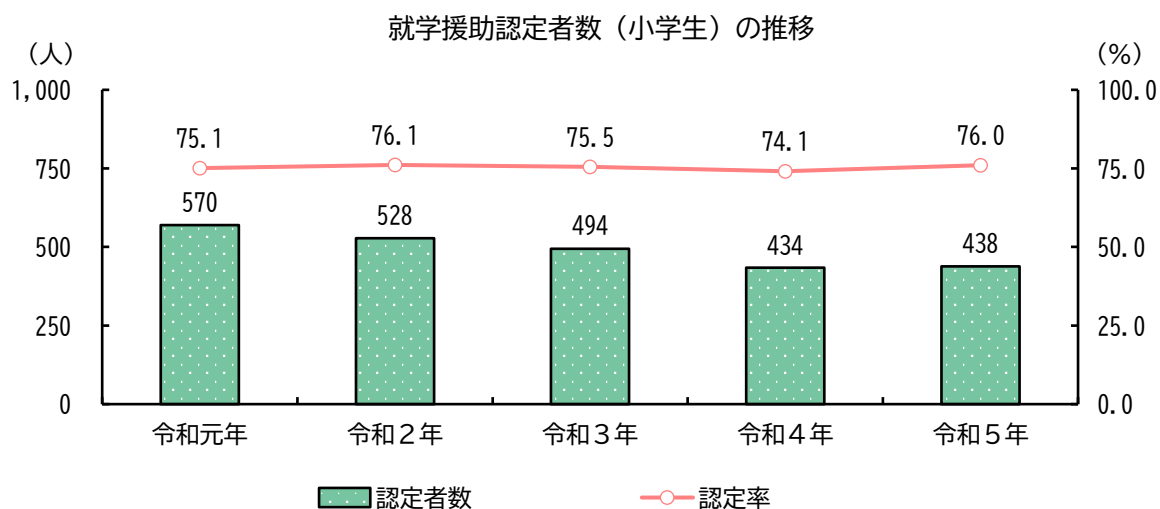
単位：人

	令和5年度
18歳未満の児童	759
児童の保護者	154
その他	418
合計	1,331

資料：庁内資料

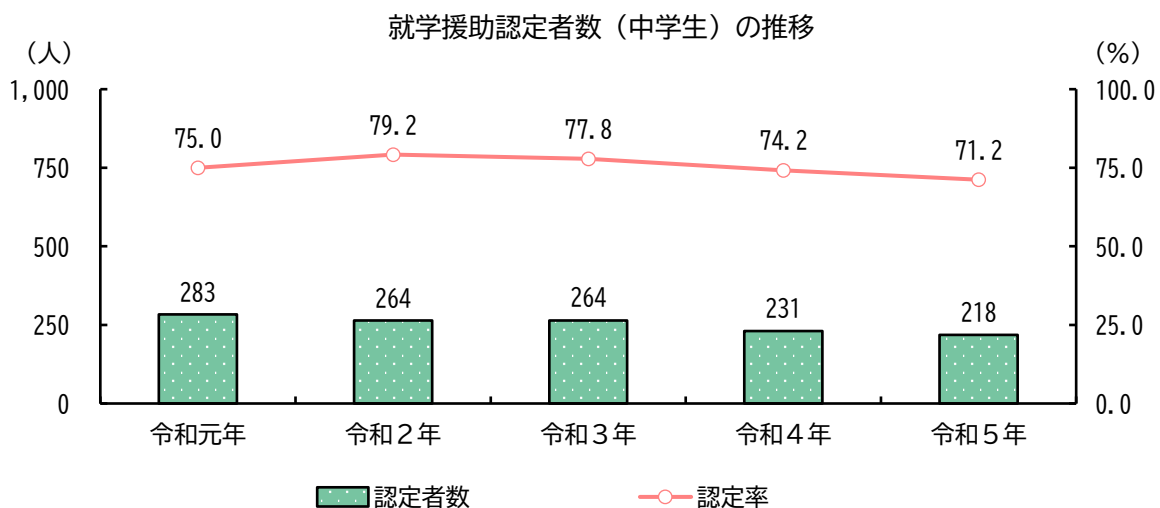
オ 福生市における就学援助認定者数（小学生）の推移

増減を繰り返しており、令和5年で認定者数は438人、認定率（申請者数に対する認定者数の割合）は76.0%となっています。



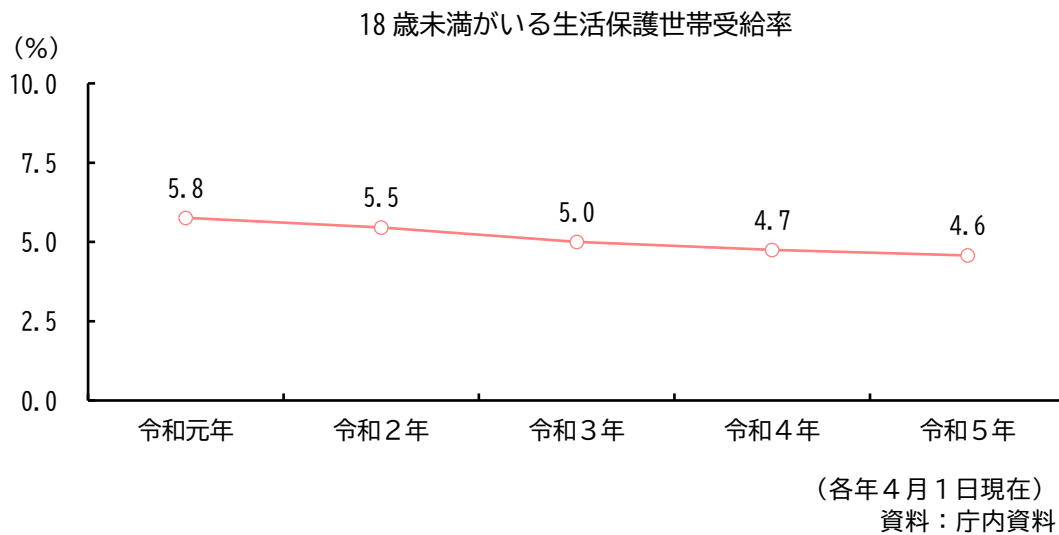
カ 福生市における就学援助認定者数（中学生）の推移

減少傾向にあり、令和5年で認定者数は218人、認定率（申請者数に対する認定者数の割合）は71.2%となっています。



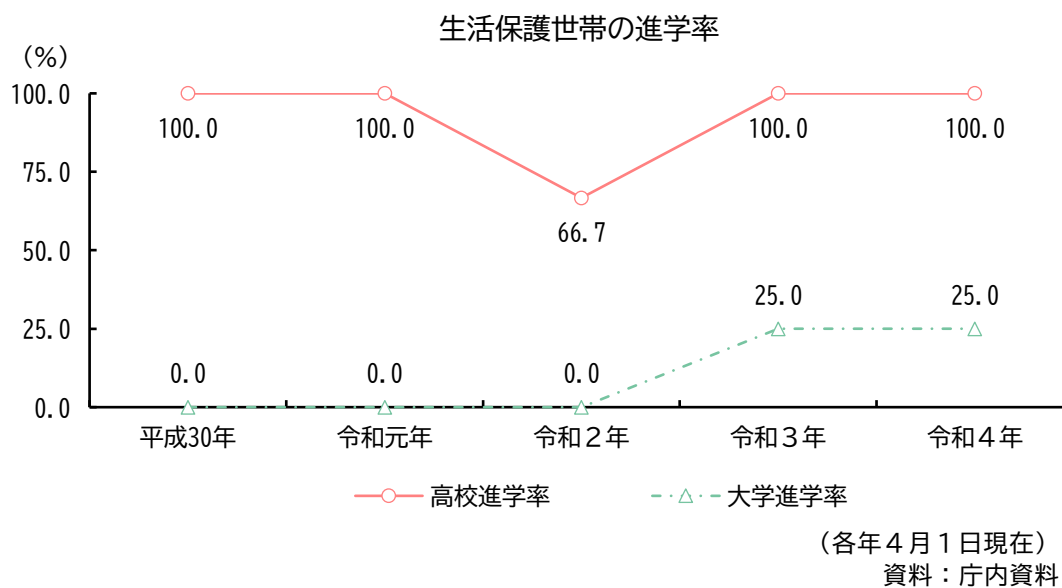
キ 福生市における18歳未満がいる生活保護世帯受給率

減少傾向にあり、令和5年で受給率は、4.6%となっています。



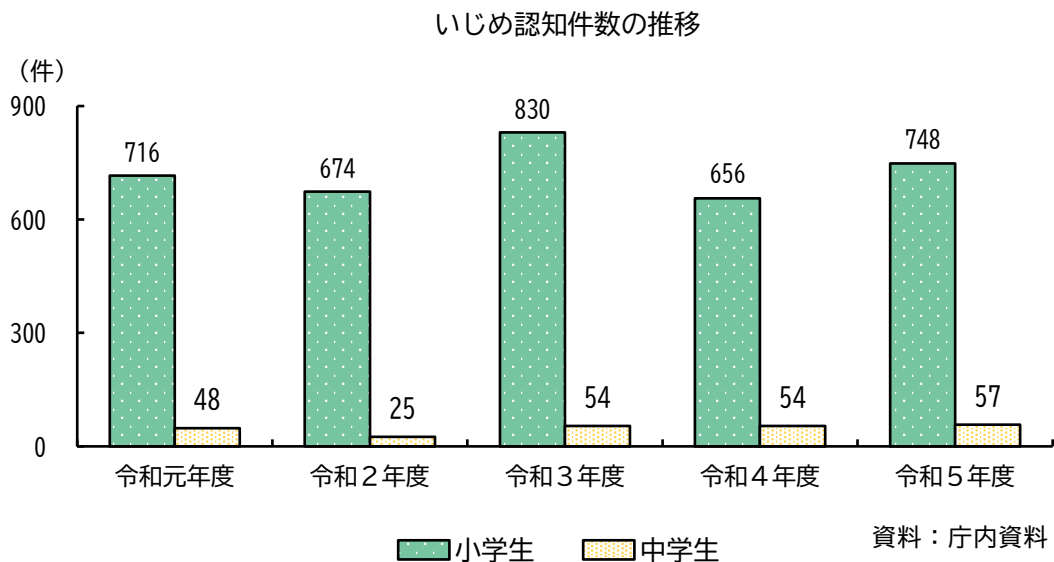
ク 福生市における生活保護世帯の進学率

高校進学率は令和2年に66.7%まで下がりましたが、その後は100.0%で推移しています。一方、大学進学率は増加傾向にあり、平成30年から令和2年までは0.0%でしたが、令和5年で進学率は、25.0%となっています。



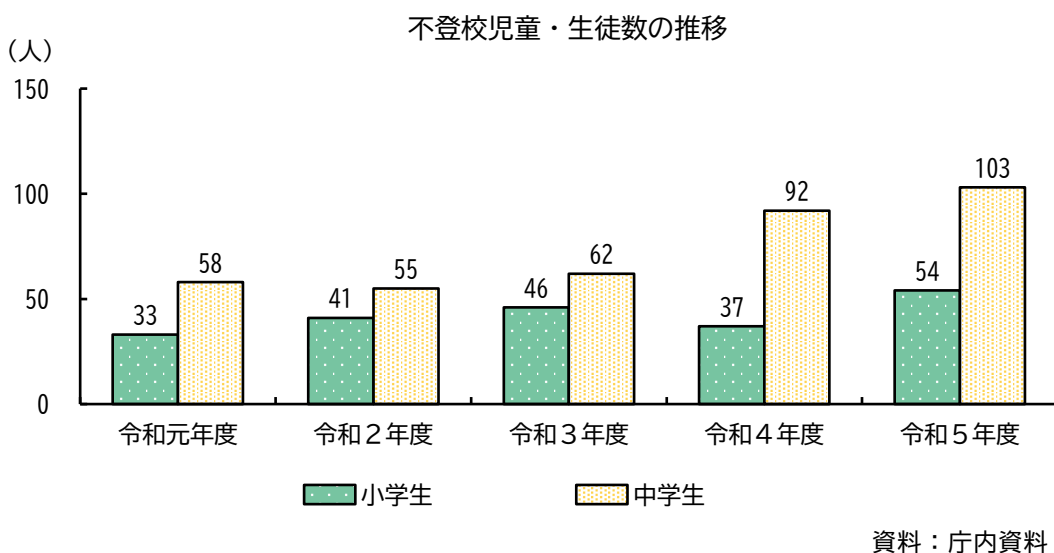
ケ 福生市におけるいじめ認知件数の推移

増減を繰り返しており、令和5年度では小学生が748件、中学生は57件となっています。



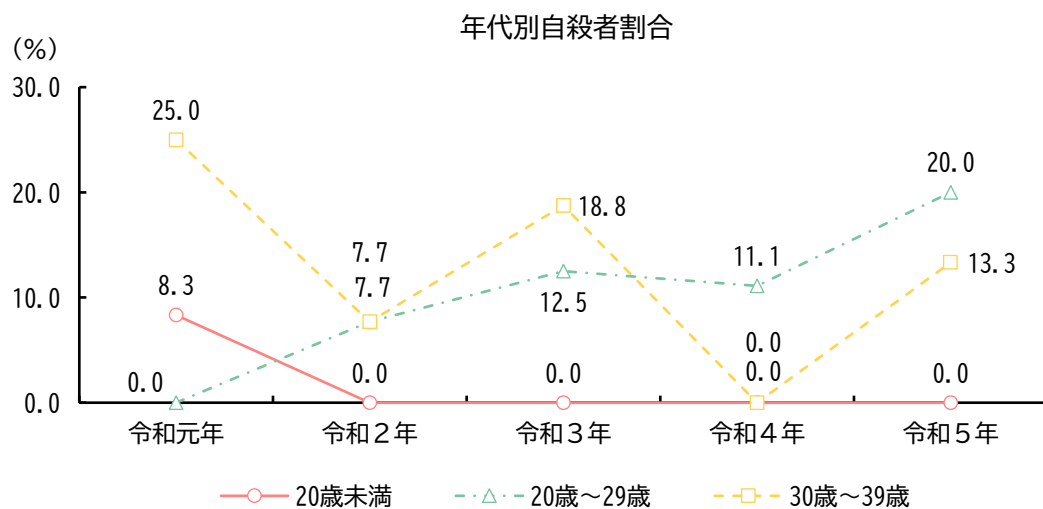
コ 福生市における不登校児童・生徒数の推移

増減を繰り返しつつ増加傾向にあり、令和5年度では小学生が54人、中学生は103人となっています。



サ 福生市における年代別自殺者割合

20歳未満の自殺者は、令和2年以降いない状況となっています。一方30～39歳は増減を繰り返しています。令和5年の年代別自殺者割合は20歳～29歳は20.0%、30歳～39歳は13.3%となっています。



資料：地域における自殺の基礎資料

2 アンケート調査結果から見える現状

(1) 調査の概要

ア 調査対象者

令和5年11月1日時点において、福生市在住の0歳から15歳までの子どもの保護者、小学生高学年と中学生本人

イ 配布数

- (ア) 就学前児童の保護者 1,200人
- (イ) 小学生本人及び保護者 1,200人（本人分は小学4年生から小学6年生のみ）
- (ウ) 中学生本人及び保護者 600人

ウ 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

エ 抽出方法

住民基本台帳から無作為に抽出

オ 調査期間

令和5年12月8日～令和5年12月28日

カ 回収結果（有効回収数）

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	1,200人	521人	43.4%
小学生保護者	1,200人	348人	29.0%
中学生保護者	600人	214人	35.7%
小学生本人	600人	155人	25.8%
中学生本人	600人	209人	34.8%
計	4,200人	1,447人	34.5%

(2) 子どもと家族の状況について

ア 日常的・緊急時に子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 54.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 26.3%、「いずれもない」の割合が 19.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「いずれもない」の割合が増加しています。一方、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。

【就学前児童調査】

日常的に祖父母等の親族にみてもらえる

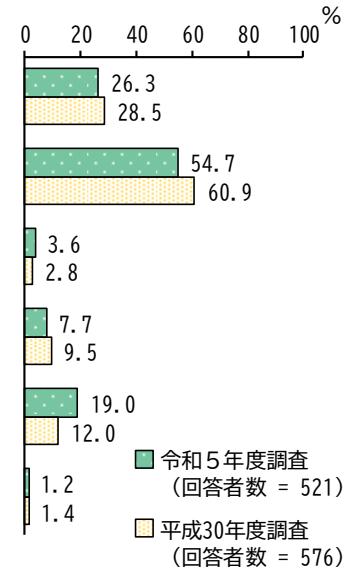
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる

日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる

緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる

いずれもない

無回答



イ 母親の就労状況

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 30.4%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 22.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前児童調査】

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である

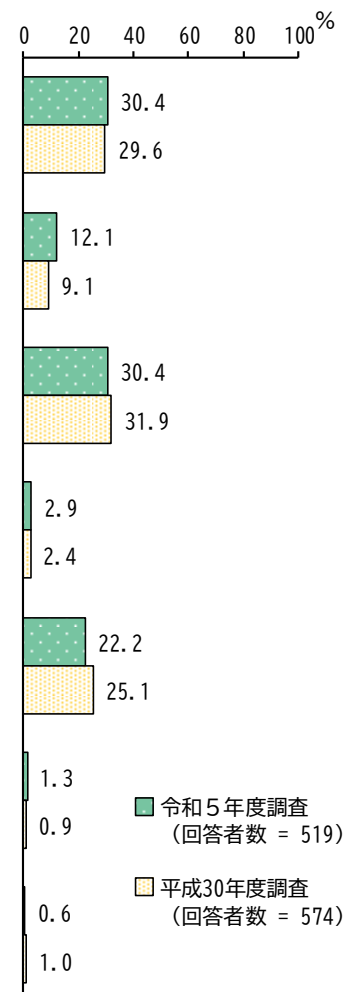
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答



ウ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が48.6%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が28.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前児童調査】

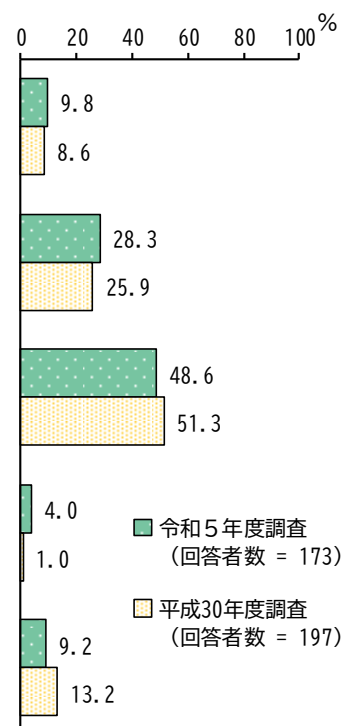
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない

パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望

パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

無回答



エ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したい」の割合が36.1%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が31.1%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が24.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

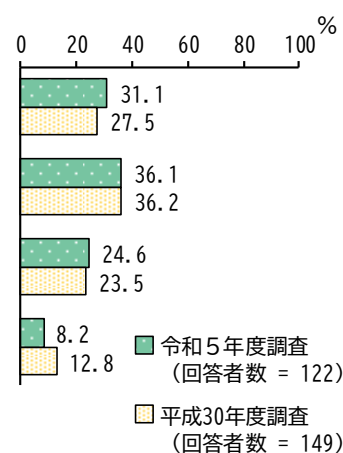
【就学前児童調査】

子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したい

すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

無回答

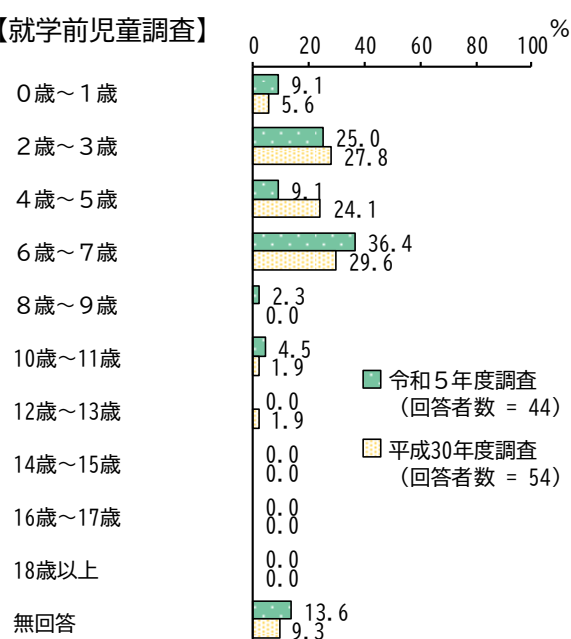


オ 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい

「6歳～7歳」の割合が36.4%と最も高く、次いで「2歳～3歳」の割合が25.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「6歳～7歳」の割合が増加しています。一方、「4歳～5歳」の割合が減少しています。

【就学前児童調査】



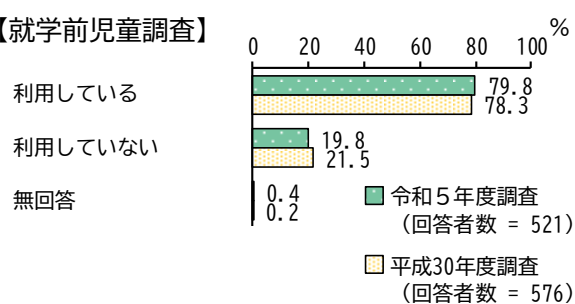
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

ア 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が79.8%、「利用していない」の割合が19.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。

【就学前児童調査】

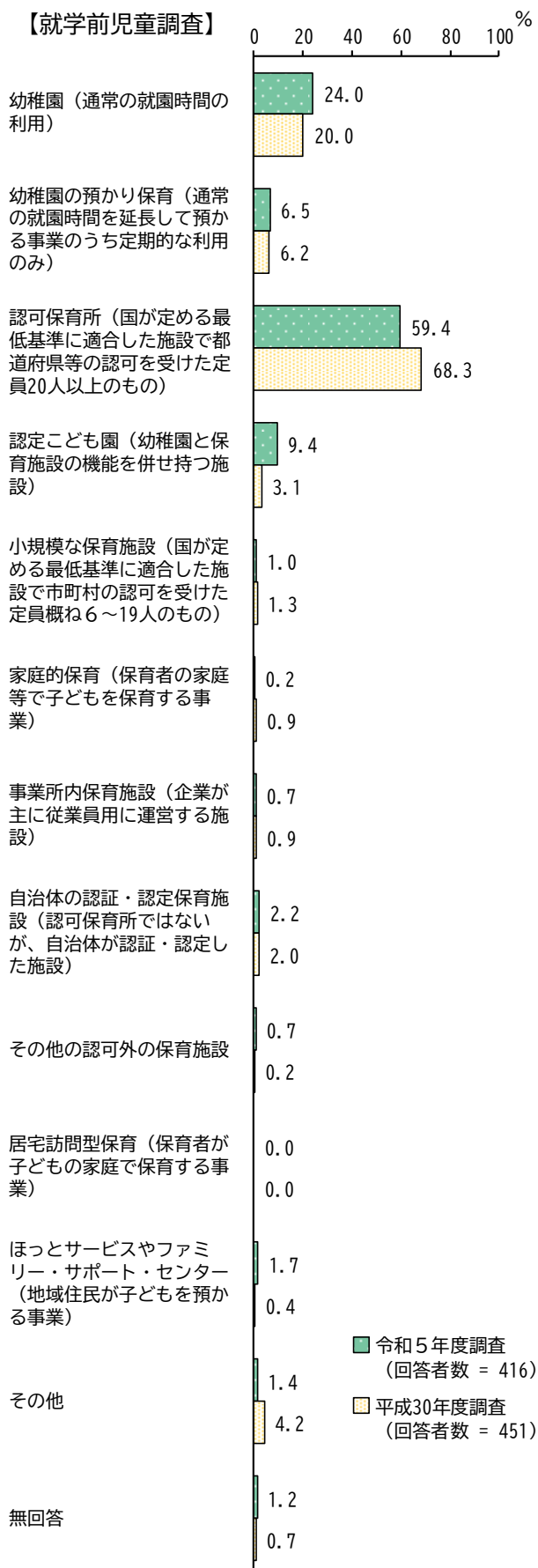


イ 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 59.4%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 24.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「認定こども園※（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が増加しています。一方、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が減少しています。

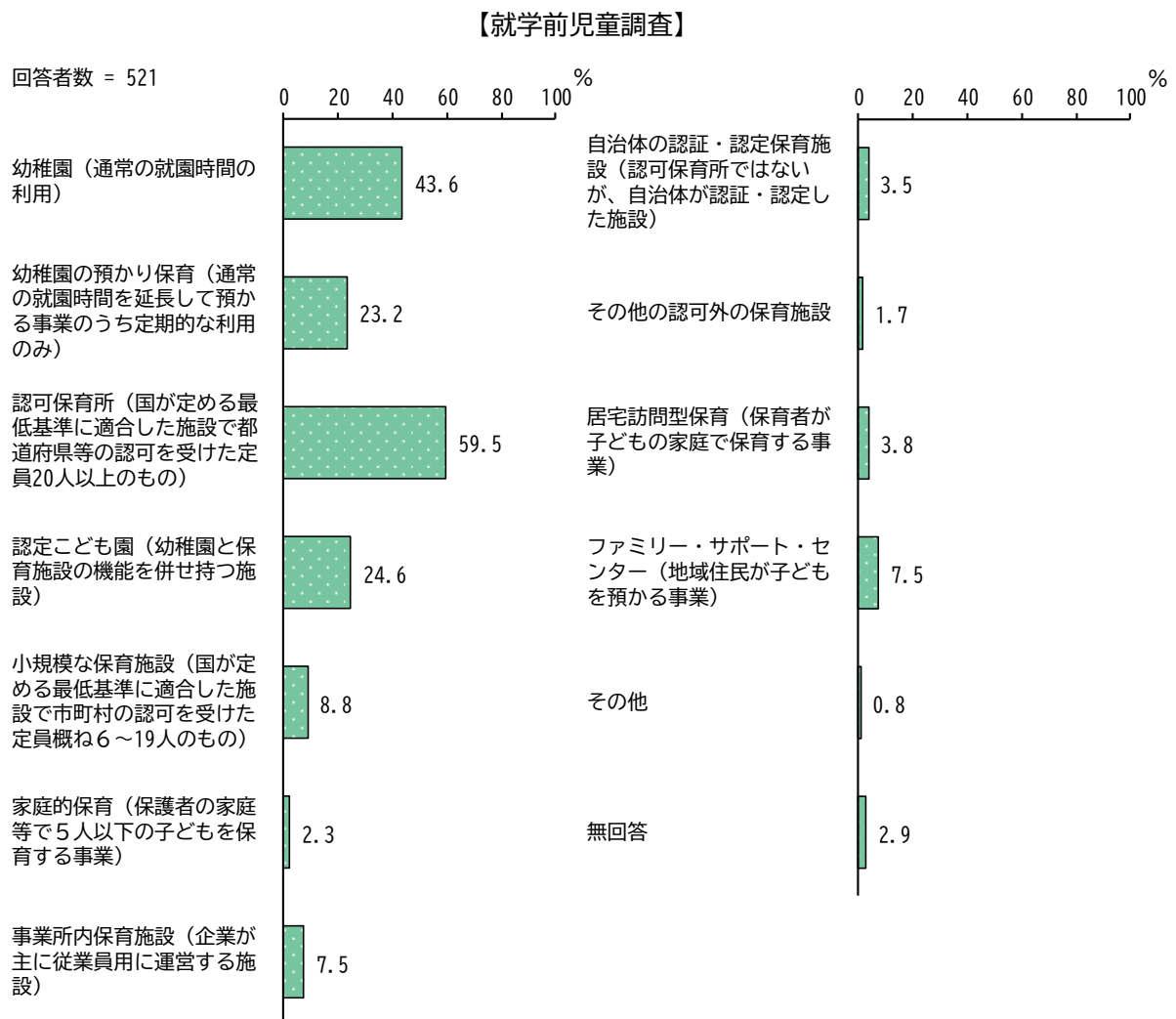
【就学前児童調査】



※巻末の用語解説参照

ウ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が59.5%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が43.6%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が24.6%となっています。



(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

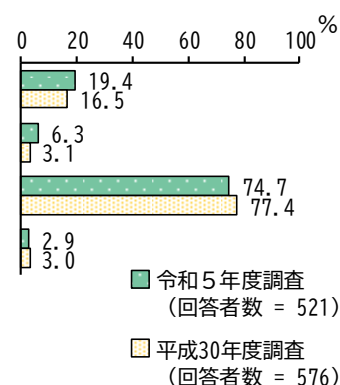
ア 地域子育て支援拠点事業※の利用状況

「利用していない」の割合が 74.7%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」の割合が 19.4%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。

【就学前児童調査】

地域子育て支援拠点事業
 その他福生市で実施している類似の事業
 利用していない
 無回答



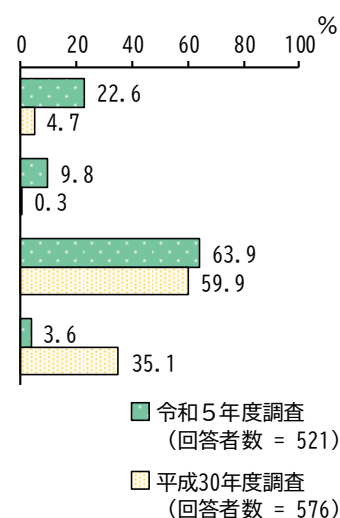
イ 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 63.9%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 22.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が増加しています。

【就学前児童調査】

利用していないが、今後利用したい
 すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
 無回答



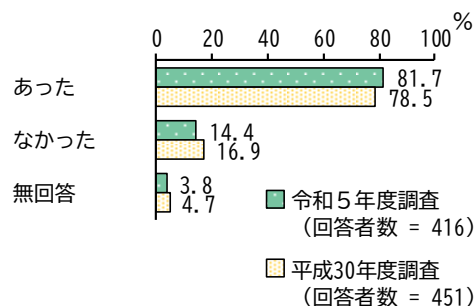
(5) 病気等の際の対応について

ア 子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育事業の利用ができなかった経験の有無

【就学前児童調査】

「あった」の割合が 81.7%、「なかった」の割合が 14.4%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。

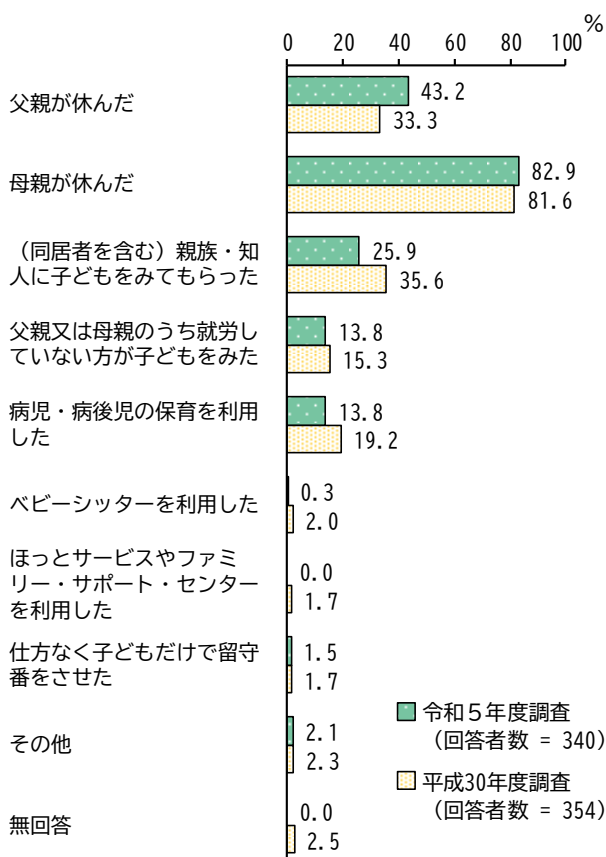


イ 子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育事業の利用ができなかった場合の対応

【就学前児童調査】

「母親が休んだ」の割合が 82.9%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が 43.2%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 25.9%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「父親が休んだ」の割合が増加しています。一方、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」「病児・病後児の保育を利用した」の割合が減少しています。



(6) 一時預かり等の利用状況について

不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が 80.4%と最も高くなっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「保育所の一時預かり保育」の割合が減少しています。

【就学前児童調査】

保育所の一時預かり保育

幼稚園の預かり保育

ほっとサービスやファミリー・サポート・センター

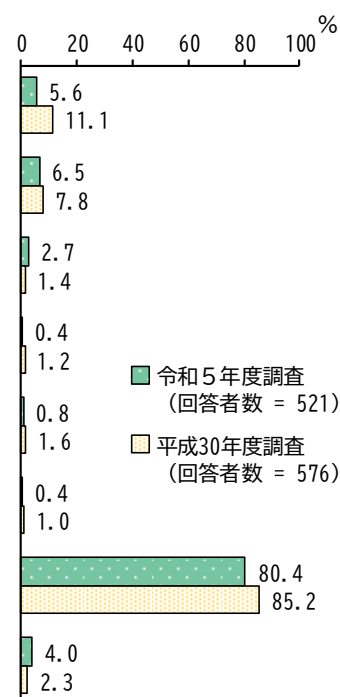
夜間養護等事業：乳幼児ショートステイやトワイライトステイ

ベビーシッター

その他

利用していない

無回答



(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

ア 就学前児童の保護者の小学校就学後（低・中学年）の放課後に過ごさせたい場所

「ふっさっ子の広場」「学童クラブ」の割合が 52.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 51.4%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」「児童館」「ふっさっ子の広場」「公園」の割合が増加しています。一方、「学童クラブ」の割合が減少しています。

【就学前児童調査】

自宅

祖父母宅や友人・知人宅

習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）

学習塾

児童館

ふっさっ子の広場

学童クラブ

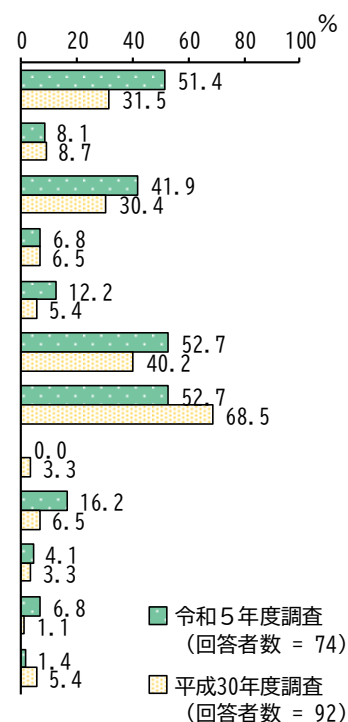
ファミリー・サポート・センターのサービス

公園

図書館

その他

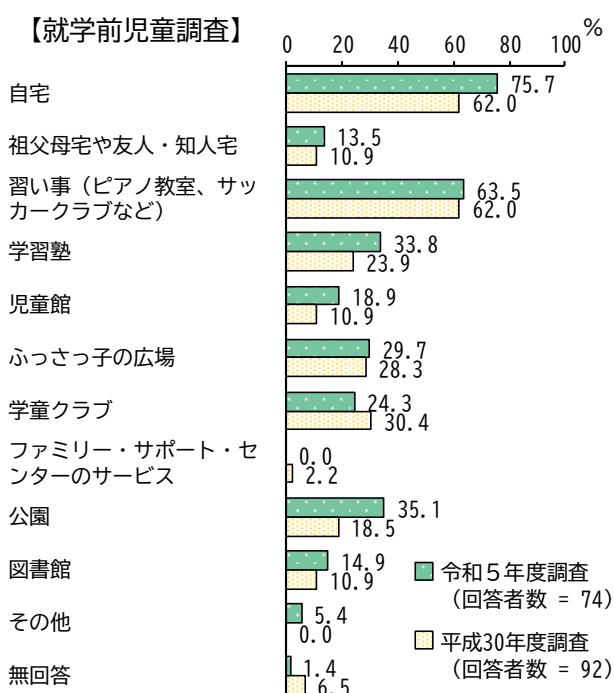
無回答



イ 就学前児童の保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 75.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」の割合が 63.5%、「公園」の割合が 35.1%となっています。

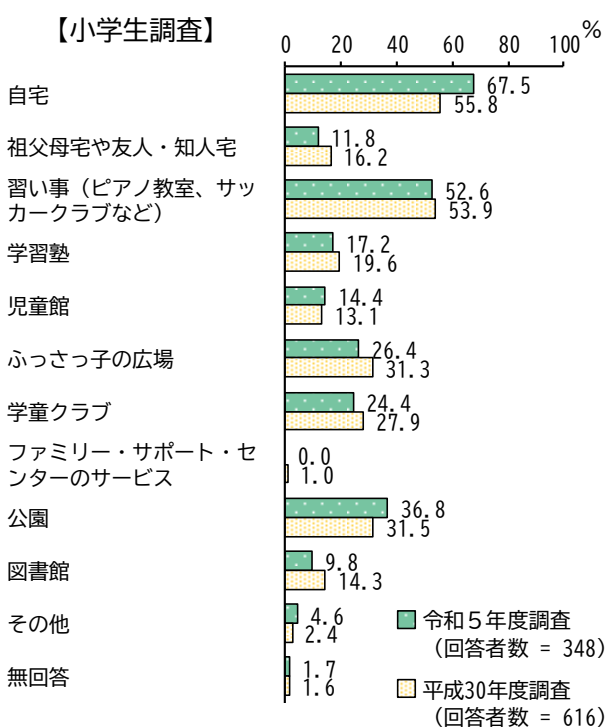
平成 30 年度調査と比較すると、「自宅」「学習塾」「児童館」「公園」の割合が増加しています。一方、「学童クラブ」の割合が減少しています。



ウ 小学生保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 67.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」の割合が 52.6%、「公園」の割合が 36.8%となっています。

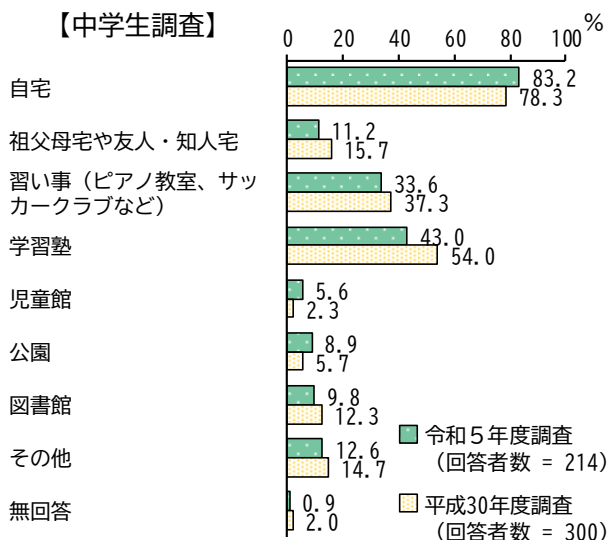
平成 30 年度調査と比較すると、「自宅」「公園」の割合が増加しています。



エ 中学生保護者の中学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 83.2%と最も高く、次いで「学習塾」の割合が 43.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」の割合が 33.6%となっています。

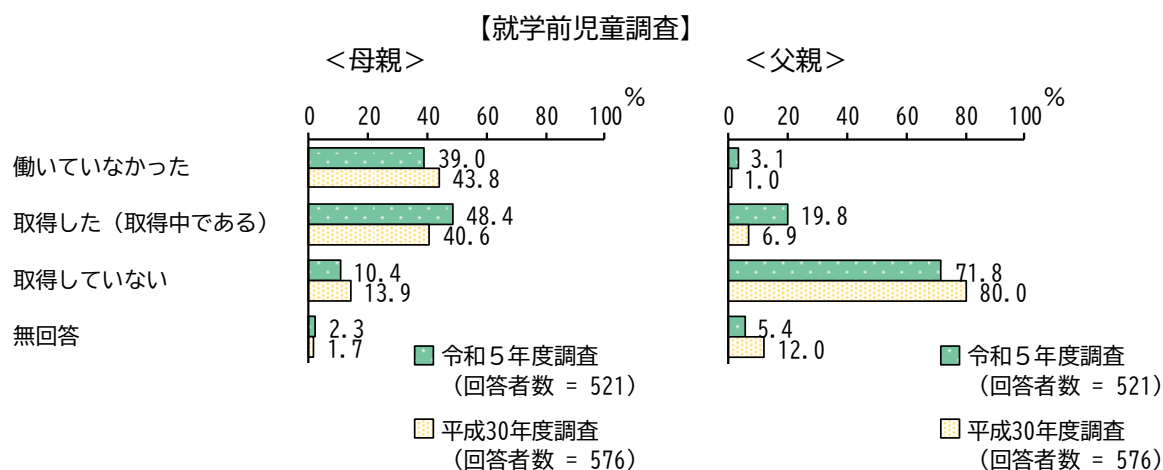
平成 30 年度調査と比較すると、「学習塾」の割合が減少しています。



（８）育児休業制度※の利用状況について

ア 育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数

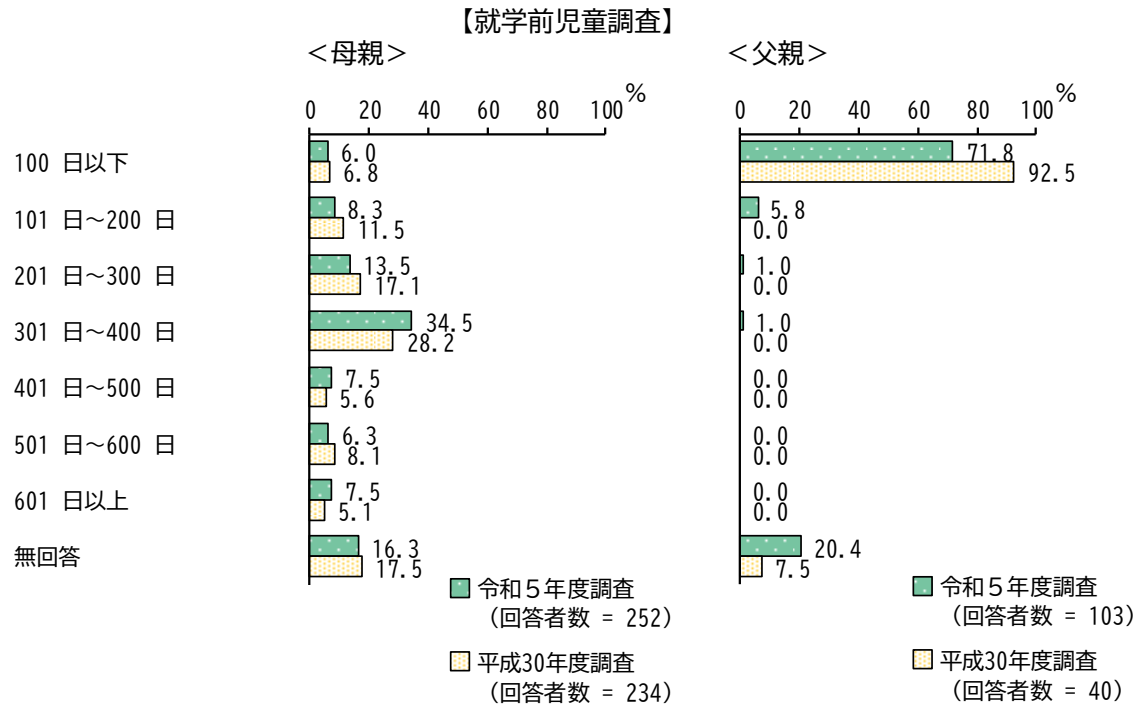
育児休業を「取得した（取得中である）」の割合が母親では48.4%、父親は19.8%となっています。平成30年度調査と比較すると、母親、父親ともに「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、父親で「取得していない」の割合が減少しています。



※巻末の用語解説参照

母親の取得日数では「301日～400日」の割合が34.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、母親は「301日～400日」の割合が、父親は「101日～200日」の割合が増加しています。一方、父親は「100日以下」の割合が減少しています。



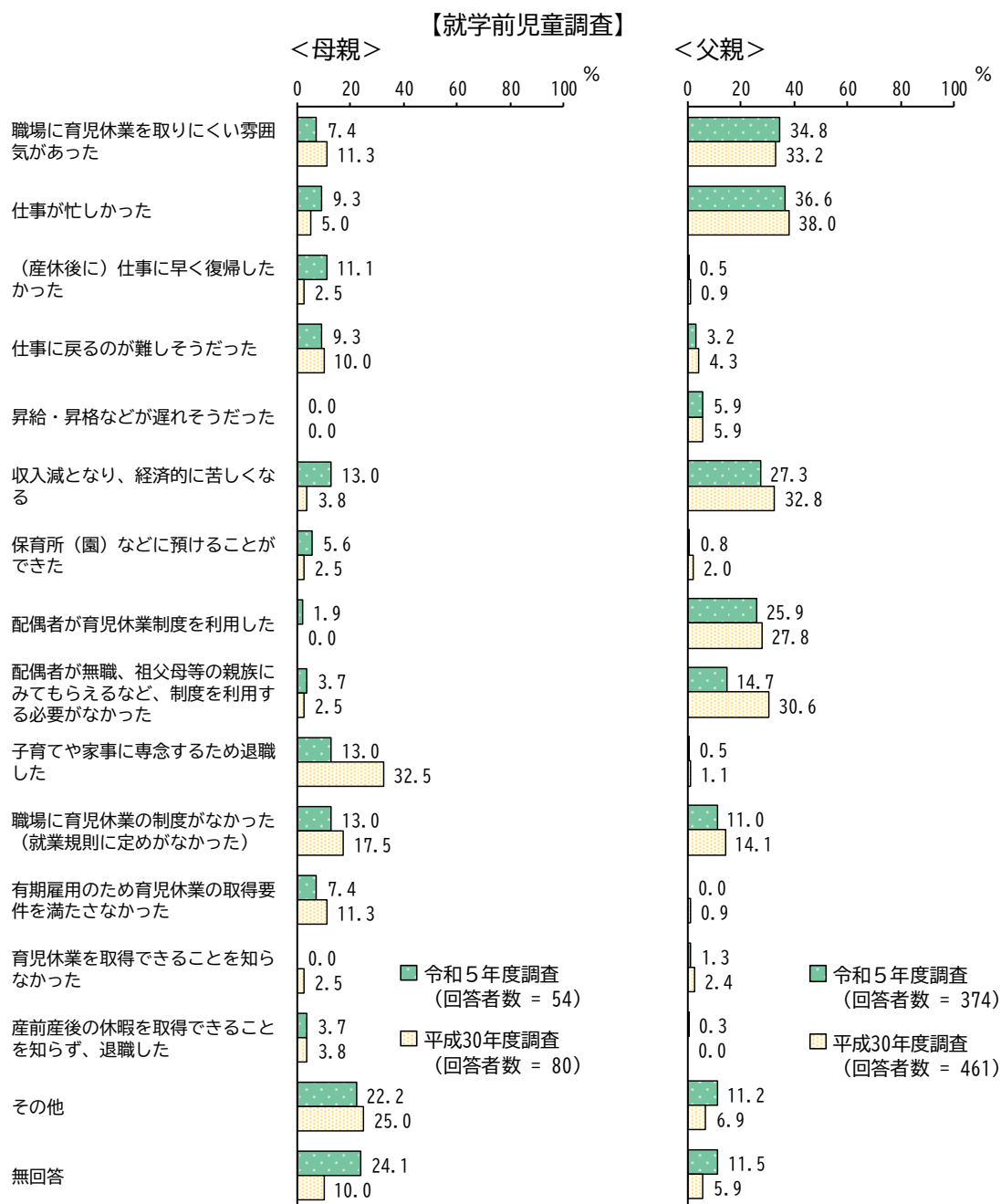
イ 育児休業を取得していない理由

母親では、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が13.0%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が増加しています。一方、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が減少しています。

父親では、「仕事が忙しかった」の割合が36.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が34.8%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が27.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。

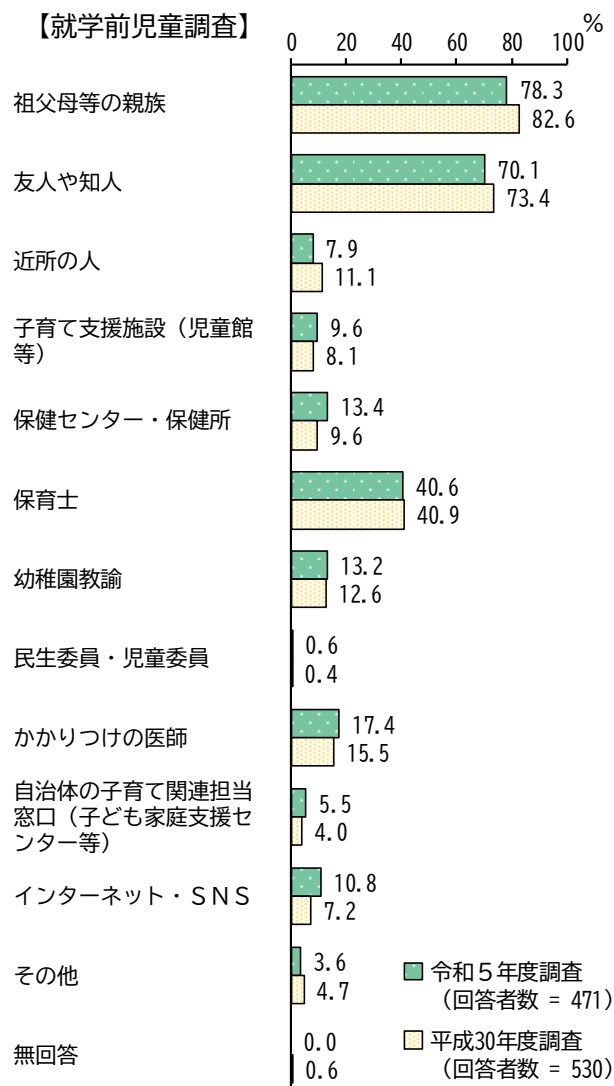


(9) 子育て全般について

ア 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が 78.3%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が 70.1%、「保育士」の割合が 40.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。

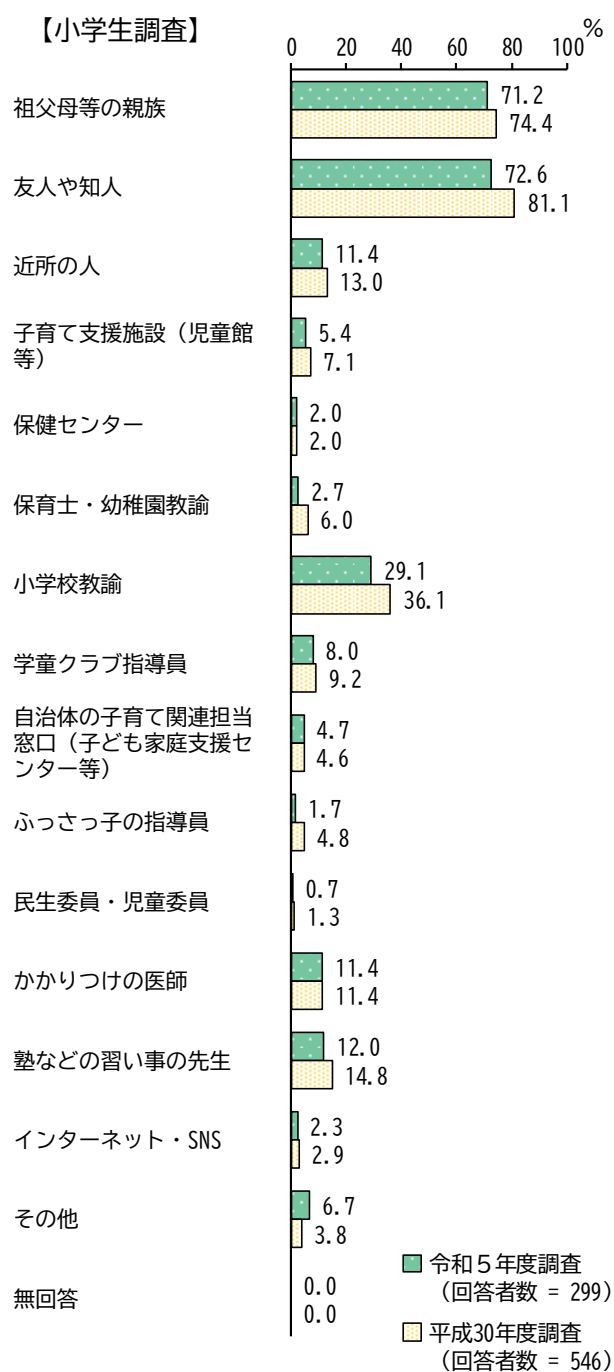


イ 小学生保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が 72.6%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が 71.2%、「小学校教諭」の割合が 29.1%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「友人や知人」「小学校教諭」の割合が減少しています。

【小学生調査】

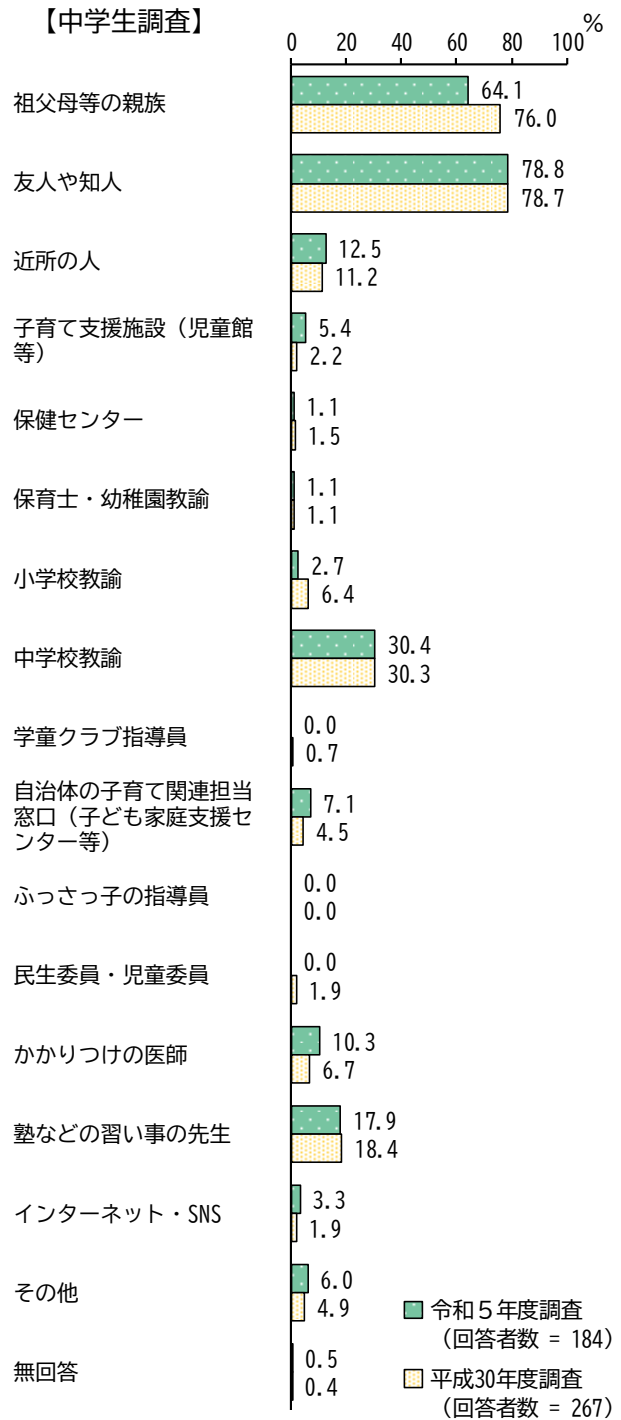


ウ 中学生保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が 78.8%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が 64.1%、「中学校教諭」の割合が 30.4%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「祖父母等の親族」の割合が減少しています。

【中学生調査】



エ 就学前児童の保護者における子育てで不安や負担と感ずること

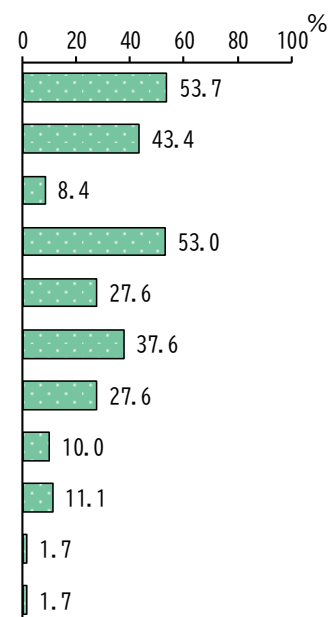
(ア) 子どもに関すること

「病気や発育発達に関すること」の割合が 53.7%と最も高く、次いで「子どものしつけに関すること」の割合が 53.0%、「食事や栄養に関すること」の割合が 43.4%となっています。

【就学前児童調査】

回答者数 = 521

病気や発育発達に関すること
食事や栄養に関すること
子育て支援サービスのこと
子どものしつけに関すること
子どもと過ごす時間が十分取れないこと
子どもの教育・保育に関すること
子どもの友だちづきあいに関すること
子どもの登所・登園拒否など
特になし
その他
無回答

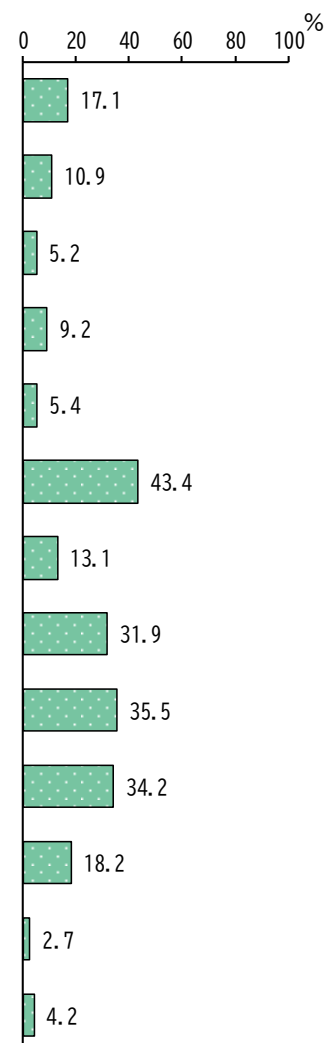


(イ) ご自身に関すること

「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が 43.4%と最も高く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きいこと」の割合が 35.5%、「子どもの教育にかかる経済的な不安が大きくなっていること」の割合が 34.2%となっています。

回答者数 = 521

子育てに関して配偶者（パートナー）の協力が少ないこと
配偶者（パートナー）と子育てに関して意見が合わないこと
子育てが大変なことを、身近な人が理解してくれないこと
ご自身の子育てについて、身近な人の見目が気になること
子育てに関して話し相手や相談相手がいないこと
仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと
配偶者（パートナー）以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと
子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと
子育てによる身体の疲れが大きいこと
子どもの教育にかかる経済的な不安が大きくなっていること
特になし
その他
無回答

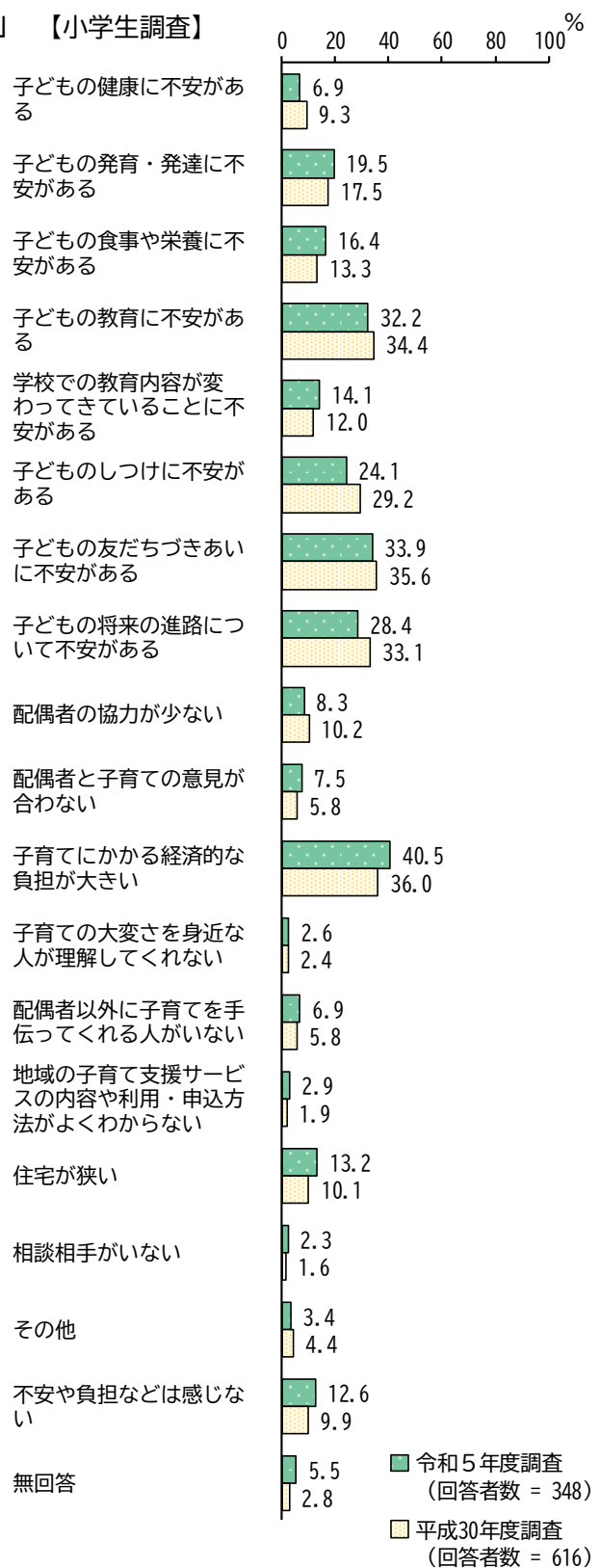


オ 小学生保護者における子育てで不安や負担と感ずること

「子育てにかかる経済的な負担が大きい」【小学生調査】

の割合が 40.5%と最も高く、次いで「子どもの友だちづきあいに不安がある」の割合が 33.9%、「子どもの教育に不安がある」の割合が 32.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「子どものしつけに不安がある」の割合が減少しています。

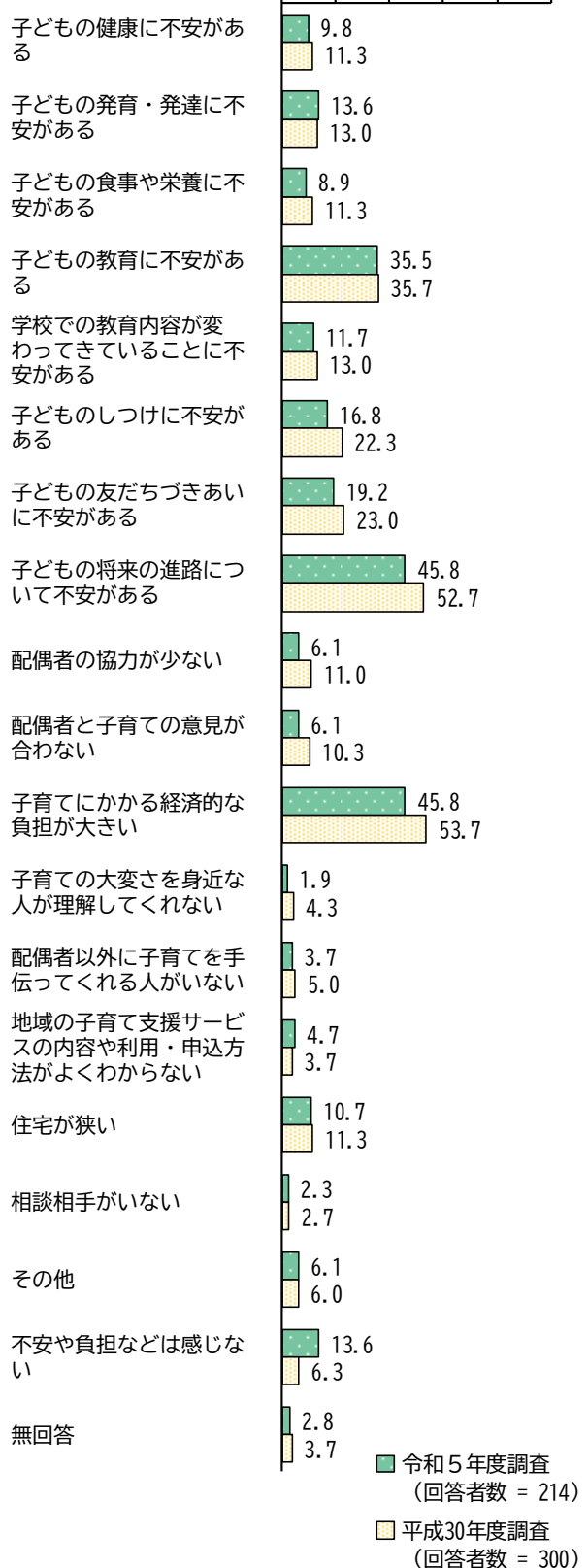


カ 中学生保護者における子育てで不安や負担と感ずること

「子どもの将来の進路について不安がある」、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」の割合が45.8%と最も高く、次いで「子どもの教育に不安がある」の割合が35.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「不安や負担などは感じない」の割合が増加しています。一方、「子どものしつけに不安がある」「子どもの将来の進路について不安がある」「子育てにかかる経済的な負担が大きい」の割合が減少しています。

【中学生調査】



キ 子育てで必要な支援・対策

就学前児童では、「仕事と家庭生活の両立」の割合が34.9%と最も高く、次いで「保育サービスの充実」の割合が31.5%、「地域における子育て支援の充実」の割合が29.2%となっています。

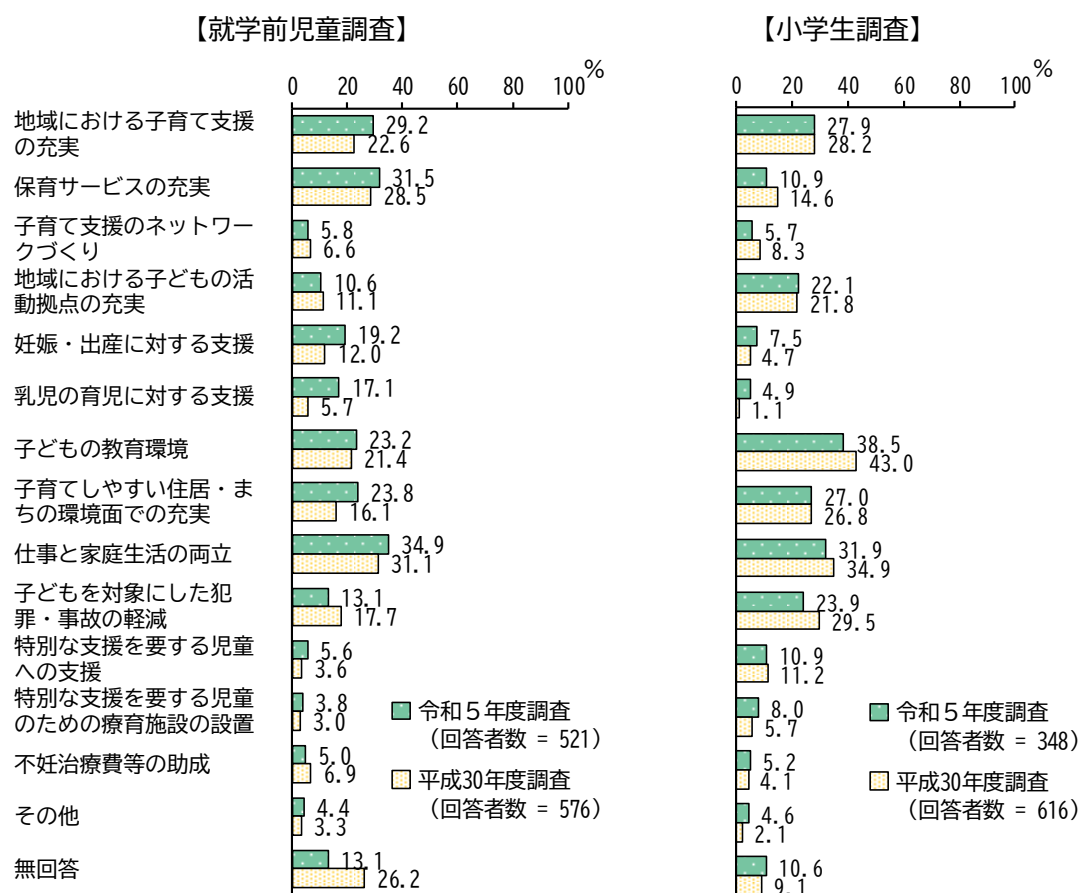
平成30年度調査と比較すると、「地域における子育て支援の充実」「妊娠・出産に対する支援」「乳児の育児に対する支援」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が増加しています。

小学生では、「子どもの教育環境」の割合が38.5%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立」の割合が31.9%、「地域における子育て支援の充実」の割合が27.9%となっています。

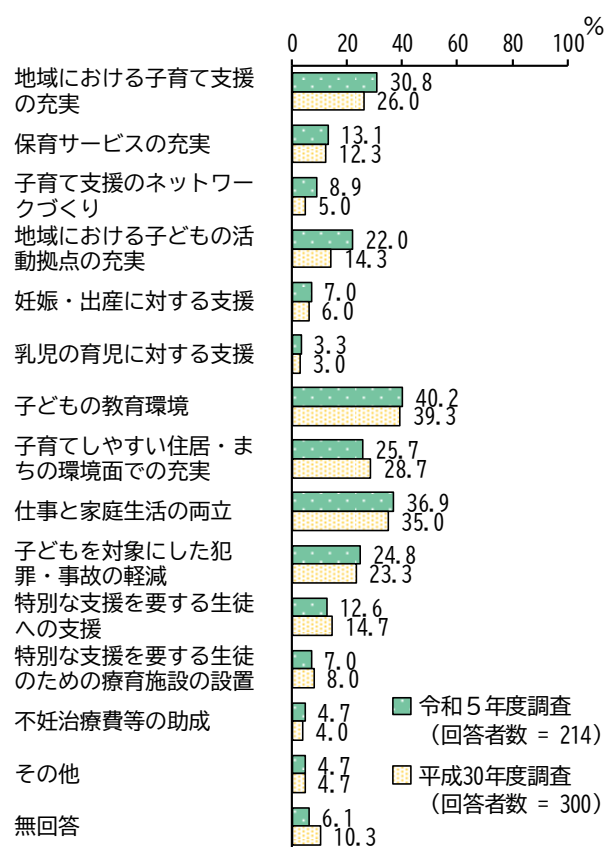
平成30年度調査と比較すると、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」の割合が減少しています。

中学生では、「子どもの教育環境」の割合が40.2%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立」の割合が36.9%、「地域における子育て支援の充実」の割合が30.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「地域における子どもの活動拠点の充実」の割合が増加しています。



【中学生調査】

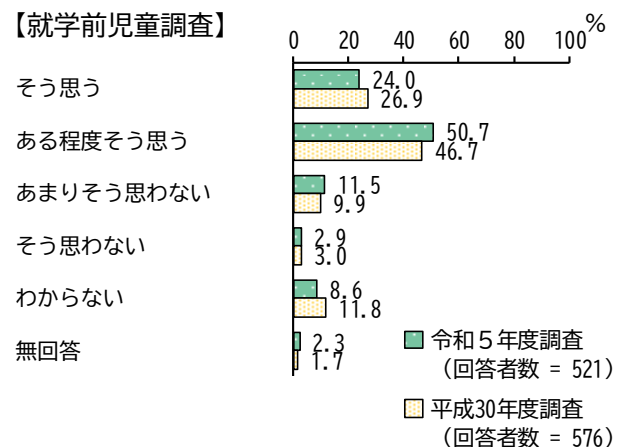


ク 就学前児童の保護者の地域に対する子育てしやすい環境か否かの考え方

「ある程度そう思う」の割合が 50.7%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が 24.0%、「あまりそう思わない」の割合が 11.5%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。

【就学前児童調査】

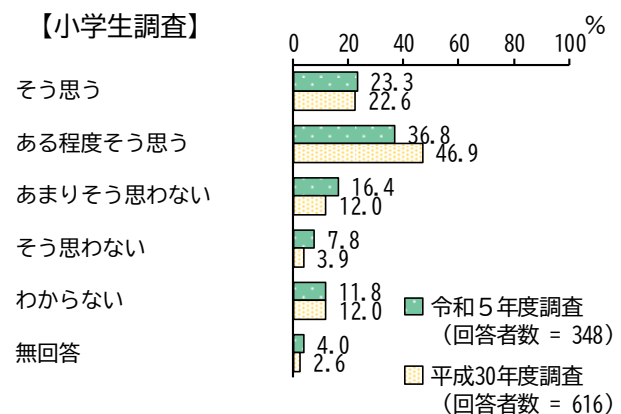


ケ 小学生保護者の地域に対する子育てしやすい環境か否かの考え方

「ある程度そう思う」の割合が 36.8%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が 23.3%、「あまりそう思わない」の割合が 16.4%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「ある程度そう思う」の割合が減少しています。

【小学生調査】

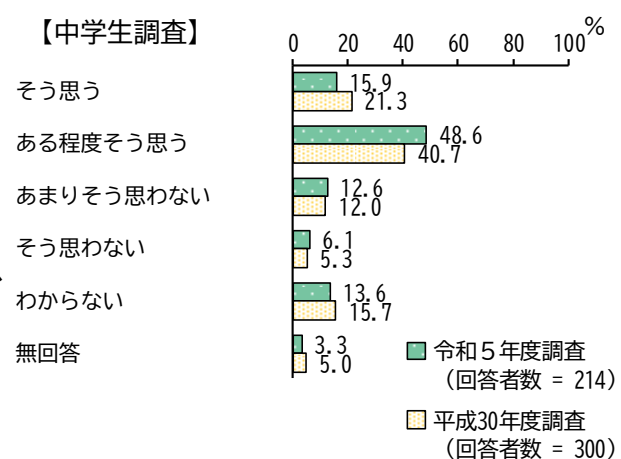


コ 中学生保護者の地域に対する子育てしやすい環境か否かの考え方

「ある程度そう思う」の割合が 48.6%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が 15.9%、「わからない」の割合が 13.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「ある程度そう思う」の割合が増加しています。一方、「そう思う」の割合が減少しています。

【中学生調査】



(10) 子ども本人調査について

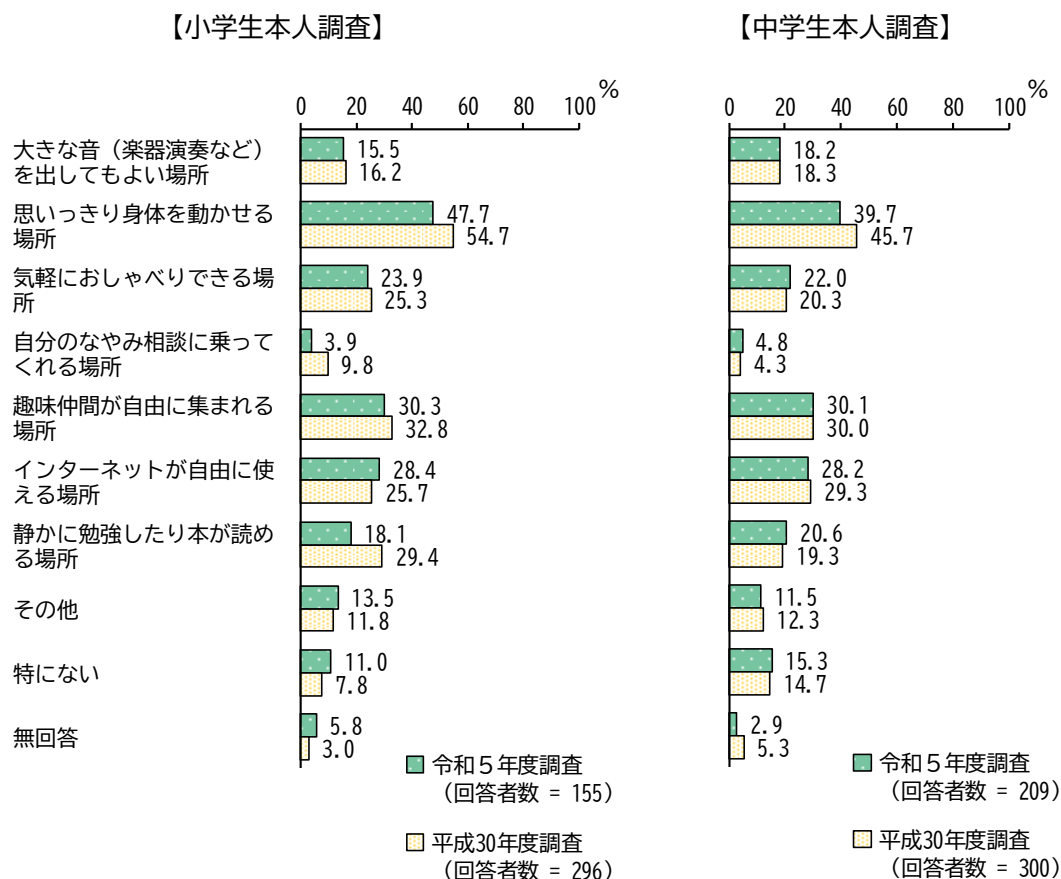
若者向けに福生市に必要な場所

小学生では、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が47.7%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が30.3%、「インターネットが自由に使える場所」の割合が28.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「思いっきり身体を動かせる場所」「自分のなやみ相談に乗ってくれる場所」の割合が減少しています。

中学生では、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が39.7%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が30.1%、「インターネットが自由に使える場所」の割合が28.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が減少しています。

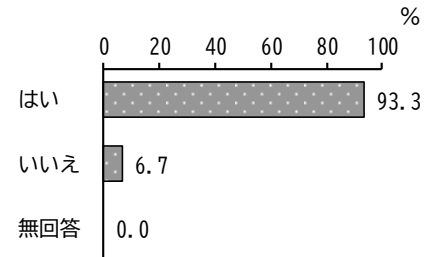


(11) 若者意識調査について

ア 日常生活で幸せだと感じるか否か

回答者数 = 135

「はい」の割合が 93.3%、「いいえ」の割合が 6.7%となっています。

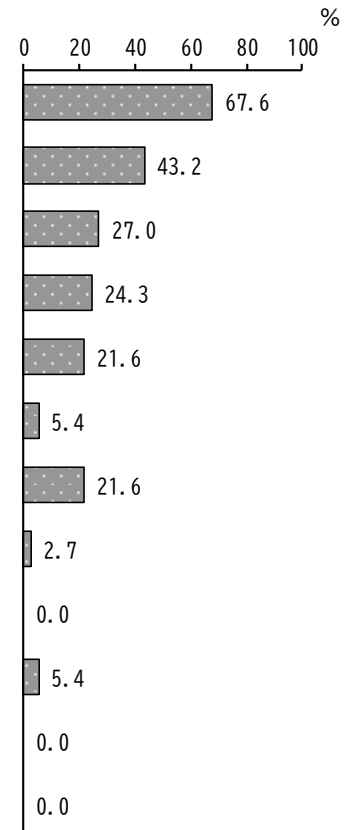


イ 現在結婚について抱いている不安

回答者数 = 37

「理想の相手（適切な相手）にめぐりあう」の割合が 67.6%と最も高く、次いで「経済的な面」の割合が 43.2%、「自分の自由な時間がない」の割合が 27.0%となっています。

理想の相手（適切な相手）にめぐりあう
経済的な面
自分の自由な時間がない
家族を持つ責任が重い
家事や育児の分担
自分の雇用が安定しない
仕事（学業）との両立
親や周囲が同意しない
同性間の婚姻に社会の理解が進んでいない
特になし
その他
無回答

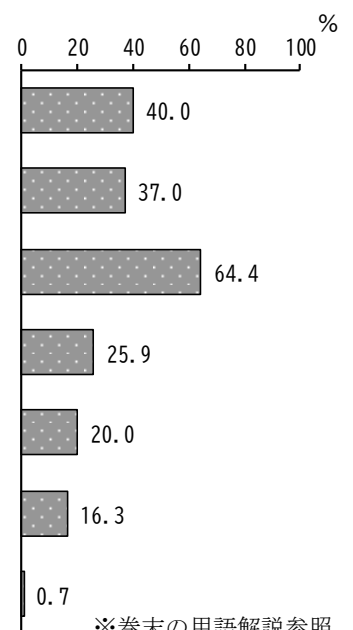


ウ 若者の自己肯定感※を高めるための取組

回答者数 = 135

「趣味や運動、音楽などで心身の健康を保つ取組」の割合が 64.4%と最も高く、次いで「小学校～高校生までに職業体験や職業観の育成」の割合が 40.0%、「地域の大人や子どもが関わるイベントや体験活動の提供」の割合が 37.0%となっています。

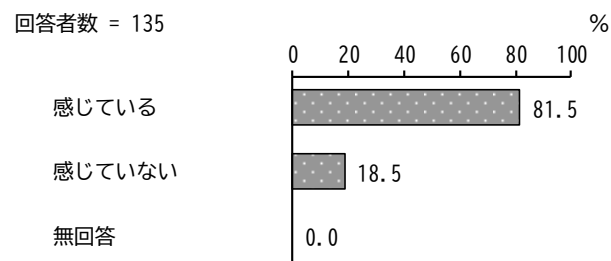
小学校～高校生までに職業体験や職業観の育成
地域の大人や子どもが関わるイベントや体験活動の提供
趣味や運動、音楽などで心身の健康を保つ取組
市の取組に自分の意見が反映される仕組みづくり
中学生～高校生までに育児体験などの機会の提供
その他
無回答



※巻末の用語解説参照

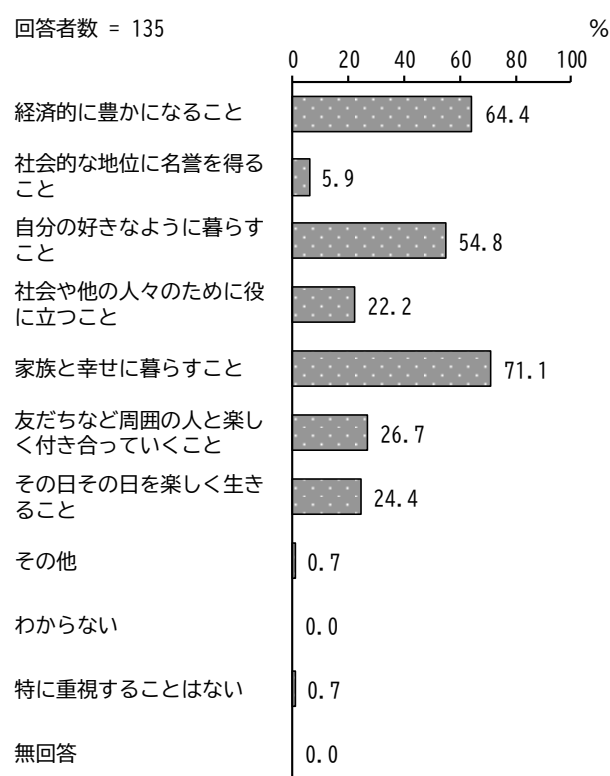
エ 将来に対する不安

「感じている」の割合が81.5%、「感じていない」の割合が18.5%となっています。



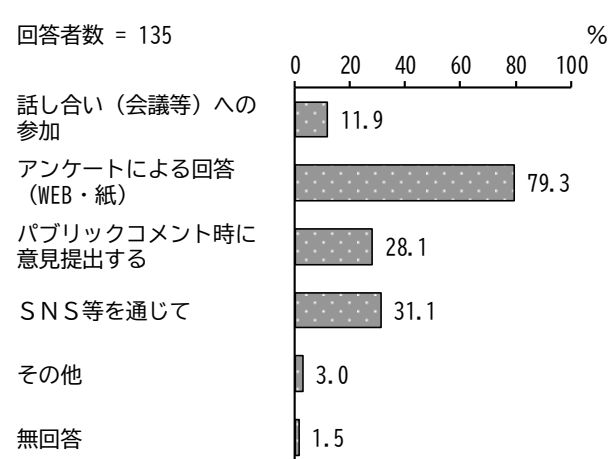
オ 理想とする生き方について重視すること

「家族と幸せに暮らすこと」の割合が71.1%と最も高く、次いで「経済的に豊かになること」の割合が64.4%、「自分の好きなように暮らすこと」の割合が54.8%となっています。



カ 市の施策に対して自分の意見を言う機会があった場合の方法

「アンケートによる回答（WEB・紙）」の割合が79.3%と最も高く、次いで「SNS※等を通じて」の割合が31.1%、「パブリックコメント時に意見提出する」の割合が28.1%となっています。



※巻末の用語解説参照

3 高校生ワークショップ結果から見える現状

(1) ワークショップ概要

ワークショップでは、2つのテーマについてディスカッションしていただきました。参加者がそれぞれ意見を付箋に書き、それを模造紙に貼り付けながら整理していきました。

テーマ①子どもにとってどんなまちが住みやすいか？

～あなたにとってほっとできる場所、居心地のよい場所は？～

テーマ②子どもの権利が守られる社会をつくるために

～みんなが笑顔で自分らしくいられるためには？～

(2) ワークショップ結果の総括

テーマ①については、居心地のよい場所について意見がありました。家など個人のプライベート空間を確保しつつ、気分を上げることができにぎやかな空間として交流の場や遊び場、学びの場を提供してほしいといった意見をいただきました。

○その他主な意見

- ・公共施設は人と関われる場所や個人の空間を提供し、リラックスできる場所を設ける。また、広い公園や水辺の整備なども行う。

テーマ②については、子どもの権利を守り、個性を尊重する社会を実現することが提案されました。具体的には、安全に暮らすための公園や遊び場の整備・安全な自転車利用環境の整備、ボランティア活動への参加促進などの意見がありました。

○その他主な意見

- ・子どもの意見を尊重し、自分らしく生きられる社会を作る。
- ・相談できる場所を設けることで、多くの人が問題を共有できる。
- ・地域との交流の機会を増やし、子どもの個性を尊重する。

子どもにとってどんなまちが住みやすいか？

自分の部屋

(理由) 一人の時間が確保できる、安心できる

交流できる場所

(理由) 気分を上げられる、友達と話ができる

子どもの権利が守られる社会をつくるために

個性が認められる

意見を受け入れてもらえる

相談できる場所

ボランティア活動への参加



4 子育て支援者ヒアリング結果から見える現状

(1) 調査概要

特別な配慮が必要な子ども・若者の状況や、必要な支援を把握することを目的として、関係機関の職員へのヒアリングを実施しました。

ア 期間

- ヒアリングシートの回答期間 令和6年7月11日～25日
- 対面式のヒアリング実施期間 令和6年8月14日～21日

イ 対象施設

児童館、こども家庭センター、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所、日本語学校、こども食堂運営事業者、青少年自立援助センター

(2) 調査結果

ア 年齢に応じて身につけておくべき「生きる力」について、気になること

子ども・若者を見て、生活面では、身の回りの清潔、衣服の着脱、食事、排せつ、睡眠といった日常生活の基本が取り上げられています。特に、靴を左右逆に履くことや同じ服を連日着ること、偏食、野菜を食べないこと、朝食の欠食などが問題として挙げられています。また、ゲーム関連のけんかやSNSでのトラブル、コミュニケーションの未熟さ、適切な距離感の欠如といった、人と関わる力に関する課題も言及されています。

■主な意見

- ・ 連日同じ服を着てくる子どもや、靴を左右逆に履いてくる子どもがいる。
- ・ 偏食や好き嫌いがある子どもが多い。
- ・ 朝食を欠食する家庭が多い。
- ・ 生活習慣が確立されていない子どもが多い。
- ・ 保護者が忙しく、子どもに対して十分な時間をかけられない家庭がある。
- ・ 子ども一人ひとりの得意・不得意を認め、自己肯定感を育むことが大切である。
- ・ 言葉遣いが荒く、ささいなことで怒りやすい子どもが多い。
- ・ SNSでのトラブルや家庭内での関係の希薄さが見られる。
- ・ 精神疾患を抱える親を持つ子どもや、複雑な家庭環境の子どもが多い。
- ・ 子どもが自分のことをうまく伝えられず、パニックや逃避につながることもある。
- ・ 知的障害を伴う自閉症スペクトラム障害の子どもが多く、人を意識しにくい。
- ・ 外国人留学生同士のトラブルは少ないが、日本人と外国人の言葉や文化の壁がある。
- ・ 人との関わりを求めながらも、適切な距離感を測れず悩む子どもが多い。

イ 子ども・若者の育ちのために重要なこと

「学ぶ力」をつけるためには、様々な経験を積むこと、問題解決のための諦めない姿勢、ルールへの遵守と探求心の維持が重要等の意見が出されています。ライフステージ※の変化に適応するためには、異年齢交流や関係者間の情報共有が必要です。また、「家庭の教育力」を高めるためには、保護者の教育への関心と対話時間の確保が重要です。さらに、保護者の孤立防止や障害を持つ子どものサポートが求められています。「地域の教育力」を高めるためには、こども食堂の充実やスポーツ・文化イベントを通じた交流、異年齢交流の促進が取り上げられています。

■主な意見

- ・人と関わることや、様々な経験を積むことが重要である。
- ・学習面では問題を諦めずに解くことが必要である。
- ・ルールを守ることや探求心を持つことが大切である。
- ・自ら学ぶ楽しさを感じるために、大人や友達との関わりが重要である。
- ・認められたり褒められたりすることで興味が芽生える環境を作ることが重要である。
- ・障害のある子どもには根気よく対応し、同じ対応を心掛ける。
- ・保護者が子どもの教育に関心を持ち、対話の時間を確保することが大切である。
- ・障害を持つ子どもを育てる不安を取り除き、保護者の孤立を防ぐため、子育ての悩みを相談できる場所を提供することが必要である。
- ・保護者に対する地域の子育て関係機関の情報の発信等が必要である。
- ・保護者同士の情報交換による子育てに関する情報共有が重要である。

ウ 家庭環境や健やかな育ちについて気になること、また、その課題について

家庭環境が子どもに与える影響は大きく、健やかな育ちのためには、家庭内で問題を抱えず、心が安定する環境を作っていくことが必要だという意見が出ています。家庭内の課題として、弟妹の面倒を見なければならない状況や親が悩みを吐き出せない状況等が挙がっており、行政や学校、NPO 法人などと連携し、適切な支援環境を作っていくことの重要性について、多くの回答者が言及しています。

5 福生市こども計画に向けた課題

これまで「福生市子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理において、庁内関係各課を中心に年度ごとに事業目標の設定、実施状況の確認、対策を行い、「福生市子ども・子育て審議会」で審議を行ってきました。このたび、「福生市こども計画」を策定するに当たり、前年度までの福生市における「こども施策」の取組と、令和5年度に行ったアンケート調査等に基づき課題を整理しました。

（１）生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実について

福生市では、妊娠期から健康教育を通じて妊婦及び配偶者等に育児仲間を作り、出産・育児に主体的になれるよう正しい知識の普及啓発と自分や家族の健康について考える機会を設けるとともに、伴走型相談支援による出産や子育てに関する不安の軽減や産後のメンタルヘルスへの対応の充実を図っています。また、子どもの成長発達段階での健康診査や相談を通じて疾病等の早期発見と親子の健康維持、早期治療・療育※につなげる取組を進めるとともに、望ましい食習慣を形成するための情報や学習の機会を提供し食育※を推進しています。

このほか、地域に密着した子育て支援活動を展開し、子どもと家庭の総合相談や産前・産後ヘルパー事業及びファミリー・サポート・センター事業※等の活動内容の充実に努め、「児童福祉法」の改正に伴い児童福祉機能と母子保健機能を統合した「福生市こども家庭センター」を令和6年4月に設置しました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、子育てに関する不安や負担感の内容として、病気や発育発達を挙げた方が5割以上いました。また、気軽に相談できる場所がある人は9割以上ですが、相談できる場所がない人もいるため、相談先の適切な情報提供が必要です。健康診査等の母子保健事業の利用促進、情報提供の充実及び保護者の心身の負担の軽減等継続的な支援が求められます。

さらに、地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の利用意向が増加しており、子育てに関する不安や負担を感じる保護者が多いことが分かりました。市の子育て支援事業については、子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安・悩みを相談できる交流の場の提供が必要です。

（２）乳幼児期から思春期までの継続した育ちの支援について

福生市では、保育ニーズに対応するため、認可保育所や認定こども園・小規模保育園での保育、低年齢児保育、一時預かり保育、延長保育、障害児保育、病児・病後児保育※や、認可外保育施設の無償化など多様なサービスを充実させてきました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」によると、約８割の保護者が定期的に教育・保育サービスを利用しており、特に認可保育所の利用が多いです。今後も共働き世帯や変則勤務等の保護者のニーズに応えるため、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

また、幼稚園、保育所、小学校の連携を強化し、子どもの学びの連続性を確保することが重要です。さらに、土日祝日や子どもの病気時の保育ニーズにも対応し、保育所の一時預かりや幼稚園の預かり保育※の利用方法を周知する工夫が必要です。地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが質の高い学びへ接続できるよう、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが求められています。

（３）学童期から青年期までの継続した育ちの支援について

次代を担う子どもたちの教育環境整備について、福生市では幼稚園、保育所、学校、地域、各種団体が連携し、情報交換や相談体制、交流の場を整備しました。学ぶ意欲や自己肯定感を高める取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む教育環境を整えました。健康教育においては、学校、地域、家庭が連携して喫煙、飲酒、薬物乱用の防止に努め、相談体制の充実や関係機関との連携を図りました。また、不登校対策では個別支援を充実させ、未然防止や早期支援に取り組みました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では「全ての子どもたちが共に学ぶことができる教育の充実」「人的配置の充実」が最も高く、個別指導が必要な子どもたちへの支援が求められています。自己肯定感の醸成と規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が重要です。また、健康づくりにおいて、家庭での食事は家族とのコミュニケーションやマナーを学ぶ場でもあり、共食の推進など、家庭、学校、地域が連携した食育の取組が必要です。そのほか、健康診断の実施や養護教諭の支援体制の推進による子どもの健康づくりが必要です。将来の夢や目標を持つ子どもたちには、社会で活躍する人との関わりや職場体験、学ぶ機会を充実させることが求められます。

（４）特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援について

児童虐待防止対策として、地域や関係機関が連携し、未然防止や早期発見・対応に取り組みました。支援を必要とする子どもとその家庭に対し総合的な相談を行い、育児不安や児童虐待の問題について、児童相談所や関係機関との連携を図るとともに、市民への啓発活動も行い、児童虐待防止に関する理解を深める取組を進めました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、子育てにおける不安の多くが病気や発達に関するもので、孤立した保護者への支援が必要とされています。

また、子どもの権利として「暴力や言葉で傷つけないこと」が最も重要視されています。地域住民が当事者意識を持ち、子どもを守る意識を醸成することが求められます。さらに、心身に障害のある子どもや外国籍の家庭への支援、子どもの貧困の解消に向けた対策も重要です。ニートやひきこもりの若者への専門相談や就労支援も行われました。また、「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、経済的に困窮している子育て世帯が一定数存在し、教育や生活の安定、就労支援、経済的支援の充実が求められています。

（５）子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランス※の推進について

福生市では、全ての子どもが健やかに育ち、夢や希望を持てるよう、子育て世帯への経済的支援を行っています。各種手当や保護者の就労支援、生活支援を充実させ、経済的に困窮する家庭をサポートしています。「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、子どもの就学費用の軽減が最も重要とされています。今後も、子育て家庭が安心して子育てできるよう、引き続き経済的支援を行っていく必要があります。

また、ひとり親家庭の自立支援も推進しています。国や都と連携し、就業支援や相談体制を強化し、生活の安定と自立を支援しています。児童扶養手当などの経済的支援に加え、各家庭の状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援を行っています。そのほか、ワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化も重要です。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、育児休業制度が整っていれば在宅での子育てを希望する人が増えています。育児休業取得後の職場復帰が早まる理由として、経済的理由や保育所の入所優先順位が挙げられています。育児休業が取得しやすい環境づくりと、働き方に関する啓発が必要です。

(6) 安心して子育てができる生活環境の整備について

福生市では、子どもの安全を確保するため、交通安全学習や地域住民による見守り、パトロールの支援体制を強化しています。また、災害や犯罪から子どもたちを守るため、防災・防犯の意識啓発や地域全体での見守り環境の整備を推進しています。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、小学生保護者と中学生保護者の多くが「不審者の侵入防止」や「通学路の安全対策」を重要視しており、これらの対策の必要性が高まっています。今後も、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保するため、防犯・交通安全対策、防災対策を進める必要があります。また、子どもや若者が自らと他者の安全を守るための体系的な安全教育や保護者への周知啓発も重要です。

さらに、子育て世代の定住を促し、愛着を持って永く住み続けられるよう、子育てしやすい住宅の整備や魅力あるまちづくりを進めています。公共施設、道路、公園の整備にはユニバーサルデザイン※を取り入れ、バリアフリー化を進めています。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、子どもたちは「思いっきり身体を動かせる場所」「趣味仲間が自由に集まれる場所」「インターネットが自由に使える場所」などを求めており、子ども自身が安心して過ごせるまちづくりのためには、子どもの視点に立った環境整備が必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

【基本理念】

『こどもまんなか ふっさ』が実感できるまち

「こども大綱」では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング※）で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」とし、これを目指しています。



福生市も「こども基本法」の趣旨にのっとり、この「こども大綱」を勘案して『こどもまんなか ふっさ』が実感できるまち」を基本理念としました。

『こどもまんなか ふっさ』とは、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、福生らしい個性と魅力、強みを生かしながら、生まれる前から乳幼児期、学童期、思春期そして青年期と、切れ目のない支援を推進することで、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる福生市をいいます。

福生市に住む子どもたちが元気でにぎわいと活気のあるまちを生み出し、全ての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるようにするために、子どもを安心して生み育てられ、次代を担う全ての子どもたちが、健やかに成長できる社会の形成を目指します。

※巻末の用語解説参照

2 基本的な視点

基本理念となる『こどもまんなか ふっさ』が実感できるまち」を実現するための施策を推進する、基本的な視点は、次のとおりです。

(1) 子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

子ども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることが必要です。

子ども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、取り組んでいきます。

また、声を上げにくい状況にある子ども・若者に特に留意しつつ、『「こども」とともに』という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

(2) 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重する

子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、大人は、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から、子ども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

そのため、子ども・若者が意見形成をし、社会に参画する上でも意見表明は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

(3) ライフステージに応じて切れ目なく支援する

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。子どもの成長の過程は、その置かれた環境や、乳幼児期からの様々な経験の積み重なりによって、大きく影響されます。

このことから、子どもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの過程において、様々な分野の関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

(4) 良好な成育環境を確保し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差は、子どもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全ての「こども施策」の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、子ども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感※を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図る

若い世代の視点に立って、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻むあい路の打破に取り組みます。また、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを生かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにします。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育てについての多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立ち、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことができるように取り組みます。

※巻末の用語解説参照

3 基本目標

「こども施策」に関する重要事項等を踏まえ、基本的な視点で定める5つの方針を推進するために掲げる基本目標は、次のとおりです。

基本目標1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない 支援の充実

安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、質・量両面にわたり、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の推進を図ります。妊娠・出産期からの切れ目のない支援として、子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら適切な情報提供を行うとともに、相談支援を充実させます。

基本目標2 乳幼児期から思春期までの継続した育ちの支援

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、小学校生活へ円滑に移行ができるよう関係機関等の連携を深める取組を進めます。

基本目標3 学童期から青年期までの継続した育ちの支援

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、全ての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取組を推進します。

基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

子ども・若者の最善の利益を尊重し、全ての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図り、周知するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

また、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう支援します。

基本目標5 子育て世帯への経済的支援と ワーク・ライフ・バランスの推進

福生市では、福生市男女共同参画行動計画に基づき、全ての市民が、性別にかかわらず、個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会※の実現を目指し、市民、事業者、各種団体と連携し、協働して取り組んでいます。

特に、「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、誰もが働きやすい仕組みをつくる必要があります。

また、働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、子育て世帯への経済的支援とともに、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進し、子育てと仕事とのバランスが取れる働き方を支援する取組を推進します。

基本目標6 「こども施策」の共通の基盤となる取組の推進

親子が安全に安心して暮らせるようにするため、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できる生活環境を整備します。

さらに、子どもや若者を含め、若年層を取り巻く状況は複雑・多様化しており、福生市においても若年層に対して、地域、学校、職場等の身近な場所における自殺対策の取組を充実させる必要があります。

また、子ども・若者が、多様な遊びや体験、活躍できる機会を通じて、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで、日常的に意見を言い合える機会を持つことができるよう、子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組めます。

4 施策の体系

[基本理念] [基本的な視点]

[基本目標]

[施策の方向性]

『こどもまんなか ふっさ』が実感できるまち

- ① 子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
 ② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重する
 ③ ライフステージに応じて切れ目なく支援する
 ④ 良好な成育環境を確保し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
 ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図る

1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

- (1) 子ども・子育て家庭の健康の確保
 (2) 地域における子育て支援体制の充実

2 乳幼児期から思春期までの継続した育ちの支援

- (1) 幼児期の教育・保育を提供する体制の確保
 (2) 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進
 (3) 子どもの居場所づくり

3 学童期から青年期までの継続した育ちの支援

- (1) 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備
 (2) 若者に対する社会における自立支援

4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

- (1) 子どもの貧困の解消に向けた対策
 (2) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 (3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 (4) 外国籍の子どもと家庭に対する対応

5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 子育て世帯への経済的支援
 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
 (3) 子育てと仕事を両立できるまちづくり

6 「こども施策」の共通の基盤となる取組の推進

- (1) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 (2) 子ども・子育て家庭の安全の確保、子どもや若者の自殺対策
 (3) 子どもや若者、子育て当事者の意見の反映

5 成果指標

基本目標に対する成果を測る指標は、次のとおりです。

成果指標	現状値	現状値時点	方向	備考
1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実				
子育てに関して不安や負担などを感じるもののうち「病気や発達に関するもの」の割合	未就学児53.7%	令和5年度	減少	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
「子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか」の肯定的割合	未就学児90.4%	令和5年度	増加	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
子育てを楽しんでいることが多い割合	未就学児57.0%	令和5年度	増加	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
地域子育て支援拠点事業の新たな利用希望や利用日数の増を希望する人の割合	未就学児32.4%	令和5年度	増加	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
2 乳幼児期から思春期までの継続した育ちの支援				
定期的な教育・保育の事業を利用していない人のうち、否定的な理由により利用していない人の割合	未就学児31.0%	令和5年度	減少	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
保育園及び学童クラブの待機児童数	0人	令和5年度	継続	
幼稚園・保育園の探究活動の実践園数	16園	令和6年度	増加	
児童館の1日平均利用者数	64人	令和5年度	増加	
3 学童期から青年期までの継続した育ちの支援				
「学校にいる時間は楽しいですか」の問に対する肯定的回答の割合	小学生本人85.8% 中学生本人84.6%	令和5年度	増加	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
「自分にはよいところがある」の問に対する肯定的回答の割合	小学生本人82.0% 中学生本人88.0%	令和5年度	増加	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
「自分には将来の夢や目標がある」の問に対する肯定的回答の割合	小学生本人83.9% 中学生本人69.3%	令和5年度	増加	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
「今の自分が好き又は自分らしくいることができていると思いますか」の問に対する肯定的回答の割合	68.1%	令和6年度	増加	若者意識調査
将来に不安を感じている人のうち「結婚」が理由の人の割合	10.9%	令和6年度	減少	若者意識調査

成果指標	現状値	現状値時点	方向	備考
4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援				
アンケート調査による生活困窮世帯の割合	未就学児7.7% 小学生5.7% 中学生5.2%	令和5年度	減少	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
子どもが、「家族の中に世話をしている人がいる」と回答した人の割合	小学生本人5.8% 中学生本人6.2%	令和5年度	減少	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
幼稚園・保育園・学童クラブの障害児の受入率	100%	令和5年4月1日	継続	
「自分は家族に大事にされている」の問に対する肯定的回答の割合	小学生本人92.3% 中学生本人95.7%	令和5年度	増加	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
こども家庭センター（子どもと家庭の相談窓口）の認知度	70.4%	令和5年度	増加	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
市ホームページのやさしい日本語翻訳の閲覧数	5,040回	令和5年度	増加	
「心配ごとやなやみがあるとき、話したり、相談したりできる人がいますか」の問で「相談できる人がいない」及び「だれにも相談したくない」の割合	小学生本人1.9% 中学生本人6.7%	令和5年度	減少	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進				
保護者が、子育てに係る経済的な負担が大きいと感じる割合	小学生40.5% 中学生45.8%	令和5年度	減少	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
ひとり親家庭就労支援事業実施状況	8件	令和5年度	増加	
「子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。」の肯定的割合【再掲】	未就学児90.4% 小学生85.9% 中学生86.0%	令和5年度	増加	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
育児休業取得率	父親19.8% 母親48.4%	令和5年度	増加	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
「福生市は子育てしやすいまちだと思いますか」の問に対する肯定的回答の割合	未就学児74.7% 小学生59.1% 中学生64.5%	令和5年度	増加	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
6 「こども施策」の共通の基盤となる取組の推進				
児童館事業の実施事業数	142事業	令和5年度	増加	
ふっさっ子の広場の参加児童数	37,086人 (延べ人数)	令和5年度	継続	
「福生市は住みやすいまちだと思いますか」の問に対する肯定的回答の割合	72.6%	令和6年度	増加	若者意識調査
子どもが関与する交通事故の件数	6件	令和6年（令和6年1月1日～12月31日）	減少	
「自分の意見や考えを、市内に聞いてもらえる場所がありますか」の問に対する肯定的回答の割合	15.6%	令和6年度	増加	若者意識調査

第4章

「こども施策」の展開

基本目標1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

施策の方向1 子ども・子育て家庭の健康の確保

【現状と課題】

福生市では、妊娠期から健康教育を通して妊婦及び配偶者等に育児仲間を作り、出産・育児に主体的になれるよう正しい知識の普及啓発・自分や家族の健康について考える機会を設けるとともに、伴走型相談支援で出産・子育てに関する不安の軽減や産後のメンタルヘルスへの対応の充実を図ってきました。



また、子どもの成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病等の早期発見と親子の健康維持、早期治療・療育につなげる取組を進めるとともに、望ましい食習慣を形成するための情報や学習の機会を提供し、食育の推進を図ってきました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、子育てに関する不安や負担感の内容として、病気や発育発達を挙げた方が5割以上おり、子どもの発育発達が、保護者にとって身近な関心ごとであるため、より多くの相談先や、適切な情報提供が必要です。

そのため、子どもと子育て家庭の健康の確保においては、健康診査等の母子保健事業の利用促進、情報提供の充実、保護者の心身の負荷の軽減などの継続的な支援を提供することが必要です。

【方向性】

妊娠・出産、産後、子育て期を親子ともに健康に過ごすため、自らの生活や健康に向き合う機会を設け、心身の負荷を軽減しながら、食事を含めた健康管理が行えるよう促す取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む子育て当事者に対し、必要としている支援に確実につなげ、切れ目のない支援体制を構築します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に受診を勧奨し、妊娠生活の不安の軽減とともに、妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。
乳児家庭全戸訪問事業	保護者の孤立を防ぎ、不安を軽減するため、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての指導・助言を行います。
低出生体重児の届出・未熟児訪問指導	未熟児の家庭を訪問し、発育、発達、育児に関する適切な指導・助言を行います。
乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体測定、診察、栄養相談、発達の状況などを総合的に行い、疾病等の早期発見に努め、保護者の不安を軽減し、乳幼児が安全な生活環境で健康的な生活習慣を確立できるよう適切な助言を行います。
産後ケア事業	産後の心身の不調又は育児支援を必要とする産後1年未満の産婦や乳児等に対し、心身のケア並びに育児のサポート等を行います。



施策の方向２ 地域における子育て支援体制の充実

【現状と課題】

福生市では、地域における子育て支援体制の充実において、地域に密着した子育て支援活動の展開や、きめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、子どもと家庭の総合相談や産前・産後支援ヘルパー事業及びファミリー・サポート・センター等の活動内容の充実に向けた取組をはじめ、地域への啓発活動や関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制の充実に努めてきました。特に、「児童福祉法」の改正に伴い、児童福祉機能(子ども家庭支援センター)と母子保健機能(子育て世代包括支援センター等)を統合した一体的な相談体制を整備するため、新たに「福生市こども家庭センター」を令和6年4月に設置しました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、地域子育て支援拠点事業の利用意向については、前回調査と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が増加しています。また、必要とする子育て支援等について、子どもの就学にかかる費用の軽減に次いで、子育てに関する不安や負担を感じることが多く、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が約4割と最も高くなっています。

市の子育て支援事業については、保護者が子育てサービスを必要なときに利用できるよう、今後も情報提供を行うとともに、利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

【方向性】

地域の中で子育て家庭を支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

特に、虐待予防の観点からも、子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用したプッシュ型の情報提供を行います。

また、ファミリー・サポート・センター等に関する取組を推進するとともに、家庭において子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育むことができるよう保護者の学びの機会の提供や、身近に相談相手がいない状況にある保護者に対し寄り添う、家庭教育支援を推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要
子育て支援カード事業	市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どもがいる世帯の支援並びに地域活性化を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助ができる方（提供会員）が会員となり、地域で助け合いながら育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。より多くのニーズに応えるため、会員数のバランス均衡化を図り、相互援助活動の充実に努めます。
子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）	子ども応援館の「ふれあいひろば」や児童館、認可保育所で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座、子育てサークルの支援等を行います。
子育て情報ガイドBOOKの作成	子育て中の保護者が、子育てサービスの利用選択が十分にできるように、子育て情報ガイドBOOKを作成し、子育て支援情報の提供を行います。
産前・産後支援ヘルパー事業	育児、家事等の支援を必要とする妊産婦のいる世帯に対して、家事等の援助を行うヘルパーの派遣を行います。



▲子育て支援カード（ふっさ子育てまるとくカード）



▲子育てひろば事業（子ども応援館「ふれあいひろば」）

基本目標２ 乳幼児期から思春期までの継続した育ちの支援

施策の方向１ 幼児期の教育・保育を提供する体制の確保

【現状と課題】

福生市では、保育ニーズを適切に見込みながら対応していくため、認可保育所等や幼稚園、また、低年齢児保育、一時預かり保育、延長保育、障害児保育、病児・病後児保育等に係るサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスの向上に向けた取組を推進してきました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、定期的な教育・保育の事業を利用している就学前保護者は約８割であり、そのうち認可保育所が約６割と最も高くなっています。前回調査と比較すると、認定こども園の利用が増加しています。また、平日の教育・保育の利用希望の事業として、認可保育所が６割と現状の利用割合と同程度となっている一方、幼稚園や認定こども園は、利用割合より利用希望の割合が高く、子どもの年齢別にみると、０歳で認定こども園の利用希望が高くなっており、教育・保育ニーズが多様化しています。

今後も、共働き世帯や変則的な勤務をする保護者等の多様なニーズに対応するため、教育・保育サービスの充実の検討が必要です。

また、土曜日や日曜日・祝日や子どもの病気やけがなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、保育所の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの不定期に利用している事業については、事業の対象者や手続等の利用方法が分からない人が増えており、保護者が必要としている事業が利用できるようサービス内容の周知を図る工夫が必要です。

【方向性】

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、子ども一人ひとりの健やかな成長を支えていきます。

また、親の就業の状況にかかわらず、特に３歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、幼稚園、保育所、認定こども園等のほか、子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）など地域の身近な場を通じた支援を充実します。さらに、幼稚園、保育所、認定こども園等のいずれにも通っていない子どもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていきます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要
認可保育所等による通常保育の実施	保護者の就労又は疾病等の理由により、児童の保育が必要な場合、保護者の申込みにより保育を実施します。
一時預かり事業	認可保育所等において空き定員や専用室を利用して、週3日以内、7時から18時までの間で8時間以内の保育を実施します。
病児保育	児童が病気であるために保育所などに預けられないときに、病児保育室で保育を実施します。
病後児保育	児童が病気の回復期にあり、集団生活に戻るには心配なときに、病後児保育室で保育を実施します。
認定こども園	幼稚園機能と保育所機能を備える認定こども園への移行及び設置を、ニーズ量に応じて支援します。
私立幼稚園	市内の私立幼稚園において、幼児の発達を促す適切な教育環境の下、それぞれの時期にふさわしい充実した生活を営み、発達に必要な活動を自然に受けられる計画的な教育を推進します。
乳幼児ショートステイ事業	保護者が疾病等により、乳幼児を家庭で養育できない場合、施設で短期間（7日以内）乳幼児を預かります。



▲幼稚園での探究活動の様子



▲保育園の園庭で遊ぶ子どもたち

施策の方向２ 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進

【現状と課題】

福生市では、幼稚園・保育園等の就学前教育・保育と、小学校教育の円滑な接続を重視し、学校段階等間の接続や臨床心理士等の巡回相談などにより、幼稚園、保育所と小学校との連携を一層強化するため、「福生市教育委員会と福生市内幼稚園・認可保育園・認定こども園との包括連携協定」を締結し、子どもの学びの連続性を確保してきました。

今後も、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが必要です。

【方向性】

幼児期の教育は、人の生涯の基礎となる資質や能力を育成する非常に重要な役割を持っていることから、今後も、質の高い教育・保育に取り組む市内幼稚園・保育所等への支援に努めていきます。

地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所と小学校の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

また、子どもの育ちそのものと切り離すことができない保護者・養育者支援が重要であり、保育士、幼稚園教諭等の人材育成・人材確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。

【主な取組】

事業名	事業概要
幼稚園・保育所等と小学校との連携	保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、引き続き連携を図ります。 また、福生版幼保小連携推進ガイドブックに基づき、小学校第1学年では「スタートカリキュラム」参観会や幼稚園・保育所等の保育参観会を行い、保育者と小学校教諭との保育観・指導観を共通して高めていきます。
臨床心理士等の巡回相談	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する課題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。

施策の方向3 子どもの居場所づくり

【現状と課題】

放課後等の子どもの居場所として、学校施設の活用、図書館事業などを実施するとともに、ふっさっ子の広場等においても地域の住民と連携して、子どもの居場所としての機能拡充の充実を図りました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、就学前児童保護者では、低・中学年（１～４年生）のうち、放課後の時間に過ごさせたい場所について、「ふっさっ子の広場」、「学童クラブ」が52.7%と最も高く、次いで「自宅」が51.4%となっています。前回調査と比較すると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」「児童館」「ふっさっ子の広場」「公園」が増加しています。

今後も、未就労の母親で、就労意向がある人のうちすぐにでも働く希望がある方が一定数見込まれるため、学童クラブのニーズの増加が想定されます。また、学童保育入所希望の子どもの年齢や学区等を整理し、学童保育の受け皿の確保に向けたニーズを正確に把握していくことが必要です。また、自宅で過ごす子どもも増えており、学童クラブ以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

【方向性】

全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である学童クラブの需要と供給のバランスに配慮し、学童クラブの安定的な運営を確保するとともに、学校施設の利用促進の観点も含め、教育委員会との連携を促進する等、放課後児童対策に取り組みます。

また、地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子ども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

【主な取組】

事業名	事業概要
ふっさっ子の広場事業（放課後子供教室）	市内全小学校の学校施設を活用し、安全な見守りの下、多くの友達や異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性などを身に付け、子どもたち一人ひとりを健やかに育てていきます。また、学童クラブ事業との連携を図ります。
学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業※）	小学生を対象に市内 12 クラブで放課後対策として、学童クラブを実施します。軽度の障害児の受入れを充実します。また、ふっさっ子の広場事業との連携を図るとともに公共施設の活用について検討します。

基本目標3 学童期から青年期までの継続した育ちの支援

施策の方向1 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

【現状と課題】

福生市では、幼稚園、保育所、学校、地域社会、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制、交流の場の整備を進め、子どもの健全な育成を進めました。また、学ぶ意欲や自己肯定感を高める取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、市の特徴を生かした教育を推進しました。

さらに、学校、地域、家庭等が連携して、喫煙、飲酒、また薬物乱用の防止等に努めるとともに、相談体制の充実や、関係機関との連携を図りました。また、不登校対策については、児童・生徒の実態に応じた個別支援の充実を図り、未然防止、早期支援等に取り組みました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、一人ひとりに応じた支援の充実のために必要な取組について、「全ての子どもたちが共に学ぶことができる教育の充実」、「人的（人員）配置の充実」が3割以上と最も高く、次いで「子ども一人ひとりの実態に応じた相談体制の強化」となっています。前回調査と比較すると、「人的（人員）配置の充実」が増加しており、個別指導が必要な子どもたちへの支援の充実が求められています。一人ひとりの子どもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が求められます。

また、自分には良いところがあると思う子どもは、小学生で5割以上、中学生で4割程度と増加傾向にある一方、自分を好きと思えない子どももあり、自分の良いところを見つけられるような支援が必要です。子どもの健全な育成を進めるためには、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が重要です。

さらに、家族等との食事の状況を見ると、休日の夕食では小中学生ともに、家族と一緒に食べる場合が多くなっていますが、中学生では休日でも夕食以外は一人で食べている子どももいます。家庭での食事は家族とのコミュニケーションやマナーを学ぶ場でもあり、共食の推進など、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組が必要です。また、子どもの健康づくりにおいては、養護教諭の支援体制の推進や健康診断等の保健管理、薬物乱用防止教育など、学校保健を推進することが必要です。

また、将来の夢や目標のある人が小学生では8割以上、中学生では7割程度となっています。自身の望む生活の実現に向けて、社会で活躍している人と関わる機会や、職場体験などの働く経験、社会にどのような仕事があるのかを学ぶ機会等を充実することが必要です。

【方向性】

自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り開いていくことができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育を充実します。

また、他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育の充実を図ります。

さらに、家庭、学校、地域等が連携して、様々な学びの機会を得られるよう支援し、地域ぐるみで子どもを育てる教育環境の整備に取り組みます。

【主な取組】

事業名	事業概要
小・中学校ICT推進事業	これからの予測が困難な時代において、児童・生徒が情報を活用しながら、他者と協働し、新たな価値の創造ができるよう、ICTを活用した授業を推進します。
英語教育推進事業	「福生市英語教育推進計画 第2次」に基づき、グローバルに活躍する人材として英語力の向上を図ります。
児童館での相談機能の充実	子どもたちが抱える悩みを気軽に相談できるよう、日頃から子どもたちに関わっている職員が相談に応じます。
コミュニティ・スクール※運営事業	学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、コミュニティ・スクール委員会の一層の充実を図ります。
青少年の意見発表大会	青少年問題協議会が中高生に日頃感じていることを自由に発表する場を提供することにより、市民の中高生の意識や行動に対する意識を深め、青少年健全育成の充実を図ります。



▲ICT（電子黒板）を活用した授業



▲コミュニティ・スクール総会

※巻末の用語解説参照

施策の方向２ 若者に対する社会における自立支援

【現状と課題】

近年、子ども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・人材不足といった学校をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されています。

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。

また、進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えていたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのＳＯＳサインに気付いた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について、若者に周知していくことも必要です。

さらに、若者が自らの意思で将来を選択できるようになるために、将来を見据えた人生のライフプランをつくることが必要であり、妊娠・出産、子育て等に関する知識の習得が必要です。

【方向性】

困難を有する子ども・若者やその家族に対し、相談支援事業等を実施することにより、自立に向けて支援する体制を整えていきます。

また、仲間同士の支えあいや交流を大切にし、地域の多様な協力者からも支援していけるような体制づくりを推進して、継続的な支援体制を強化します。

さらに、若者が自らの意思で将来を選択できるよう、結婚、妊娠、出産、子育てなどについての理解を深める機会を提供し、今後のライフデザインについて考えるきっかけづくりとなる取組の推進に努めます。

【主な取組】

事業名	事業概要
ひきこもり支援	ひきこもり相談窓口を設置し、状況に応じた相談支援を実施します。
若者の就労支援	働くことに悩みを抱えている若者を対象に、関係機関と連携して、就労に向けた支援を行います。

基本目標４ 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

施策の方向１ 子どもの貧困の解消に向けた対策

【現状と課題】

福生市では、子どもの貧困の解消に向けた対策として、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、子どもが健やかに成長する環境の整備を図るとともに、全ての子どもの学びが保障されるよう、支援の充実を図りました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、過去１年の間に、急な出費などで家計のやりくりができないことが「よくあった」割合が約１割、経済的な理由で家族旅行を控えている世帯が２割程度あり、経済的に困窮している子育て世帯が一定数いることが伺えます。

そのため、等価世帯収入の水準が低い世帯や「ひとり親世帯」等に対しては、教育や生活の安定のための支援、保護者の就労支援など、経済的支援等の充実が必要です。

【方向性】

子どもの生涯が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めます。

【主な取組】

事業名	事業概要
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、１年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の訓練促進費を支給して経済的支援を行います。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合等に受講料の一部を支給します。
受験生チャレンジ支援貸付	学習塾や高校、大学等の受験費用の捻出が困難な、一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付けを行い、子どもたちの進学を支援します。
入学資金融資制度	大学、高等学校、専修学校等に入学しようとする方の保護者に対し、入学時に必要な資金について特定金融機関に融資をあっせんするとともに、保証会社保証料や利子を市が全額負担します。
就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業	小・中学校、児童・生徒の学用品等扶助として、学用品・修学旅行等の費用を扶助します。

施策の方向２ 障害児支援・医療的ケア児[※]等への支援

【現状と課題】

平成30年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が施行され、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障害児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図ることが求められています。

また、令和6年3月に「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するに当たり実施した障害者生活実態調査結果（障害児）では、医療的ケア児に必要な支援として、「医療的ケア児の学校での受入れ」の割合が最も多く、次いで「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援・放課後等デイサービス[※]）」、「医療的ケア児の家族への支援」の順番となっています。

障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた支援体制を構築していくことが必要です。

【方向性】

障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン[※]）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的な支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

【主な取組】

事業名	事業概要
医療的ケア児支援	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、支援方法について協議を行い、医療的ケア児の支援を行っていきます。
臨床心理士等の巡回相談（再掲）	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する課題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。
学童クラブの障害児受入れ	全ての学童クラブにおいて、集団生活が可能で、かつ、通所することができる障害児を受け入れます。
医療的ケア児支援事業（保育園）	医療的ケアを必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な保育を受けられる環境を整備します。
医療的ケア児支援事業（学童クラブ）	医療的ケアを必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な育成を受けられる環境を整備します。
児童発達支援センター事業	発達に関する相談支援事業、就学前児童の療育を行う児童発達支援事業、保育園訪問支援等を行う地域支援事業を行います。
読書バリアフリーの推進	読書をするのに支援が必要な子どものために、点字図書・電子書籍などを整備し貸出しします。

※巻末の用語解説参照

施策の方向3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みました。

相談対応の充実や児童虐待防止の取組を更に進めるため、支援を必要とする子どもとその家庭に対し総合的な相談を行い、育児不安・児童虐待などの問題について、児童相談所をはじめとした関係機関等との連携を一層強化し、必要な情報の交換や、支援内容の協議を行いました。また、市民を対象として、児童虐待の理解を深めてもらう取組も行ってきました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、子育てにおける、子どもに関する不安については、病気や発育発達に関することが半数以上になっています。孤立した環境の中で不安や悩みを抱えている子どもと保護者に対して必要な支援につながるよう相談窓口等の周知などを図ることが必要です。また、子どもの権利の中で特に大切だと思うことは、「暴力や言葉で傷つけないこと」が2割以上と最も重要視されています。

児童虐待の未然防止、早期発見・対応のためには、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互で子どもを守る意識を醸成していくことが必要です。さらに、子どもに関わる関係機関等の連携体制の強化が求められます。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、小中学生において、日常的に親や祖父母などの面倒を見ているため、学校を休んだり、勉強ができないなど日常生活に支障を来している場合も見られます。

子どもの健全な育成のためには、子どもに関する事業の質と量もさることながら、近年の子どもに関わる貧困や児童虐待、ヤングケアラー、医療的ケア児など多様かつ複雑な問題にも対応する必要があります。そのため、福祉、教育、保健、医療、警察等、子どもに関わる関係機関の情報共有や連携体制の強化が必要です。

【方向性】

「こども家庭センター」が中心となり、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、福生市要保護児童対策地域協議会※などの地域のネットワークが一体となって子どもとその家庭を継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。

また、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を強化します。

ヤングケアラーについては、その認知度を高め、相談しやすい環境を整備するとともに、支援については、家族の世話などに係る負担を軽減、又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要
利用者支援事業（こども家庭センター型）	母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及び子どもと家庭を対象として、個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援体制を構築し、支援を行います。
子ども家庭支援事業	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止やヤングケアラーに関する事業など、子どもや子育て当事者の様々な個別の状況に応じた総合的な支援及び周知を図ります。
児童虐待防止のネットワークづくり	要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取組を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。
育児支援家庭訪問事業	児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、職員が訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。また、家事等の援助については、ヘルパーを派遣し、見守りが必要な妊婦や家庭に対する支援の充実を図っていきます。



施策の方向4 外国籍の子どもと家庭に対する対応

【現状と課題】

地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、外国籍の子どもをはじめ様々な文化を背景にもつ子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくことが必要です。

また、外国籍の家族を持つ家庭については、言葉や文化の違いやコミュニケーション不足などによる様々な課題が見られます。

【方向性】

外国にルーツをもつ子どもや、外国籍の子どもが適切な学びの機会を得られるよう、多様性を認めて共に学ぶ教育の推進を図るとともに、その居場所づくりに努めます。

また、日常生活において不安が生じないよう、ホームページのやさしい日本語翻訳機能の利用、多言語によるパンフレットの作成や通訳サービスの実施などの支援を充実していきます。

【主な取組】

事業名	事業概要
多言語によるパンフレットの作成	外国人家庭に対して、市が発行する各種パンフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成します。
テレビ電話多言語通訳サービス	日本語を話すことができない外国の方に対して、タブレット端末を利用した同時通訳が可能なテレビ電話多言語通訳サービスを行います。
日本語適応指導事業	日本語指導が必要な児童・生徒等に対して、日本語適応支援員を配置し、ニーズに応じた支援を行います。
広報ふっさの多言語対応	専用WEBサイト「広報プラス」において、約100か国語の自動翻訳を行えるようにします。
多文化キッズサロンの設置・運営	「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備え、日本語を母語としない子どもでも安心して立ち寄ることができる地域の居場所づくりを推進します。

基本目標 5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向 1 子育て世帯への経済的支援

【現状と課題】

全ての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育成され、一人ひとりが夢や希望が持てるよう、子どもとその家庭を支援することが必要であり、継続して各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実しました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、現在必要としていること、重要だと思う支援等として「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が就学前保護者、小学生保護者、中学生保護者ともに最も高くなっています。

今後も、次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実等、子育て家庭が安心して子育てができる支援が必要です。

【方向性】

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していきます。

また、必要な支援が受けられず、困難な状況に置かれてしまうことがないように、「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」などを適宜行っていくとともに、関係機関における情報の共有、連携の促進を図っていきます。

【主な取組】

事業名	事業概要
出産・子育て伴走型支援事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊婦や子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と出産育児に関する経済的負担の軽減を図るための支援を一体的に実施します。
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所等における、3～5歳児クラスの保育料を無償化します（0～2歳児クラスは非課税世帯のみ無償化）。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用も無償化の対象になります（上限あり）。さらに、障害児の発達支援については、幼稚園、保育所等の保育料と併せて無償となります。
学校給食費の全額公費負担	児童・生徒の保護者が負担する学校給食費の全額を公費負担します。
骨髄移植等により免疫を喪失した方の予防接種再接種費用助成	骨髄移植等の医療行為により、それまでに接種した定期予防接種の効果が喪失してしまい、再接種が必要と医師が判断した方に対して、再度受ける予防接種の費用の全額又は一部を助成します。

施策の方向２ ひとり親家庭の自立支援の推進

【現状と課題】

福生市では、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めました。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われることが必要です。また、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化が必要です。

【方向性】

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組んでいきます。

【主な取組】

事業名	事業概要
ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳に到達した年度末までの子ども(一定の障害を有する場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等(父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。)に対し、医療費の全部又は一部を助成します(所得制限あり)。
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭であって、家事又は育児等の日常生活に支障を来している家庭にホームヘルパーを派遣します。
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等の福祉の増進を目的に、自立及び就労を支援するためのプログラムを策定し、ひとり親家庭等の支援を行います。



施策の方向3 子育てと仕事を両立できるまちづくり

【現状と課題】

福生市では、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発など、働き方の見直しに向けた様々な取組を推進しました。

また、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、多くの保護者で、仕事と家庭生活の両立支援を求めており、前回調査と比べて、育児休業制度が整っていれば、在宅での子育てを希望する人が増えています。

そのような中で、母親、父親ともに育児休業を取得した割合は前回調査に比べて増加しています。母親の育児休業を取得していない理由としては、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」などの意見が挙がっており、前回調査と比べて「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が増加しています。

さらに、有給休暇や育児休業取得後の職場復帰が希望した時期より早く復帰した理由に関して、経済的理由や保育所の入所優先順位が理由として挙げられています。

育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

こうしたことから、男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望をかなえとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていくことが必要です。

【方向性】

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実現を図ることにより、女性に一方的に負担が偏ることがなく女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう、事業者に対して啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備について働き掛けていきます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要
ワーク・ライフ・バランスの情報提供と啓発活動の充実	男女がともに希望するワーク・ライフ・バランスをかなえるため、市内企業や市民に対する周知・啓発及び情報収集に取り組みます。
パパママクラス	妊婦及び配偶者等を対象に育児仲間を作り、出産・育児に主体的になれるよう正しい知識の啓発と普及を図るとともに、自分や家族の健康について考える機会とします。
低年齢児保育の充実	保育所において１歳未満の児童に対して保育を実施します。



基本目標6 「こども施策」の共通の基盤となる取組の推進

施策の方向1 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【現状と課題】

高校生ワークショップでは、子どもにとってほっとできる場所、居心地のよい場所について、個人の空間を確保しつつ、交流の場や遊び場、学びの場を提供してほしいといった意見がありました。また、子どもの権利を守り、個性を尊重する社会を実現するために、安全に暮らすための公園や遊び場の整備、ボランティア活動への参加促進などの意見がありました。

子どもや子育て当事者の目線に立ち、地域住民の理解を得た上で、子どもの遊び場とそのアクセスの確保や多世代間の交流の機会を生み出す空間の創出などを推進するとともに、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化することが必要です。

【方向性】

子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、市内公共施設の充実・有効活用を含め、地域資源も生かした遊び・体験の機会や場を意図的・計画的に創出します。

そして、性的少数者や外国にルーツをもつ人など、多様な背景を抱える人たちへの理解を広く浸透させることで、それぞれが住みやすい社会を目指します。

また、子育て世帯が安全・安心に長く住み続けられる住環境の整備を図ります。

【主な取組】

事業名	事業概要
郷土資料室の小学生対象事業	小学生が福生市の自然、歴史、文化について学ぶ機会として、体験学習や自然観察会、小学校との連携事業を行います。
公民館事業の充実	公民館で実施する事業などを通して、子どもの居場所づくりを推進します。
体育館事業の充実	体育館で実施する事業などを通して、子どもの居場所づくりを推進します。
図書館事業の充実	子どもの好奇心を満たし、社会や自然等について学ぶことができる資料を提供するとともに、イベントなどの図書館サービスを通じて、子どもの居場所づくりを進めます。また子どもを主体した事業を行うことで、子どもの読書活動を推進します。
多様性への理解の促進	性別に限らず、国籍や肌の色、言語、障害の有無や性的指向・性自認に関すること等も含め、多様な背景を持つ人たちへの理解を促すため、情報誌やホームページ、講座等で啓発を行います。

施策の方向２ 子ども・子育て家庭の安全の確保、子どもや若者の自殺対策

【現状と課題】

福生市では、安全で安心して子育てができるまちづくりに向け、就学前の子どもや学校の児童・生徒に対する交通安全教育を推進するとともに、地域住民による見守りやパトロール等の支援体制を強化しました。また、災害や犯罪の被害から子どもたちを守るため、災害対策の取組や、防災・防犯の意識啓発を行うとともに、地域社会全体で子どもを見守り育てる環境整備を推進しました。

「福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、子どもたちの安全・安心な学校生活の充実のために、必要な防犯上の取組について、小学生保護者と中学生保護者ともに「不審者の侵入防止など学校の安全対策」「通学路の安全対策」の割合が高くなっています。特に、前回調査と比較すると、「不審者の侵入防止など学校の安全対策」「交通安全・防犯対策等の教育」の必要性についての意識が高まっています。

また、子どもや若者に対するデートＤＶをはじめとした性犯罪・性暴力は、長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、性被害に遭うことはあってはなりません。

さらに、子どもや若者を含め、若年層を取り巻く状況は複雑・多様化しており、若者の孤立を防ぎ、安全に安心して暮らすことができる取組が重要であることから、若年層に対して、地域、学校、職域等の身近な場所における自殺対策の取組を推進していくことが必要です。

そして、情報化社会が進展する中、子どもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっています。

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが、全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、今後も、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることが必要です。

【方向性】

子ども・若者が、事故、災害、性暴力を含めた犯罪等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の段階に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

また、自殺対策を支える人材の育成や、自殺予防の啓発等を実施することなどにより、子ども・若年が抱える悩みや不安を相談しやすい環境づくりを行います。

さらに、非行などの問題行動を防ぎ、子どもの健全な育成を阻害する有害情報などを排除することによって、子どもが健やかに成長し、社会を支えることができるよう支援します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要
安全教育の推進	東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用して、各学校において安全教育を行います。
「生命（いのち）の安全教育」の推進	性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするために、各学校において文部科学省の教材等を活用した授業を実施します。
交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育所等での交通安全教育を推進します。また、中学校において、スタントマンが事故現場を再現するスケアード・ストレイト方式による交通安全教室を実施します。
通学路の見守り体制の推進	登下校見守りボランティアの取組の推進や、通学路見守り員を配置するとともに、防犯カメラを設置することにより、児童の登下校中の安全確保を図ります。
子どもたちへの災害対応	保育園・学童クラブ等において、災害時には児童の安全を確保し、保護及び引渡しを適切に行います。また、被災後は、安否確認や施設を確保し、速やかに教育活動及び保育活動の再開を図ります。 また、市内の小・中学校において、災害時に適切な避難行動が取れるよう、避難訓練や東京都教育委員会が作成した「防災教育デジタル教材」「防災ノート～災害と安全～」等を活用した指導を行います。
子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等の実施、市民への犯罪に関する情報提供、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども 110 番の家」事業など、子どもを守るための活動を推進します。
子ども家庭支援事業（再掲）	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止やヤングケアラーに関する事業など、子どもや子育て当事者の様々な個別の状況に応じた総合的な支援及び周知を図ります。
被害児のカウンセリング	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等を関係機関と連携し支援を行います。
自殺対策	リーフレットやチラシの配布等による周知・啓発やゲートキーパー研修等を行うことで自殺対策に係る取組を広く普及・推進します。

施策の方向３ 子どもや若者、子育て当事者の意見の反映

【現状と課題】

幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながっていくと言われています。

「福生市こども計画」策定時において、子ども本人に対するアンケートや高校生ワークショップなどを実施してきました。高校生ワークショップでは、自分自身が意見表明するだけでなく、相手の意見を聴くことで、自分の意見を更に深掘りできたという意見がありました。

【方向性】

計画を推進していく上で、今後も引き続き、子どもや若者の社会参画と意見表明の大切さを伝え、意見形成や意見表明の機会が確保されるよう各種イベント等を実施していくとともに、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護する環境づくりを検討します。

また、子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していくため、子育て当事者のニーズを丁寧に把握できるよう、今後実施する保護者ニーズ調査等の実施方法について、「福生市子ども・子育て審議会」等において検討していきます。

【主な取組】

事業名	事業概要
子ども議会	選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより主権者として求められている力を育成する教育が重要です。子ども議会はその一環として小学生が身近な生活の状況に着目し、自らの思いや願いを発表・提案する機会とします。
子ども・若者の意見聴取の機会の充実	子ども・若者の視点を尊重した事業・取組を推進するため、子どもワークショップ等の実施を検討し、子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを推進します。
青少年の意見発表大会（再掲）	青少年問題協議会が中高生に日頃感じていることを自由に発表する場を提供することにより、市民の中高生の意識や行動に対する意識を深め、青少年健全育成の充実を図ります。

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では「市町村子ども・子育て支援事業計画」において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関して定めることとしており、国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の

条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」といいます。）を定める必要があるとしています。

福生市は、人口、利便性・教育・保育施設の配置等から勘案し、適正な需給調整と安定的なサービスの提供が可能となるよう、福生市全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保方策を見ていくものとします。



2 人口の見込み

「市町村子ども・子育て支援事業計画」で定めるサービスの対象となる、0歳から18歳までの子どもの人口を住民基本台帳の人口を基に、次の表のとおり推計しました。

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	313	308	302	297	293
1歳	318	317	312	306	301
2歳	321	317	316	310	305
3歳	324	316	313	311	306
4歳	335	316	309	305	304
5歳	332	332	313	306	303
6歳	351	328	329	310	304
7歳	339	346	325	325	306
8歳	370	339	347	325	325
9歳	398	368	338	345	323
10歳	363	396	366	336	344
11歳	402	364	397	367	337
12歳	359	401	364	397	367
13歳	409	361	404	366	399
14歳	430	409	361	403	366
15歳	416	433	412	363	406
16歳	433	415	432	411	363
17歳	396	439	421	438	417
18歳	435	411	456	437	455

資料：福生市推計

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

ア 認定区分について

「子ども・子育て支援法」では、年齢と保育の必要性に基づいて、1・2・3号認定に区分します。さらに、2・3号認定については、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）及び保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2種類の保育必要量を設けています。

【 認定区分 】

認定区分	対象年齢	保育の必要性	
1号認定	3～5歳	保育を必要としない	教育標準時間利用（3～4時間）
2号認定	3～5歳	保育を必要とする	保育標準時間利用（11時間）
			保育短時間利用（8時間）
3号認定	0～2歳	保育を必要とする	保育標準時間利用（11時間）
			保育短時間利用（8時間）

イ 家庭類型について

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要なため、アンケート調査結果を基に、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育 休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120 時間 以上	120 時間 未満 48 時 間以上	48 時間 未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプ C'	タイプD	
パートタ イム就労 (産休・ 育休含 む)	120 時間以上		タイプC	タイプE	タイプ E'		
	120 時間未満 48 時間以上						
	48 時間未満	タイプ C'					
未就労			タイプD			タイプF	

保育の必要性あり

- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上＋月48～120時間）
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月48時間未満）
 タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋月48～120時間の一部）
 タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月48時間未満＋月48～120時間の一部）
 タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2)「量の見込み」を算出する項目

「子ども・子育て支援法」では、次に掲げる事業について、「量の見込み」を算出し、「確保方策」を定めることとしています。

【 教育・保育 】

	対象事業 (認定区分)			事業の対象家庭	調査対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育園		ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育※	3号認定		

【 地域子ども・子育て支援事業 】

	対象事業	事業の対象家庭	対象児童
1	利用者支援事業		
	基本型・特定型	全ての家庭	
	こども家庭センター型	全ての家庭	
	妊婦等包括相談支援事業型	全ての家庭	0～2歳
2	延長保育事業（時間外保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	全ての家庭	
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全ての家庭	
5	学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
6	子育て短期支援事業	全ての家庭	0～5歳
7	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭	
8	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	
	要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	要保護児童等に対する支援を必要とする家庭	
9	子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）	全ての家庭	0～5歳
10	一時預かり事業（幼稚園）	全ての家庭	3～5歳
	一時預かり事業（保育所、ファミリー・サポート・センター）	全ての家庭	0～5歳
11	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
12	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	全ての家庭	0～5歳 1～6年生
13	妊婦健康診査事業	全ての妊婦	
14	産後ケア事業	産後ケアを必要とする者	0歳
15	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	全ての家庭	0～2歳

※巻末の用語解説参照

(3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

ステップ1

～家庭種類の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ（A～F）进行分类します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭種類の算出～

ステップ1の家庭類型から更に、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割り出します。

たとえば、病児病後児保育事業や学童クラブ事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年のニーズ量が算出されます。

注) 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズからどのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件の下、補正を行っています。

注) ニーズ量とは、アンケート調査結果から算出された各事業・サービスの利用意向率を、対象児童数に掛け合わせて算出した数値

4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。市内には4園の私立幼稚園があります。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。市内には、合計12の認可保育所があります。

このほかに、幼稚園、保育所の両方の機能を備え、就学前の教育・保育、子育てサービスを総合的に提供する認定こども園が2園、少人数できめ細かな保育を行う小規模保育施設が1園あります。

(2) 福生市の教育・保育の現状

(単位：人)

		令和6年度4月1日現在				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
特定教育・保育施設※	幼稚園、保育所、認定こども園	327		770	449	128
特定地域型保育事業	小規模保育※、家庭的保育※、居宅訪問型保育※、事業所内保育※等	-		-	13	6
確保量合計		327		770	462	134

※巻末の用語解説参照

(3) 今後の方向性

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおりとし、確保方策を定めました。

【 令和7年度 】

(単位：人)

		令和7年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳 0歳
児童数（推計）		991			321	318 313
量の見込み（A）		256	70	612	216	200 116
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	327		770	449	128
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	-		-	13	6
確保量合計（B）		327		770	462	134
差引（C）＝（B）－（A）		1		158	46	18

【 令和8年度 】

(単位：人)

		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		964			317	317	308
量の見込み（A）		249	69	595	213	200	114
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	327		770	449		128
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	－		－	13		6
確保量合計（B）		327		770	462		134
差引（C）＝（B）－（A）		9		175	49		20

【 令和9年度 】

(単位：人)

		令和9年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		935			316	312	302
量の見込み（A）		242	67	577	212	196	112
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	327		770	449		128
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	－		－	13		6
確保量合計（B）		327		770	462		134
差引（C）＝（B）－（A）		18		193	54		22

【 令和 10 年度 】

(単位：人)

		令和10年度					
		1 号認定	2 号認定		3 号認定		
			教育を希望	左記以外	2 歳	1 歳	0 歳
児童数（推計）		922			310	306	297
量の見込み（A）		239	66	569	208	193	110
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	327		770	449		128
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	－		－	13		6
確保量合計（B）		327		770	462		134
差引（C）＝（B）－（A）		22		201	61		24

【 令和 11 年度 】

(単位：人)

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		913			305	301	293
量の見込み（A）		236	65	564	205	190	109
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	327		770	449		128
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	-		-	13		6
確保量合計（B）		327		770	462		134
差引（C）＝（B）－（A）		26		206	67		25

【 今後の方向性 】

児童数の減少傾向に伴い、ニーズ量も減少していくことが見込まれますが、年間を通した保育所別・年齢別の入所率等を鑑みると、保育所によっては、特に3号認定子どもの受入数が不足する可能性があります。

引き続き、保育所等と調整・連携し、ニーズ量に応じた保育室の確保等に努め、待機児童ゼロを継続していくとともに、幼児教育・保育の「量」の確保のみならず、医療的ケア児の受入体制の整備や、子どもの健やかな成長・発達のため、興味・関心に応じた「探究」を積み重ねる活動を実施する幼稚園、保育所等を支援するなど、「質」の向上に向けた取組も充実を図っていきます。

また、学びの連続性を確保するため、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を推進し、今後も、幼保小の連携に努めます。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう支援するため、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とした事業です。

ア 基本型・特定型

子ども及びその保護者等が、保育施設等を円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点等の身近な場所や市の窓口において、子育て支援に関する相談や情報提供、助言等必要な支援を実施します。

- (ア) 相談支援として、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を実施します。
- (イ) 子育て世帯に対する情報発信として、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- (ウ) 子育て世代とつながる工夫として、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

イ こども家庭センター型

母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や、全てのこどもとその家庭に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

- (ア) 主に児童福祉の相談等を担当する子ども家庭支援員と、主に母子保健を担当する保健師等が、それぞれの専門性に応じて相談支援等を行います。
- (イ) 子ども家庭支援員と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施します。
- (ウ) 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランを作成します。

ウ 妊婦等包括相談支援事業型

妊娠時から妊産婦とその家庭に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなげます。

【 現状 】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所	3	3	3	3
基本型・特定型	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	1	1	1	1

【 量の見込みと確保方策 】

基本型・特定型、こども家庭センター型

(単位：箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

妊婦等包括相談支援事業型

(単位：回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	362	355	349	344	340
	1組当たり面談回数	2	2	2	2	2
	面談実施合計回数	724	710	698	688	680
確保方策 面談実施合計回数		724	710	698	688	680

【 今後の方向性 】

保育所の入所相談だけではなく、様々な事業、地域資源を紹介、利用調整が行える体制とします。(特定型)

家庭、地域と母子保健及び児童福祉の機能が適切に連携・協力し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する体制を構築します。(こども家庭センター型)

妊婦とその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行います。(妊婦等包括相談支援事業型)

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

【 概要 】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業です。

【 現状 】

市内認可保育所等では1時間延長が12か所、2時間延長が認可保育所で2か所、認定こども園で1か所の合計15か所で実施しています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	594	658	618	646

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	663	674	684	697	713
確保方策(B)	663	674	684	697	713
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

市内の認可保育所等において延長保育を行い、18時以降の保育需要への対応を図ります。量の見込みの人数は、現状を大きく上回らないことから、今後も利用者のニーズを注視しながら、引き続き既存の保育施設で対応します。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月から、私学助成幼稚園に通う園児に対し、副食費の施設による徴収に係る補足給付事業を実施しています。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

現在、対象となる事業者がないため、実施していませんが、今後、運営事業者等から、本事業の実施について要望等があった場合、検討します。

- ・新規参入施設等への巡回支援
- ・認定こども園特別支援教育・保育経費の補助
- ・地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

(5) 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

【概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援の下、児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

平成27年度から小学校6年生までの受入れを開始しました。これまで学童クラブの増設等により育成スペースの確保等に努め、現在、12か所で実施しています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所人数	675	630	643	630
受入人数	820	794	794	813

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	646	641	636	619	603
1年生	204	191	191	180	177
2年生	166	178	167	167	158
3年生	144	132	142	133	133
4年生	82	88	81	87	81
5年生	37	39	42	38	41
6年生	13	13	13	14	13
確保方策（B）	800	800	800	800	800
差引（B）－（A）	154	159	164	181	197

【 今後の方向性 】

学童クラブ全体の提供量としては量の見込みを上回っていますが、学校別の入所率等を見ると、学童クラブによっては育成スペースが不足する可能性があります。

「放課後児童対策パッケージ」に基づき、「ふっさっ子の広場」との一体型事業の推進を図るとともに、引き続き育成スペースの確保等に努め、今後も待機児童ゼロに努めていきます。

(6) 子育て短期支援事業

【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった就学前児童について、必要な保護を行う事業として、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）があります。

【 現状 】

乳幼児を対象に、4市2町（福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町）が統一した内容で社会福祉法人東京恵明学園に委託しています。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	16	24	27	61

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	78	89	101	110	120
ニーズ量（0～5歳以下家庭）	78	89	101	110	120
ニーズ量（就学児家庭）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	78	89	101	110	120
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

乳幼児だけでなく、就学児童の保護者の入院や出産、出張などによるニーズにも対応できるよう、事業内容の拡充を検討する必要があります。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける事業です。

【 現状 】

里帰り出産をした方や入院が長期になる場合は、生後4か月を過ぎても行うことが可能です。訪問は市職員（保健師、助産師等）及び市と委託契約を締結した保健師又は助産師が行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出生数（人）	351	328	313	314
訪問数（人）	335	310	305	317
訪問率（％）	95.4％	94.5％	97.4％	100.9％

* 訪問数には生後28日未満の新生児訪問の数も含む。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	313	308	302	297	293
実施体制（確保方策）	こども家庭センターにて実施				

【 今後の方向性 】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母の支援や近隣住民との関係が希薄な中で子育てをしていく保護者が不安に陥ることなく安心して子育てができるよう、適切なサービスの紹介や相談・助言を行うため、引き続き、全戸訪問に努めます。

(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

ア 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援訪問事業は、児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行います。

【 現状 】

各関係機関と連携しながら必要な家庭に支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数（人）	0	3	1	0
訪問件数（件）	0	66	3	0

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
上段 実人数（人）					
下段 訪問件数（件）	78	78	78	78	78
実施体制（確保方策）	こども家庭センターにて実施				

【 今後の方向性 】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術の更なるスキルアップを図り、充実させていきます。家事等の養育支援については、育児支援ヘルパーの派遣に関する事業が適切に運営できる業者に、引き続き委託します。

イ 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【 概要 】

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童又は出産後の養育について出産前からの支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

令和6年4月には「児童福祉法」の改正によって、訪問による生活の支援である「子育て世帯訪問支援事業」、学校や家以外の子どもの居場所支援である「児童育成支援拠点事業」、親子関係の構築に向けた支援である「親子関係形成支援事業」が加わり、今後、支援を必要とする家庭の把握に努め、これらの事業の実施について検討していきます。

【 現状 】

福生市要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携により、児童及びその保護者等への支援を行っています。

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計	51	47	54	45
要保護児童対策地域協議会代表者会議	2	2	2	2
要保護児童対策地域協議会実務者会議	4	4	4	4
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	45	41	48	39

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	49	49	49	49	49
要保護児童対策地域協議会代表者会議	2	2	2	2	2
要保護児童対策地域協議会実務者会議	4	4	4	4	4
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	43	43	43	43	43
確保方策（B）	49	49	49	49	49
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

(9) 子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

ふれあいひろば（子ども応援館 1 階）、児童館 3 館、認可保育所 2 か所、合計 6 か所で実施しています。

（単位：人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用者数	6,686	7,962	9,551	9,672

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	9,866	9,998	10,107	10,273	10,480
確保方策（B）	9,866	9,998	10,107	10,273	10,480
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在、6 か所で実施しており、既存の施設でニーズの確保は可能であると思われます。今後も、利用者のニーズを把握しながら、開設時間や専任職員の配置などについて検討する必要があります。

(10) 一時預かり事業

ア 幼稚園における一時預かり事業

【 概要 】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する方を対象に実施する事業です。

【 現状 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	13,207	8,801	8,873	8,530

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	9,144	8,895	8,628	8,508	8,425
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	3,519	3,423	3,320	3,274	3,242
2号認定による 定期的な利用	5,625	5,472	5,308	5,234	5,183
確保方策（Ｂ）	9,144	8,895	8,628	8,508	8,425
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

市内の全ての幼稚園で預かり保育を実施しており、引き続き、通常教育時間終了後や長期休業期間等の預かり保育の需要に対応できる体制づくりの支援に努めます。

イ 保育所、ファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業

【 概要 】

保護者が冠婚葬祭やリフレッシュなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【 現状 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	465	515	883	736

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	594	583	571	562	555
確保方策（B）	594	583	571	562	555
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き、ニーズに十分対応できる体制を整えるため、認可保育所での確保を図るとともに、ファミリー・サポート・センターでの受入れを充実していきます。

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病気の急性期や回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設等で児童を預かる事業です。

【 現状 】

病児保育は、平成27年4月に開設した「病児保育室あんず」、病後児保育は、平成20年11月に開設した「福生保育園」内の病後児保育室で実施しています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	462	663	656	953

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,390	1,356	1,328	1,296	1,273
ニーズ量（就学前）	987	968	947	932	921
ニーズ量（就学児）	403	388	381	364	352
確保方策（B）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
差引（B）－（A）	1,010	1,044	1,072	1,104	1,127

【 今後の方向性 】

病児保育の定員は6人、病後児保育の定員は4人となっており、ニーズ量については大きな変動は考えにくいことから、定員は当面据え置くこととします。

(12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【 概要 】

子育ての援助をして欲しい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

【 現状 】

平成25年10月から活動を開始した事業で、生後57日から小学6年生までの児童の保護者と市内に居住し心身共に健康な20歳以上の方が会員となり、保育所、幼稚園等の送迎や預かり等の援助活動を行っています。平成30年度からは、社会福祉法人福生市社会福祉協議会へ運営委託をしており、会員登録に関する受付、事業説明、講習会・交流会の開催、援助活動の相談及び調整を行っています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供会員	106	114	126	134
依頼会員	213	225	236	242
両方会員	5	5	2	1
就学児童保護者の利用者数	185	480	421	178

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	296	286	280	268	259
確保方策（B）	296	286	280	268	259
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

円滑な事業運営と支援の充実を図るため、依頼会員・提供会員双方のバランスの良い会員の確保が必要であることから、今後も説明会等を実施し、市民への事業の周知徹底に努めていく必要があります。

(13) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【 現状 】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票（14回分）、超音波検査受診票（4回分）、子宮頸がん検診（1回分）を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。また、東京都外で受診する方に対しては、出産後の手続により妊婦健康診査費用の助成を行っています（東京都の契約単価を上限とする。）。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数	370	350	344	339
里帰り等妊婦健康診査費助成金制度申請者数	51	18	27	29

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	313	308	302	297	293
確保方策 健診回数（回）	4,380	4,306	4,232	4,165	4,106
実施体制（確保方策）	実施場所：都内の契約医療機関 検査項目：体重・血圧測定、尿検査、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体、梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹、クラミジア抗原、経膈超音波、HTLV-1抗体、B群溶連菌、NST（ノンストレステスト）				

【 今後の方向性 】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子ともに安全安心な出産を目指します。

(14) 産後ケア事業

【 概要 】

産後の心身の不調又は育児支援を必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象にした短期入所型、通所型、居宅訪問型の事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	522	548	576	604	635
確保方策（B）	522	548	576	604	635
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対する利用者負担の減免支援と契約事業所数の拡大を図り、利用しやすい環境を整えることにより、健やかな育児ができるよう支援していきます。

(15) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

【 概要 】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所等に預けられるようにする新たな通園給付制度です。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（A）	0	4	4	4	4
	確保方策（B）	0	4	4	4	4
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
1歳児	量の見込み（A）	0	4	4	4	4
	確保方策（B）	0	4	4	4	4
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
2歳児	量の見込み（A）	0	3	3	3	3
	確保方策（B）	0	3	3	3	3
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

令和8年度からの給付制度化に向けて、必要受入時間数や必要定員数等の検討を進め、受入体制の整備に努めていきます。

1 施策の実施状況の点検及び評価

この計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクル※を確保し、計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「福生市子ども・子育て審議会」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を年に1回ホームページで公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、「子ども・子育て支援法」で定めることとされている、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の「量の見込みと確保方策」についても、毎年度、進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、必要に応じて量の見込みと確保方策を見直すこととします。



2 関係機関等との連携

計画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、市だけでなく、家庭、教育・保育事業者、学校、地域等が連携して取り組む必要があります。

関係機関等それぞれが役割を果たし、相互の連携が図られるよう、積極的に関わるとともに、東京都や他の市町村とも連携し、子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。



資料編

1 福生市子ども・子育て審議会

(1) 福生市子ども・子育て審議会条例

平成25年6月25日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、福生市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律に基づく施策に関すること。

(組織)

第3条 審議会の委員は、14人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 保育関係者 1人
- (3) 教育関係者 2人
- (4) 関係行政機関の職員 2人
- (5) 事業主を代表する者 1人
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 2人
- (7) 子どもの保護者 3人以内
- (8) 公募による市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、調査審議のために必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

(2) 委員名簿

選出区分	氏 名	備考
学識経験者	佐 々 加代子	会長
保育関係者	佐 藤 淳 子	
教育関係者	野 口 哲 也	副会長
	山 岸 史 子	
関係行政機関の職員	川 口 修	
	荒 岡 孝 子	
事業主を代表する者	山 下 裕 弘	
子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	高 山 浩 之	
	神 山 千 歳	
子どもの保護者	本 田 香 織	
	翠 川 洸 史	
	古 屋 泰 男	
公募による市民	本 間 絵里奈	
	赤 根 亜砂美	

(3) 審議経過

回	開催日	審議内容等
令和6年度 第1回	令和6年4月22日	・委嘱状交付 ・諮問（福生市こども計画の策定について） ・福生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査における追加集計《3か年比較》について ・福生市こども計画の策定方針について ・令和5年度調査に不足する調査の実施について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査に基づく見込量の算出方法について
第2回	令和6年5月27日	・令和5年度福生市子ども・子育て支援事業計画進捗状況及び第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の振り返りと課題について ・福生市こども計画の施策体系（案）について
第3回	令和6年6月24日	・福生市こども計画の骨子（案）について ・高校生ワークショップの開催結果について
第4回	令和6年7月26日	・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画 成果指標の令和5年度実績について ・教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績について ・福生市こども計画答申（案）について ・高校生ワークショップの実施報告について ・子育て支援者ヒアリングの実施概要について ・若者意識調査の実施概要について
-	令和6年8月28日	・答申（福生市こども計画の策定について）
第5回	令和6年10月8日	・子育て支援者ヒアリングの実施報告について ・若者意識調査の実施報告について ・福生市こども計画の素案について
第6回	令和7年2月14日	・福生市こども計画（案）について

(4) 諮問・答申

福子政発第7号
令和6年4月22日

福生市子ども・子育て審議会
会長 佐々加代子 様

福生市長 加藤育男 印

福生市こども計画の策定について（諮問）

福生市こども計画を策定するに当たり、その基本的な考え方及び内容について、貴審議会の御意見を賜りたく、福生市子ども・子育て審議会条例第2条の規定に基づき、諮問します。

福子審発第5号
令和6年8月28日

福生市長 加藤育男 様

福生市子ども・子育て審議会
会長 佐々加代子

福生市こども計画の策定について（答申）

令和6年4月22日付け、福子政発第7号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

2 用語解説（50 音順）

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

育児休業制度

労働者が、その事業主に申し出ることにより、1歳に満たない子を養育するため、育児休業をすることができる制度のこと。

医療的ケア児

障害や病気のために、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。医療的ケアとは、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などを行う医療行為をいう。

インクルージョン

全ての人々が社会に参加し、差別や排除されことなく共存できる状態や取組を指す。障害や性別、年齢、国籍や民族などの違いにかかわらず、平等に扱われ、社会の一員として受け入れられることを目指す考え方である。

ウェルビーイング

単に病気がないだけでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態を表す概念のこと。良好な状態には、個人の幸福感や、社会的つながり、仕事や生活の充実度、そしてコミュニティとの関係なども含まれる。

【か行】

家庭的保育

地域型保育の一つ。少人数（定員5人以下）を対象として、家庭的保育者が居宅等で行う保育のこと。

居宅訪問型保育

地域型保育の一つ。保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行う施設であり、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期に係る切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされている。

コミュニティ・スクール

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に定められる学校運営協議会制度のこと。学校と地域が連携し、学校運営に意見を反映させることで、子どもの豊かな成長を支える仕組みのこと。

【さ行】

自己肯定感

自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のこと。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感につながり、自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題につながることもある。

自己有用感

自分が周囲や社会に対して役立っている、必要とされているという感覚のこと。「地域・家族のために貢献している」、「社会の一員として有意義な活動をしている」などと感じることで得られる満足感をいう。

事業所内保育

地域型保育の一つ。会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育すること。

児童館

「児童福祉法」第40条に定められた児童厚生施設の一つとして、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設のこと。

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設で、「児童福祉法」第43条に規定されている。

児童虐待

保護者がその監視する児童（18歳に満たない者）に対し、殴る蹴るなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト（Neglect）、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

小規模保育

地域型保育の一つ。主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員6人から19人まで）を対象として行う保育のこと。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入所申込みをしたが、入所できていない児童を「入所保留児童」といい、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」である。

男女共同参画社会

性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合う社会のこと。

地域型保育

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つがある。

地域子育て支援拠点事業

子ども応援館、児童館等で実施している、乳幼児とその保護者の相互交流や子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業のこと。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。幼稚園、保育所、認定こども園が該当する。

特別支援教育

障害や特別な支援が必要な子どもたちに対して行われる教育のこと。個々の子どものニーズに合わせたカリキュラムや環境を提供し、学習や社会生活での自立を支援する。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に対し、保育所の開所時間（おおむね7時から18時まで）で幼児教育・保育を行う施設をいう。

【は行】

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業のこと。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。

ふっさっ子の広場（放課後子供教室）

放課後等に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心して楽しく過ごすことのできる「学び・体験・交流」の場のこと。

放課後児童健全育成事業

学童クラブ事業を指す。保護者の就労や疾病等により、放課後の家庭において健全な育成を受けられない小学生を対象に、生活や遊びの場を提供する事業のこと。

放課後等デイサービス

「児童福祉法」第6条の2の2第3項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。家事のほか、精神的なサポートを行うことも含まれ、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼす。

ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階のこと。人の生涯を幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、壮年期等、人生の節目ごとに区切ったそれぞれの段階を指す。

療育

発達障害や障害を持つ子どもに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うこと。療育は、子どもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法等が含まれる。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活の調和を意味する。やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

【英字】

I C T

Information and Communication Technologyの略称で、情報通信技術のこと。

P D C Aサイクル

業務を継続的に改善するための、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）による経営管理の手法のこと。

S N S

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略称で、インターネット上での人々の交流や情報共有を行うサービスのこと。個人間のコミュニケーションや情報発信の手段として広く利用されている。

福生市こども計画

発行日 令和7年3月

発 行 福生市子ども家庭部子ども政策課

〒197-8501

東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511（代）

ホームページ <https://www.city.fussa.tokyo.jp/>



『こどもまんなかふっさ』が
じっかん
実感できるまち